

六ヶ所村高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月
六ヶ所村

はじめに



令和5年版高齢社会白書によると、我が国の65歳以上の人口は令和4年10月1日現在、3,624万人となっており、総人口に占める割合（高齢化率）は29.0%となっています。

目前に迫っている2025年（令和7年）には、我が国ではいわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となります。そして高齢者の5人に1人が認知症となり、その数は700万人に達すると言われています。

一人暮らしの高齢者や、認知症の方、医療と介護の両方を必要とする高齢者も大幅に増加することが見込まれる中で、今後、住み慣れた地域での暮らしを支えていく環境を整えることが重要な課題となります。

さて、本村では、令和3年度から3年間、「すべての高齢者が自立し、生きがいをもって生活できる村づくり」の基本理念の下で、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が身近な地域の中で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を図り、また、本村で暮らす全ての人々が、生きがいを共に作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、様々な施策を展開してまいりました。

福祉課題の増加・多様化・複雑化が見込まれる中で、本村に住む高齢者が自分らしい暮らしを人生の最後まで住み慣れた地域で続けていくために、介護予防や認知症対策のさらなる充実、地域における支え合い体制の強化や福祉の担い手の確保・育成、また、村民による主体的・積極的な活動の促進を図っていくことが必要です。

このような背景から、前期計画の見直しを実施し、「共に健康でいきいきした暮らしを創る」を基本理念とする「六ヶ所村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。この計画を着実に進めていくためには、村民の皆さまをはじめ、介護サービス事業者、医療機関、その他関係団体などとの連携が欠かせません。本村における高齢者福祉の充実のため、引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました「六ヶ所村介護保険事業運営協議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げますとともに、計画の実現に向けてより一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。

令和6年3月

六ヶ所村長 戸田 衛

目 次

第 1 章	計画の概要	1
Ⅰ	計画策定の背景	1
Ⅱ	計画の位置づけ	2
1	根拠法令など	2
2	他計画との関係	2
Ⅲ	計画の期間	3
Ⅳ	計画の策定体制	4
1	六ヶ所村介護保険事業運営協議会	4
2	アンケート調査	4
第 2 章	高齢者を取り巻く現状	5
Ⅰ	高齢者の状況	5
1	人口と高齢者数の推移	5
2	高齢者のいる世帯の状況	6
Ⅱ	介護保険事業の状況	7
1	被保険者数の推移	7
2	要支援・要介護認定者の推移	8
3	介護保険サービスの利用状況	10
4	介護給付費の状況	12
Ⅲ	アンケート調査結果	13
1	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（リスク判定結果）	13
2	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（高齢者福祉）	18
3	在宅介護実態調査	26
Ⅳ	高齢者及び要支援・要介護認定者の推計	34
1	人口と高齢者の将来推計	34
2	被保険者数の見込み	36
3	要支援・要介護認定者の推計	37
第 3 章	計画の基本的な考え方	39
Ⅰ	計画の基本理念	39
Ⅱ	計画の基本目標	41
Ⅲ	計画の体系	42
Ⅳ	日常生活圏域の設定	43

第4章	基本目標	44	
	基本目標Ⅰ	生きがいづくり・社会参加と介護予防の充実	44
	1	生きがいづくり・社会参加活動の推進	45
		(1) 生きがい活動支援通所事業	46
		(2) 生涯学習・スポーツ・レクリエーション	46
		(3) 老人クラブの育成と活動支援	46
		(4) 交流の促進と敬老事業	47
		(5) 高齢者の就労支援	47
		(6) 高齢者を支えるための拠点整備(老人福祉センター、地域交流ホーム)	47
	2	自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取組	48
		(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	49
		(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	58
		(3) 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進	59
	基本目標Ⅱ	地域生活を支える体制の整備	60
	1	地域包括支援センターの機能・体制の強化	61
		(1) 地域包括支援センター機能の充実	62
		(2) 地域包括支援センター業務(包括的支援事業)の実施	62
		(3) 地域ケア会議の充実	64
	2	在宅医療・介護連携の推進	65
		(1) 現状分析・課題抽出・施策立案	67
		(2) 地域に対する支援や医療・介護関係者の情報共有等支援	68
		(3) 在宅医療の4場面別にみた連携の推進	69
	3	認知症施策の推進	70
		(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発、本人発信支援	71
		(2) 認知症の予防推進	73
		(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	74
		(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	76
		(5) 研究開発への協力	78
	4	高齢者虐待防止対策の推進	79
		(1) 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化	80
		(2) 養護者による高齢者虐待への対応強化	80
		(3) 要介護施設従事者による高齢者虐待への対応強化	80

5	居住環境の充実と多様な住まいの確保	81
(1)	住宅改修相談支援	82
(2)	福祉用具利用の促進	82
(3)	バリアフリー化の推進	82
(4)	高齢者の多様な住まいの確保	82
(5)	養護老人ホーム措置事業	83
(6)	生活支援ハウス	83
6	生活支援サービスの充実・強化	84
(1)	生活支援コーディネーターの配置	85
(2)	生活支援体制整備推進協議会の設置	85
(3)	生活支援サービスの実施	86
7	介護人材の確保と生産性の向上	90
8	介護に取り組む家族等への支援の充実	91
9	支え合いの促進と災害・感染症対策の推進	94
(1)	地域福祉を担う組織との連携	95
(2)	高齢者のための防犯・交通安全対策	95
(3)	防災対策・災害時対応の充実	95
(4)	感染症対策の推進	96
基本目標Ⅲ 暮らしを支える介護サービスの充実		97
1	住み慣れた地域での暮らしの推進	98
(1)	本村の介護サービス資源の状況	99
(2)	介護予防サービス（要支援1・2）	100
(3)	介護サービス（要介護1～5）	104
(4)	要介護認定・給付の適正化とサービスの質的向上	112
(5)	サービス利用のための支援	115
(6)	介護保険事業費と保険料	116
第5章	計画の推進体制	127
I	計画の周知・連携による推進	127
II	計画の進行管理・評価・見直し	127
資料		128
I	六ヶ所村介護保険事業運営協議会設置要綱	128
II	六ヶ所村介護保険事業運営協議会委員名簿	130

第1章 計画の概要

I 計画策定の背景

日本の高齢化の急速な進展は人口構造を歪ませ、生産年齢人口の減少や高齢化人口の増加をはじめとする人口問題は社会経済の情勢に大きな影響と変化をもたらしています。

六ヶ所村でも、2015（平成 27）年に団塊世代が 65 歳を迎えた以降も高齢人口は増加しており、更に令和 7 年に団塊世代が 75 歳を迎えるため、今後も高齢化が進行し、特に後期高齢者が急増すると推測されます。こうした、高齢化の急速な進行に伴い、高齢単身世帯・高齢者のみの世帯のますますの増加や孤立化、認知症の方の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、介護者の孤立等の問題への対応が課題となっています。

また、平均寿命が延びている中で、介護が必要な期間が増加していることも課題の一つであり、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことも求められています。

一方で、介護者を社会全体で支える仕組みとして平成 12 年 4 月に導入された介護保険制度は、令和 6 年で 25 年目を迎え、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着・発展していますが、後期高齢者の増加等により、介護や医療などの社会保障費が急激に増加する中、持続可能な社会保障制度への根本的な見直しが必要となっています。

そういった中、高齢者が住み慣れた地域で安全、安心に生活を営むことが出来るよう、第 8 期では「生きがづくり・社会参加と介護予防の充実」、「地域包括ケアシステムの推進」、「介護保険サービスの充実」の 3 つを基本方針とし、取組みを重点的に進めてきました。

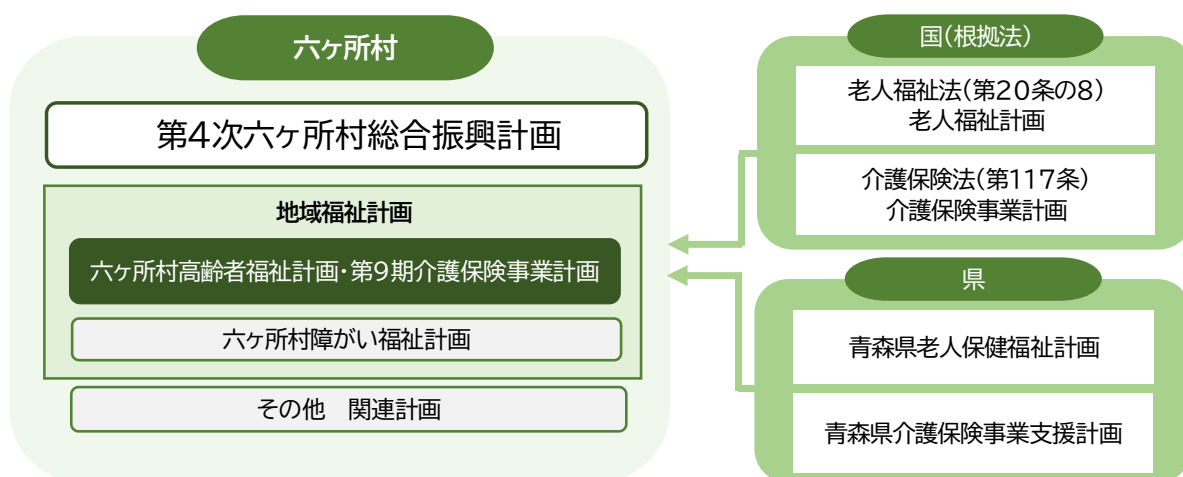
六ヶ所村では、令和 3 年 3 月に策定した「六ヶ所村高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」の計画期間が満了することから、新たに「共に健康でいきいきした暮らしを創る」を基本理念とし、高齢者を取り巻く環境の変化による諸課題に道筋をつけるため「六ヶ所村高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」を策定するものです。

II 計画の位置づけ

1 根拠法令など

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律133号）第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」として策定します。

■計画の位置づけ



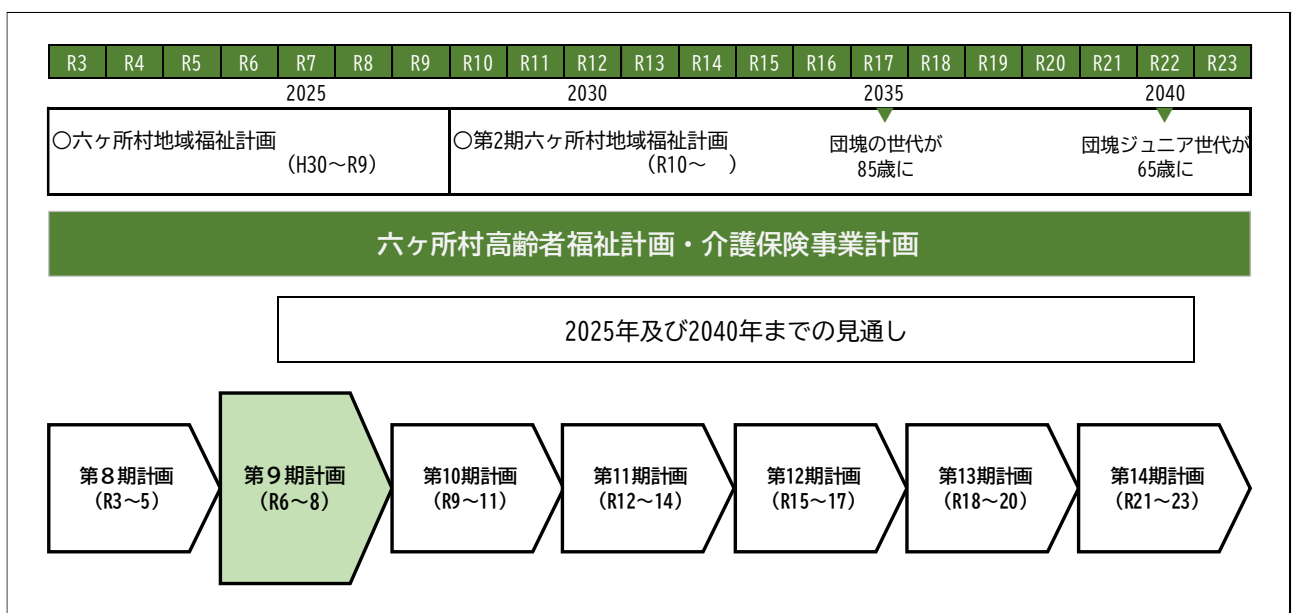
2 他計画との関係

本計画は、本村のまちづくりの基本計画である「第4次六ヶ所村総合振興計画」の部門別計画として位置づけ、上位計画である「六ヶ所村地域福祉計画」や他の保健福祉計画、国の定める策定指針、県の「青森県老人福祉計画・青森県介護保険事業支援計画」との整合性を図り策定します。

Ⅲ 計画の期間

本計画は、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3か年を計画期間としていますが、団塊の世代が後期高齢者となる2025年度（令和7年度）、15歳～64歳の生産年齢人口が急減する2040年度（令和22年度）を見据え、地域包括ケアシステムの推進と持続可能なサービス基盤、人的基盤の整備を図ります。

■計画の期間



IV 計画の策定体制

高齢者に対する福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者の現状やニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、計画の策定に当たっては、以下のような取組みを行いました。

1 六ヶ所村介護保険事業運営協議会

本村では、六ヶ所村介護保険事業運営協議会を設置し、保健・医療・福祉・介護の関係者のほか、学識経験者、地域団体の代表、さらには一般住民を含め、多様な立場の方々に委員として参画いただき、様々な見地から介護保険事業計画を含めた高齢者福祉計画を総合的に審議していただきました。

2 アンケート調査

計画の策定にあたり、村民の心身の状況や健康状態、日常生活の状況、介護予防に対する意識などを把握し、計画策定の参考資料とするため、2種類のアンケート調査を実施しました。

■調査対象・期間・方法

調査対象	調査期間	調査方法
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 本村に在住する介護保険の要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者	令和5年 12月5日～12月26日	郵送による配布・回収
②在宅介護実態調査 本村に在住する介護保険の要支援・要介護の認定を受けている65歳以上の高齢者	令和4年12月 ～ 令和5年2月	郵送による配布・回収 介護支援専門員の訪問による聞き取り

■配布・回収の結果

種 類	配布数	回収数	回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,353件	991件	42.1%
②在宅介護実態調査	323件	259件	80.2%

第2章

高齢者を取り巻く現状

I 高齢者の状況

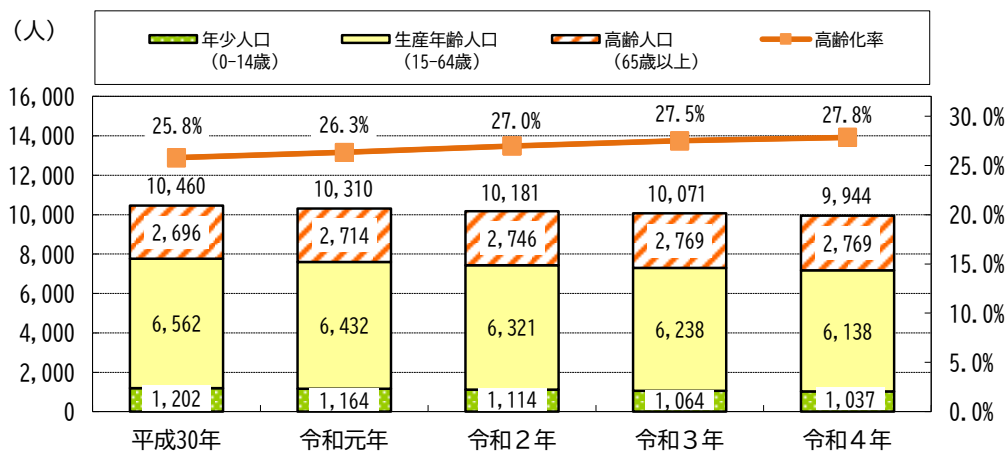
1 人口と高齢者数の推移

●人口と構成比の推移

本村では0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の高齢人口は増加を続けています。

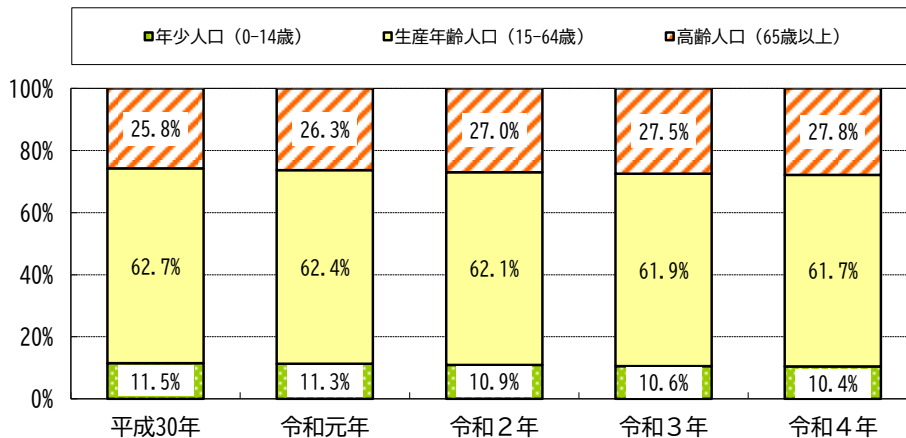
令和4年の総人口は9,944人、高齢化率は27.8%となっています。

■年齢3区分人口推移



資料:住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

■年齢3区分人口構成比の推移

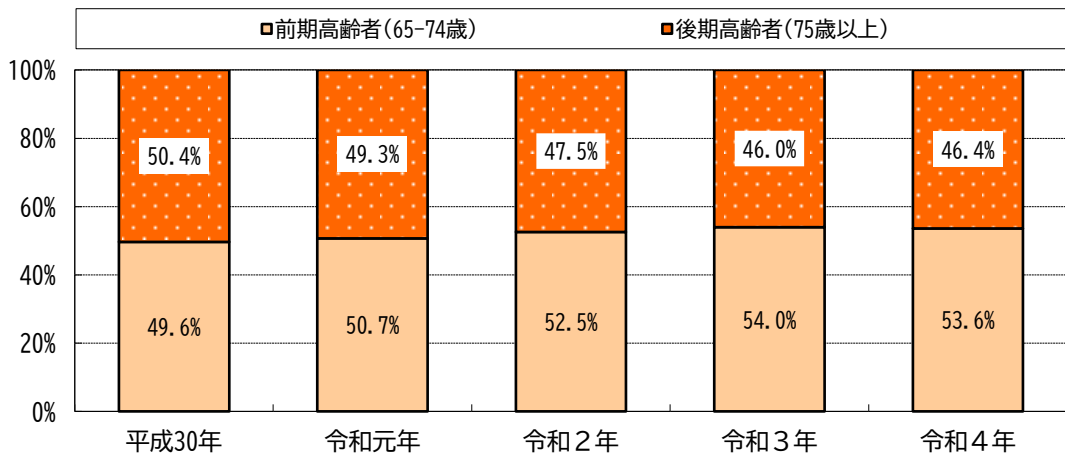


資料:住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

●前期・後期高齢者の割合

本村の高齢者数を 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者、75 歳以上の後期高齢者の区分で見ると、前期高齢者の比率が年々高くなっています。

■前期・後期高齢者の割合



資料:住民基本台帳人口(各年 10 月 1 日現在)

2 高齢者のいる世帯の状況

国勢調査から本村の世帯数の推移をみると、65 歳以上の世帯員のいる世帯数は増加してきており、令和 2 年では全体の 33.3%の世帯に 65 歳以上の高齢者がいることが分かります。さらに、高齢単身世帯はその数、比率ともに増加しています。

■世帯数の推移

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
全世帯数	4,500 世帯	4,725 世帯	4,763 世帯	5,167 世帯
65 歳以上の世帯員のいる世帯	1,446 世帯	1,542 世帯	1,628 世帯	1,723 世帯
(対全世帯数比)	32.1%	32.6%	34.8%	33.3%
高齢単身世帯	232 世帯	308 世帯	357 世帯	442 世帯
(対全世帯数比)	5.2%	6.5%	7.6%	8.6%
高齢夫婦世帯	249 世帯	290 世帯	341 世帯	328 世帯
(対全世帯数比)	5.5%	6.1%	7.3%	6.3%

※高齢単身世帯とは、65 歳以上の者一人のみの世帯

資料:国勢調査

※高齢夫婦世帯とは、夫が 65 歳以上、妻が 60 歳以上の夫婦 1 組のみの世帯

Ⅱ 介護保険事業の状況

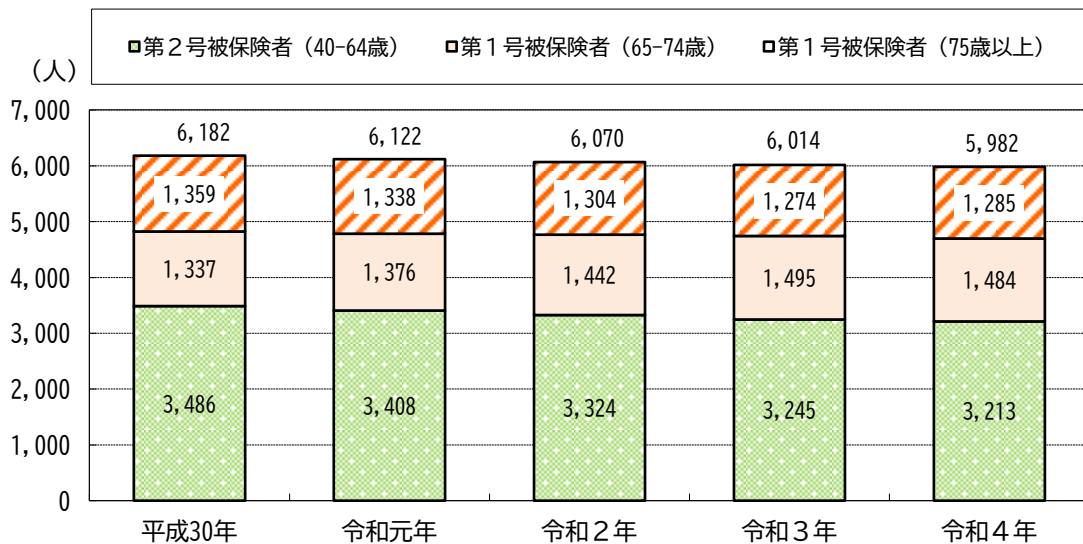
1 被保険者数の推移

本村の介護保険被保険者数は令和4年では5,982人となっています。

被保険者種別と年齢区分から被保険者数の増減をみると、第1号被保険者の75歳以上の階層は平成30年以降減少、65～74歳については、平成30年以降増加で推移しています。

第2号被保険者の40～64歳は、年々減少で推移しています。

■被保険者数の推移



資料:住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

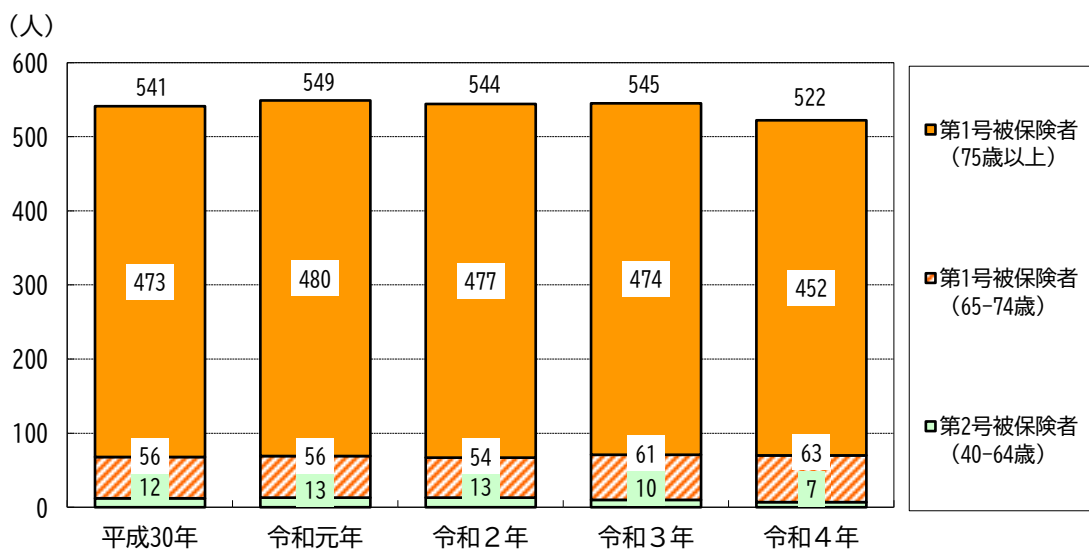
2 要支援・要介護認定者の推移

●被保険者種類別の認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、横ばいで推移しており、平成30年から令和3年まで540人台ですが、令和3年から令和4年にかけて520人台に減少しています。

また、被保険者種別及び年齢区分から認定者数をみると、第1号被保険者のうち75歳以上の方が大部分を占めています。

■要支援・要介護認定者数の推移

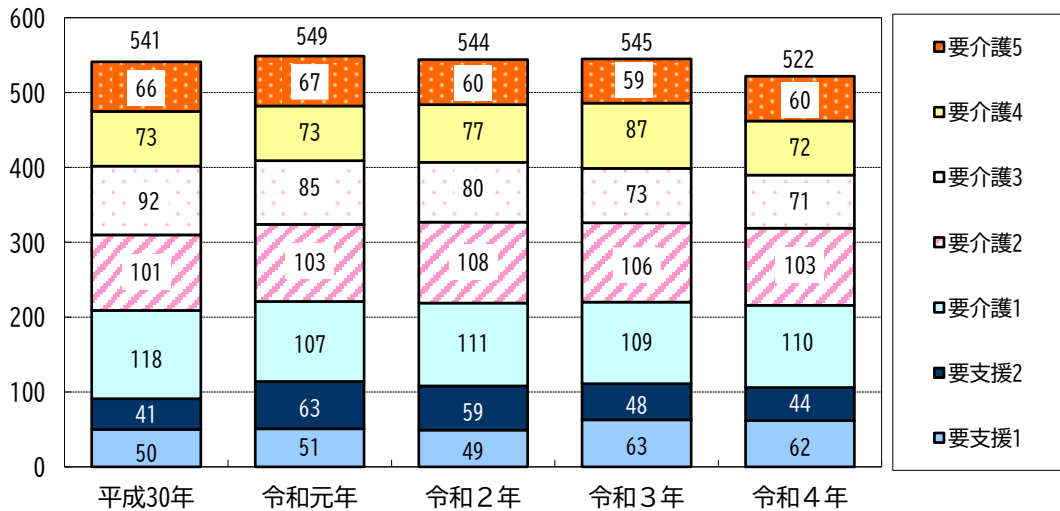


資料:介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

●要介護度別の認定者数の推移

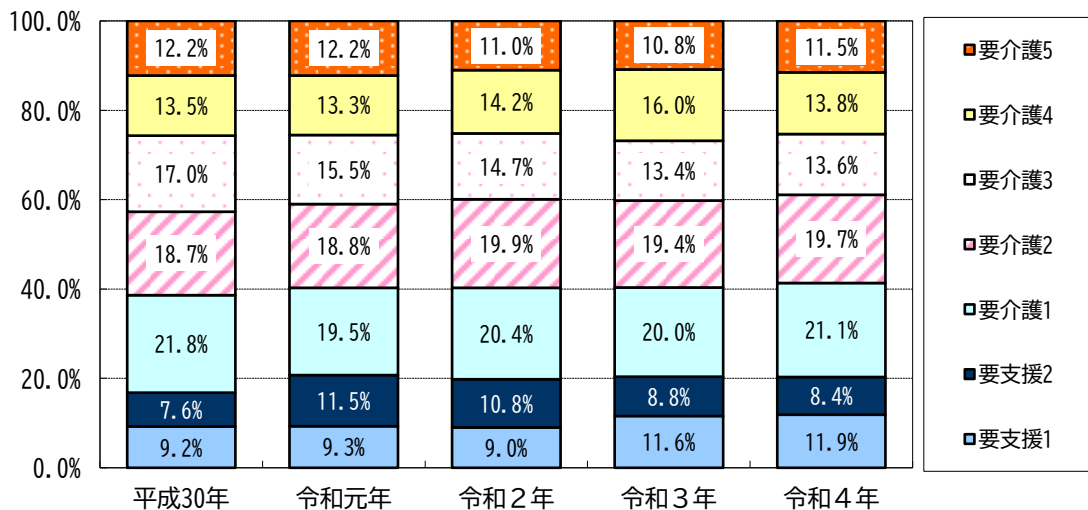
要介護等認定者数の推移をみると、平成30年から令和3年にかけては、各要介護度等で人数が増減していましたが、総数に大きな変化がない状態が続いています。令和3年から令和4年にかけては要介護1と要介護5以外、人数が減少しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

■要支援・要介護度別構成比



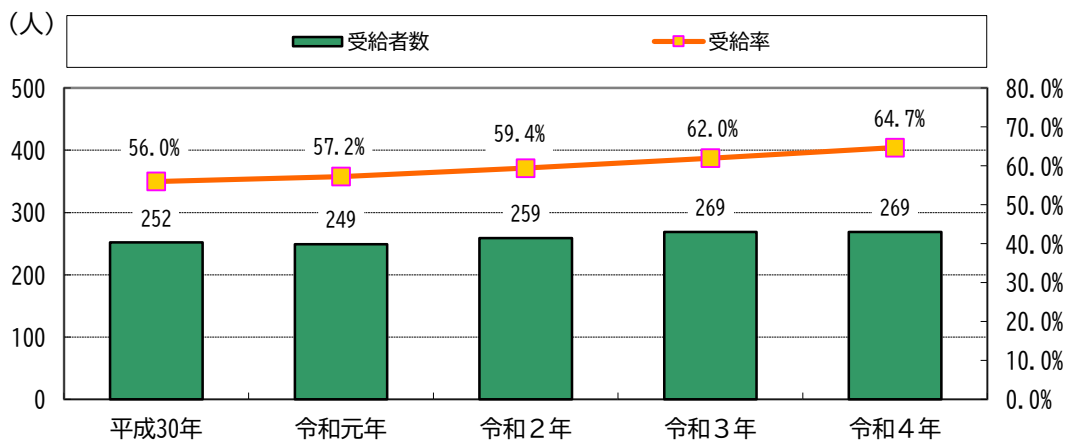
資料：介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

3 介護保険サービスの利用状況

●居宅サービス

平成30年からの居宅サービスの利用状況として、受給者（利用者）数と受給率（認定者に占めるサービス受給者の割合）の推移をみると、居宅サービス受給者数、受給率とも増加傾向にあります。

■居宅サービスの受給者数とサービス受給率

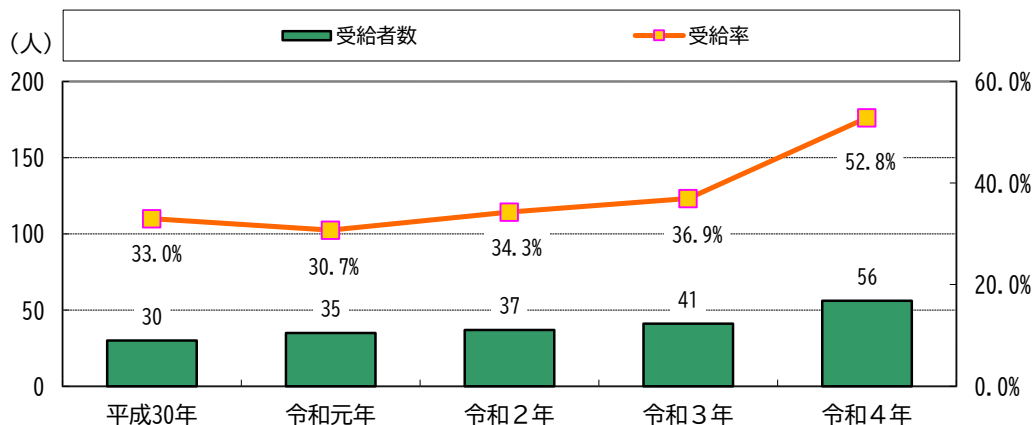


資料：介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

●介護予防サービス

介護予防サービスの利用状況は、受給者数は平成30年から令和4年にかけて増加傾向で推移しています。受給率は平成30年から令和元年にかけて減少し、その後、増加傾向で推移しています。

■介護予防サービスの受給者数とサービス受給率

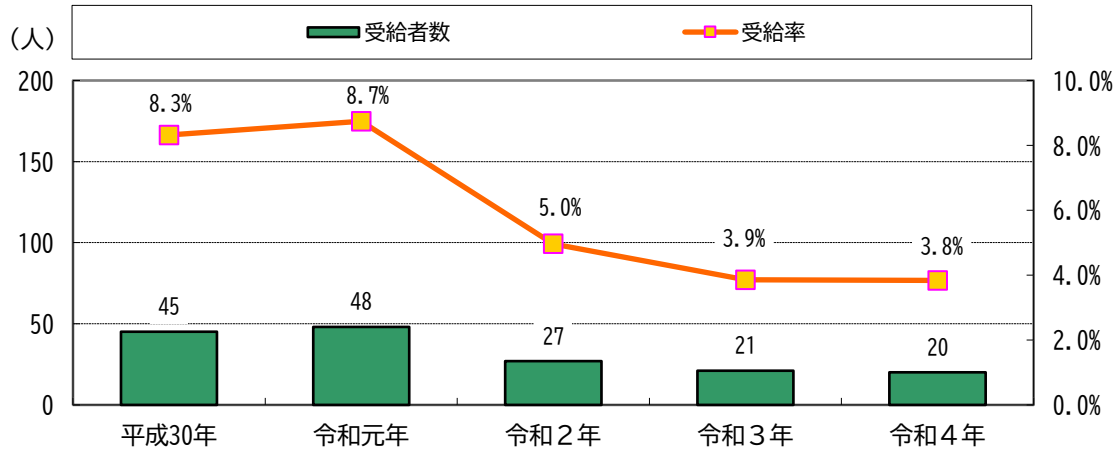


資料：介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

●地域密着型(地域密着型介護予防)サービス

地域密着型（地域密着型介護予防）サービス利用状況をみると、令和元年から令和4年にかけて受給者数、受給率がともに減少傾向で推移しています。

■地域密着型(地域密着型介護予防)サービスの受給者数とサービス受給率

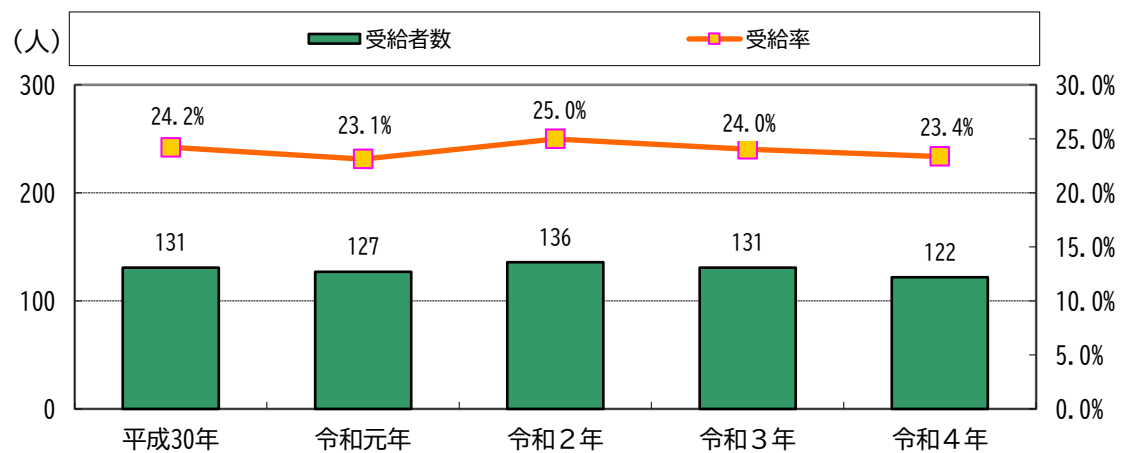


資料:介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

●施設サービス

施設サービスの利用状況は、令和元年から令和2年にかけて、受給者数、受給率ともに増加しましたが、その後、減少傾向で推移しています。

■施設サービスの受給者数とサービス受給率



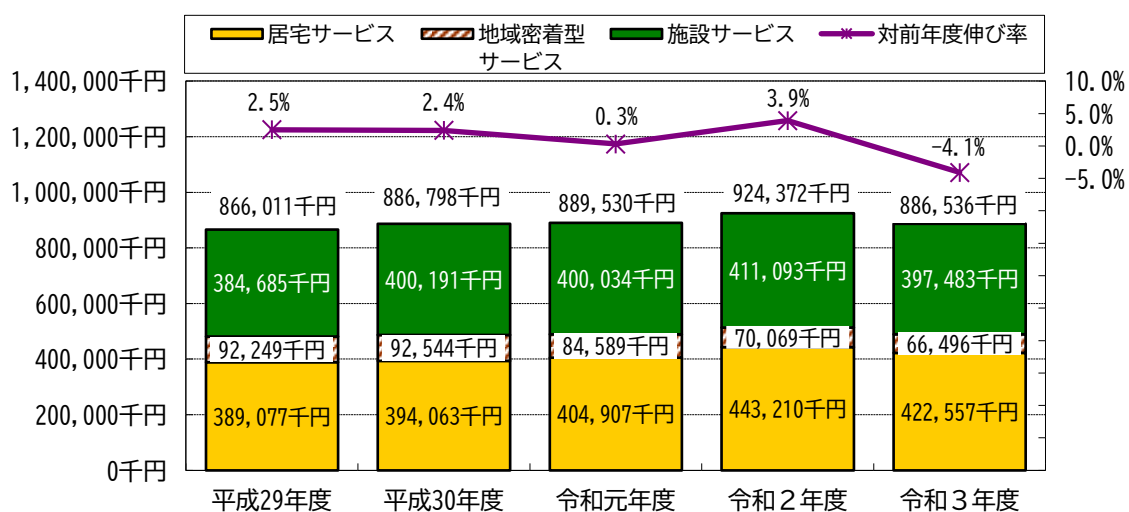
資料:介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

4 介護給付費の状況

本村の介護保険給付費について、前年からの伸び率をみると、平成29年度は2.5%増、平成30年度は2.4%増、令和元年度は0.3%増、令和2年度3.9%増と増加傾向で推移していましたが、令和3年度は4.1%減となっています。

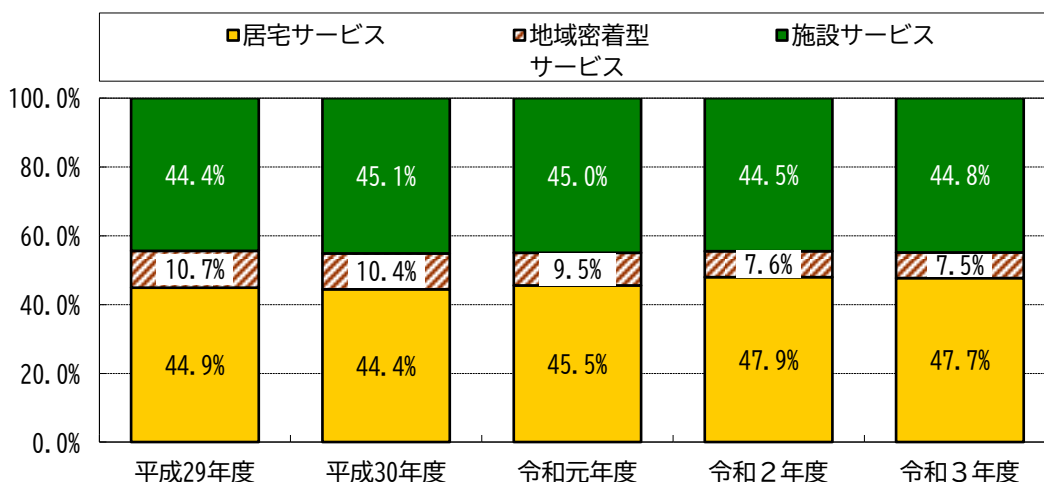
また、給付費の構成比については、平成30年度までは施設サービス給付費割合が居宅サービス給付費割合を上回っていましたが、令和元年度以降は居宅サービス給付費が最も多い割合となっています。

■介護保険総給付費の推移



資料:介護保険事業状況報告(年報)

■居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの給付費の構成比の推移



資料:介護保険事業状況報告(年報)

Ⅲ アンケート調査結果

令和4年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」の調査結果を抜粋して掲載します。

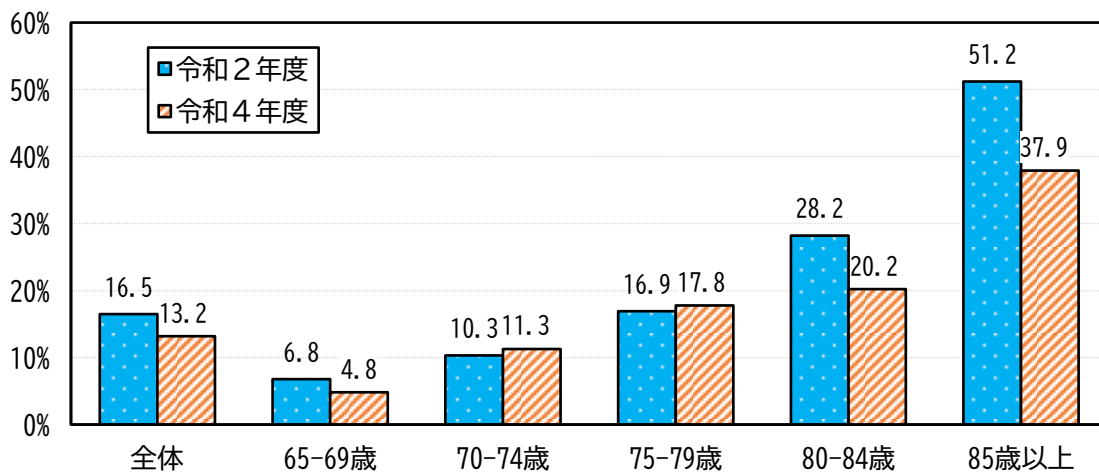
1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(リスク判定結果)

①運動器の機能低下

運動器の機能低下は、全体の13.2%が該当者となっており、年齢が上がるにつれて該当者の割合が多くなり、85歳以上の37.9%が該当者となっています。

令和2年度調査と比較すると、全体で3.3%リスク該当者が減少しています。

■運動器の機能低下

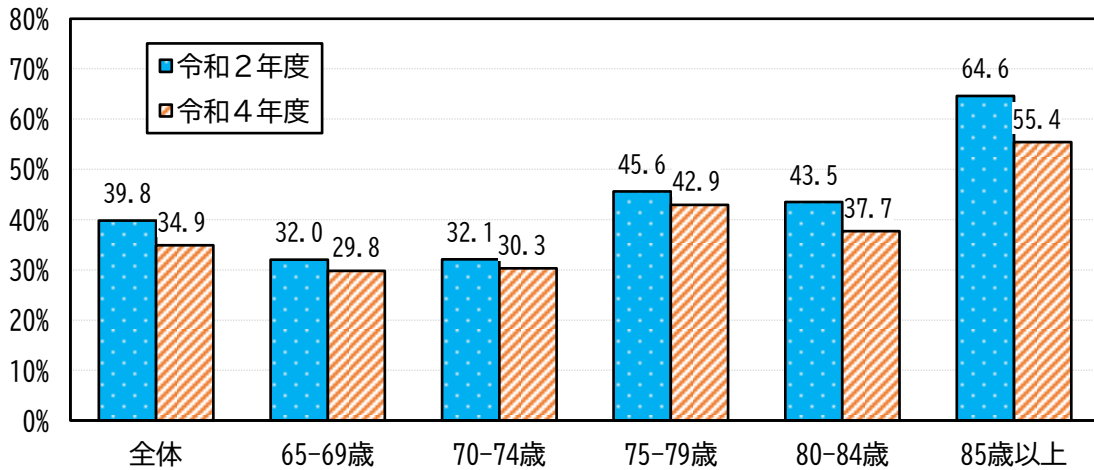


②転倒リスク

転倒リスクは、全体の34.9%が該当者となっており、年齢が上がるにつれ該当者の割合が多くなり、85歳以上の55.4%が該当者となっています。

令和2年度調査と比較すると、全体で4.9%リスク該当者が減少しています。

■転倒リスク

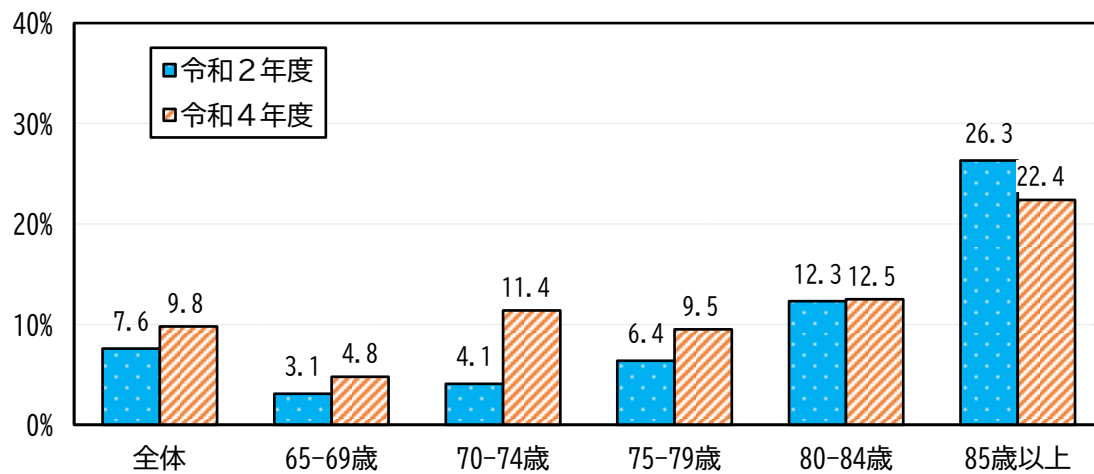


③閉じこもり傾向

閉じこもり傾向は、全体の9.8%が該当者となっており、年齢が上がるにつれ該当者の割合が多くなり、85歳以上は22.4%が該当者となっています。

令和2年度調査と比較すると、全体で2.2%リスク該当者が増加しています。

■閉じこもり傾向



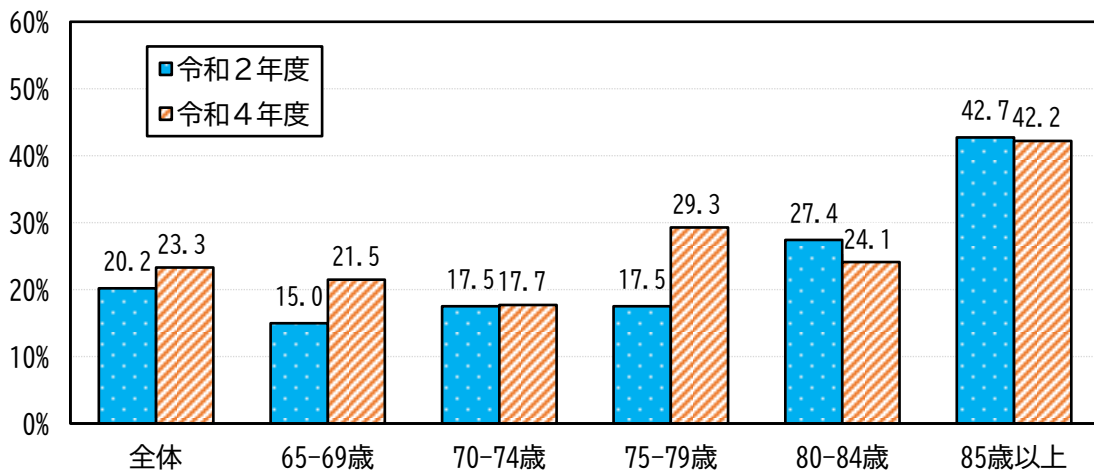
④口腔機能の低下

口腔機能低下は、全体の23.3%が該当者となっています。

年齢別では、85歳以上の4割以上が該当者となっており、次いで75歳～79歳の該当者が29.3%となっています。

令和2年度調査と比較すると、全体で3.1%リスク該当者が増加しています。

■口腔機能の低下

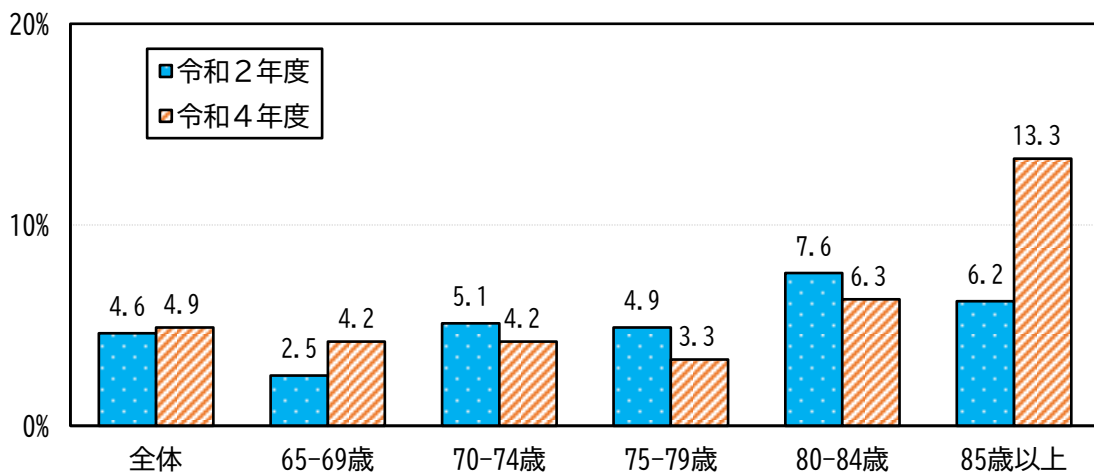


⑤低栄養傾向

低栄養傾向の状況は、全体の4.9%が該当者となっており、年齢が上がるにつれて該当者の割合が多くなり、85歳以上では13.3%が該当者となっています。

令和2年度調査と比較すると、全体で0.3%リスク該当者が増加しています。

■低栄養傾向

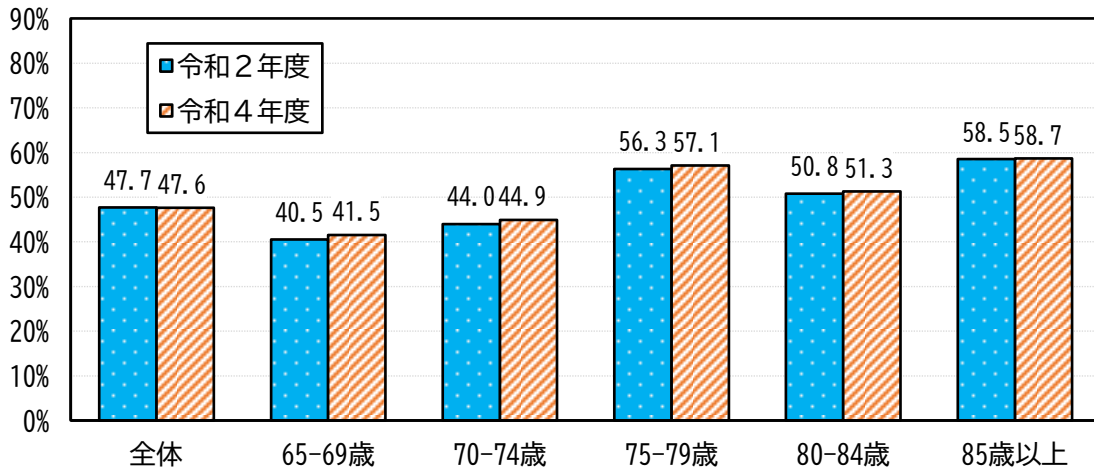


⑥認知機能の低下

認知機能の低下は、全体の47.6%が該当者となっており、すべての年代で4割以上が該当者となっています。75歳以上では5割以上が該当者となっています。

令和2年度調査と比較すると、全体で0.1%リスク該当者が減少しています。

■認知機能の低下



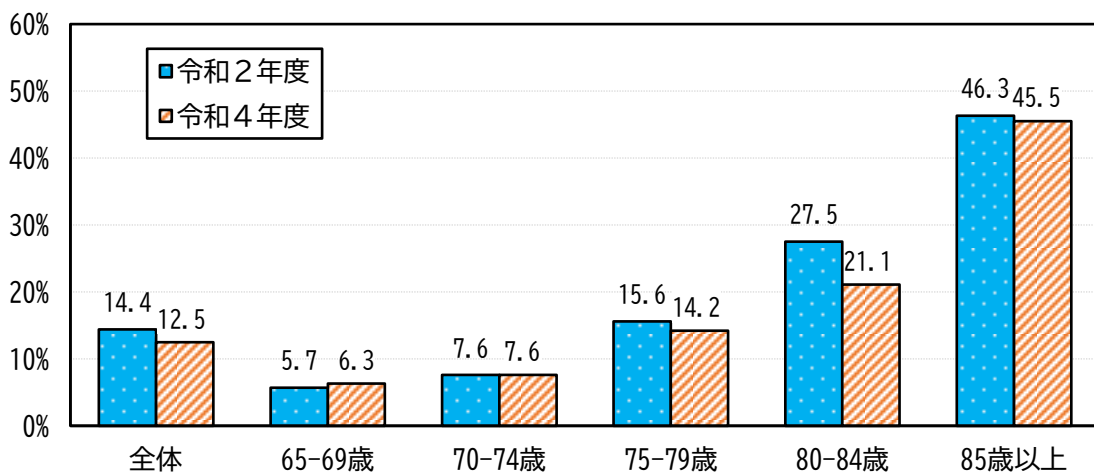
⑦IADLの低下

IADLの低下は、全体の12.5%が該当者となっており、年齢が上がるにつれて該当者が多くなり、85歳以上では45.5%が該当者となっています。

令和2年度調査と比較すると、全体で1.9%リスク該当者が減少しています。

※IADLとは、ADL(日常生活動作)に関連した、買い物・料理・掃除等の幅広い動作が可能な能力のことをいいます。

■IADLの低下



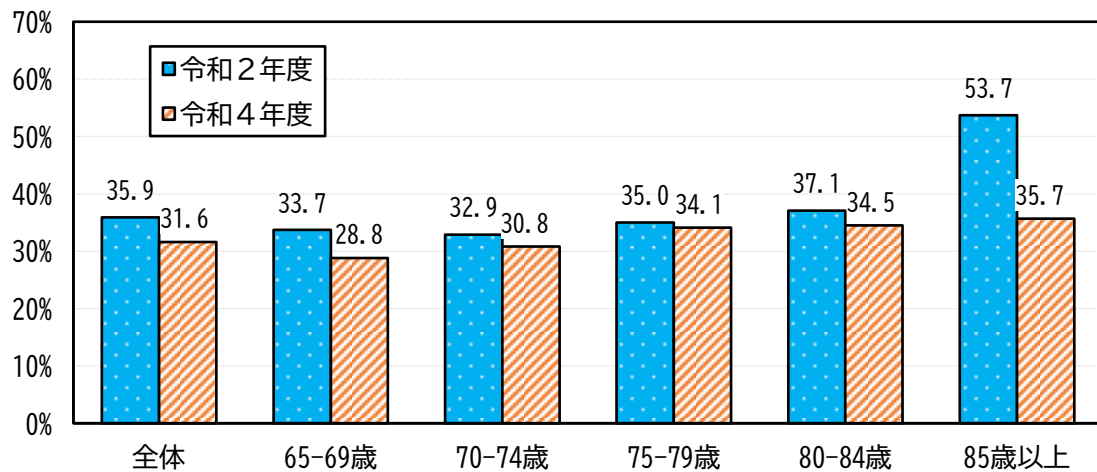
⑧うつ傾向

うつ傾向は、全体の31.6%が該当者となっています。

70歳以上の3割以上が該当者となっており、80-84歳が34.5%と最も多くなっています。

令和2年度調査と比較すると、全体で4.3%リスク該当者が減少しています。

■うつ傾向

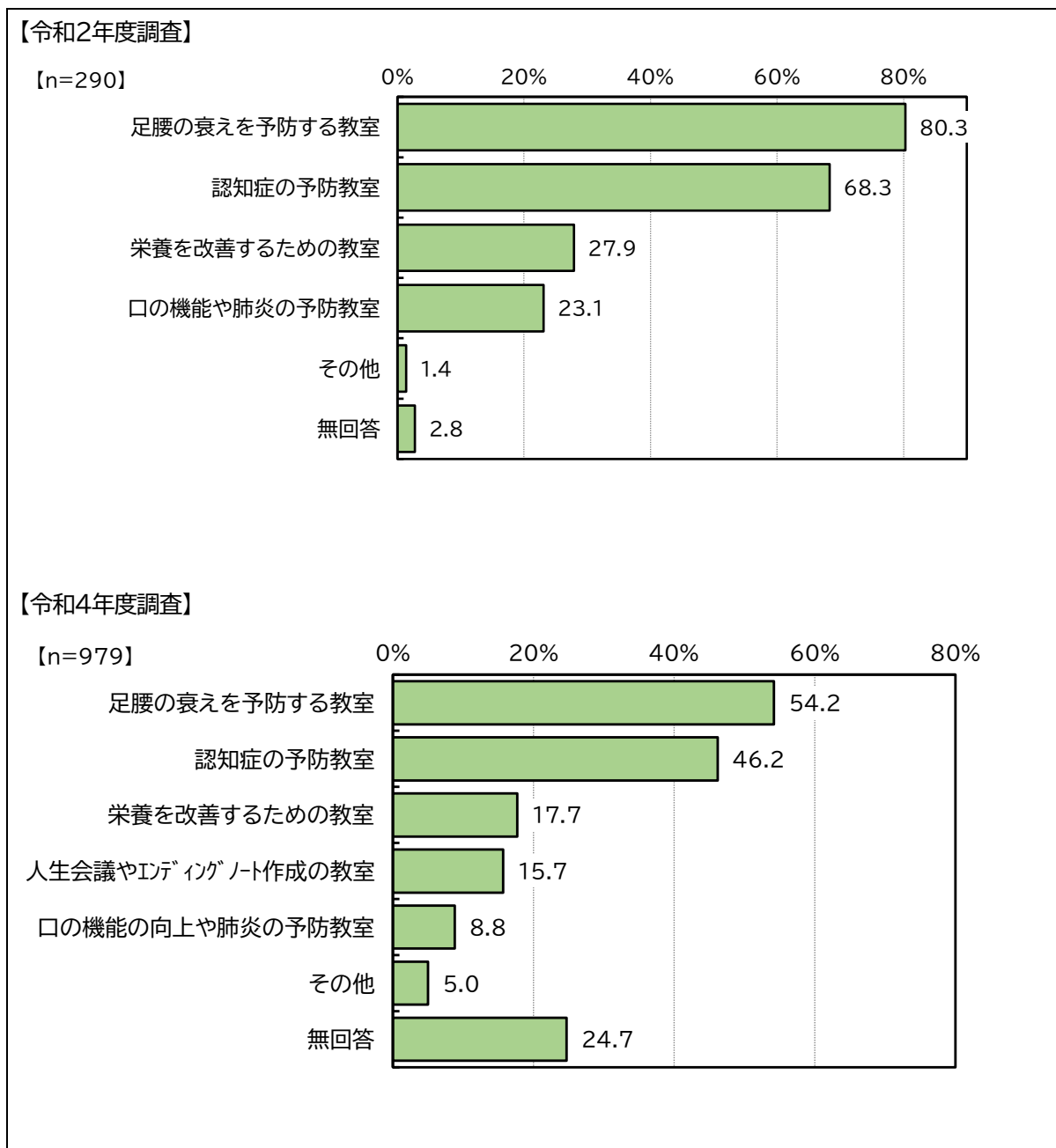


2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(高齢者福祉)

①健康教室などの参加について

介護が必要な状態にならないことや自身の今後を考えるなど、あなた自身はどのような教室に参加したいかと尋ねると、「足腰の衰えを予防する教室」が54.2%と最も多く、次いで「認知症の予防教室」(46.2%)、「栄養を改善するための教室」(17.7%)、「人生会議やエンディングノート作成の教室」(15.7%)と続いています。

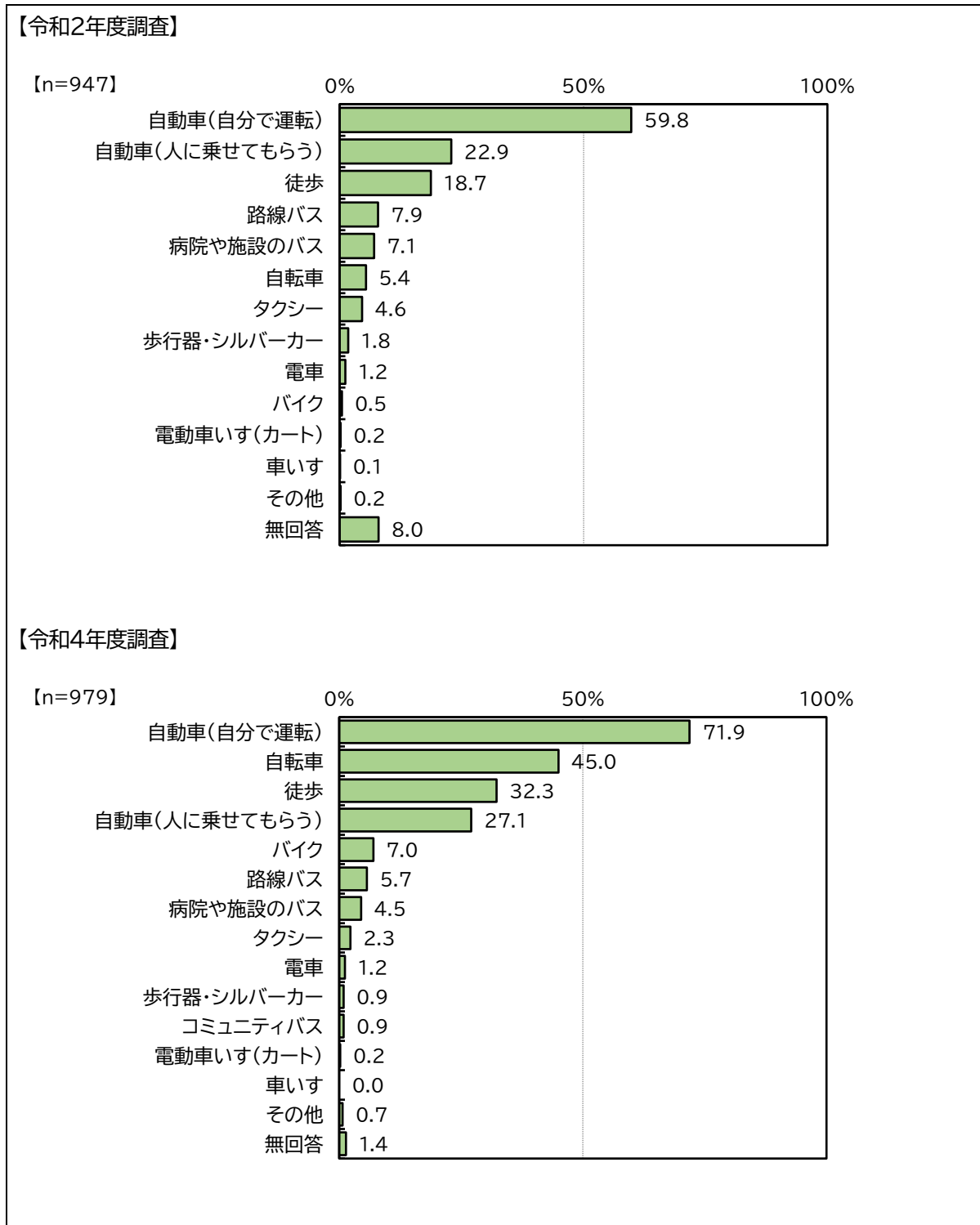
■健康教室の参加について



②外出時の移動手段について

外出する時に利用している交通手段を尋ねると、「自動車（自分で運転）」が71.9%と最も多く、次いで「自転車」（45.0%）、「徒歩」（32.3%）、「自動車（人に乗せてもらう）」（27.1%）と続いています。

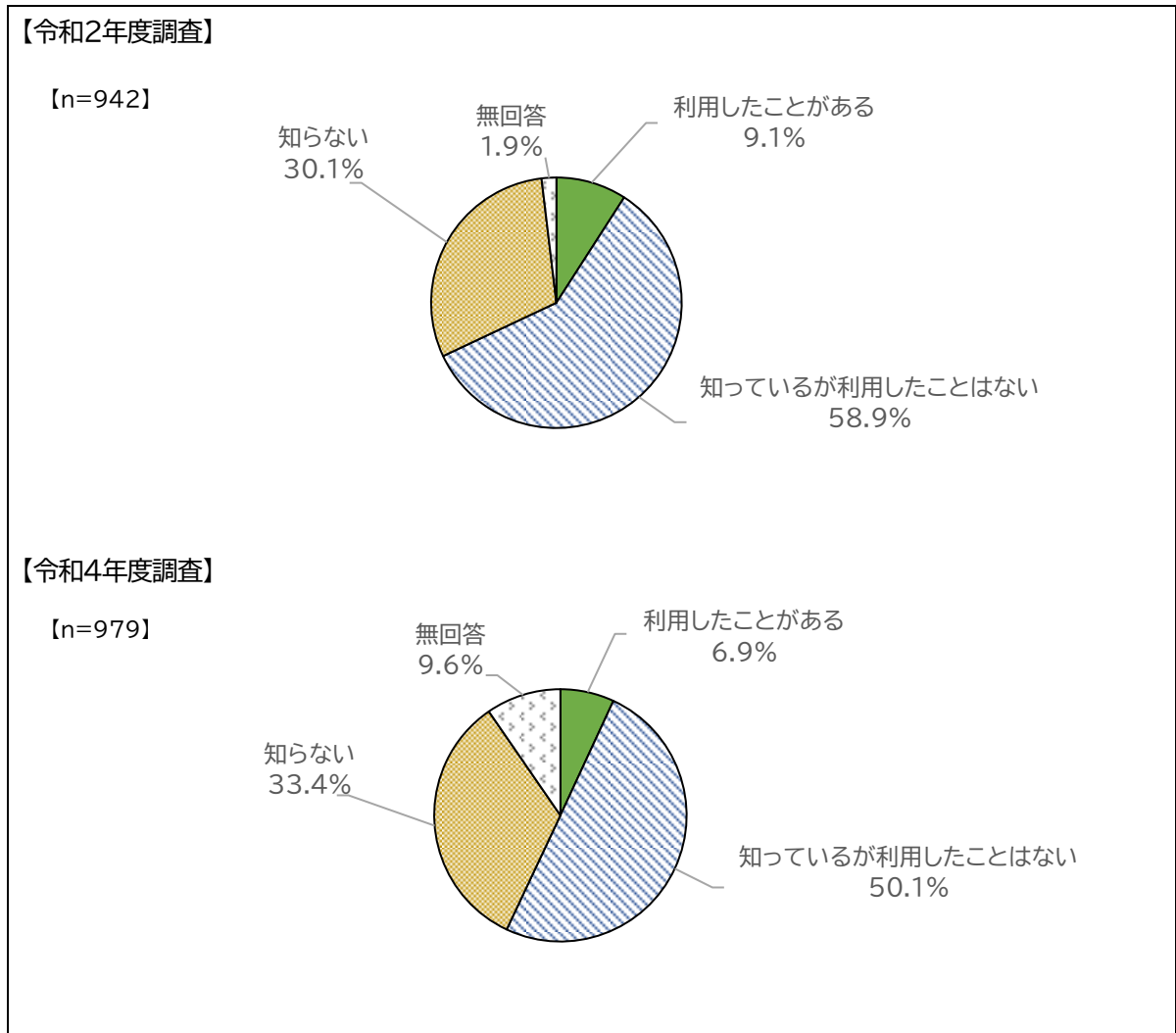
■外出時の移動手段について



③地域包括支援センターの認知度について

地域包括支援センターについて知っているかと尋ねると、「利用したことがある」が6.9%「知っているが利用したことはない」が50.1%、「知らない」が33.4%となっています。

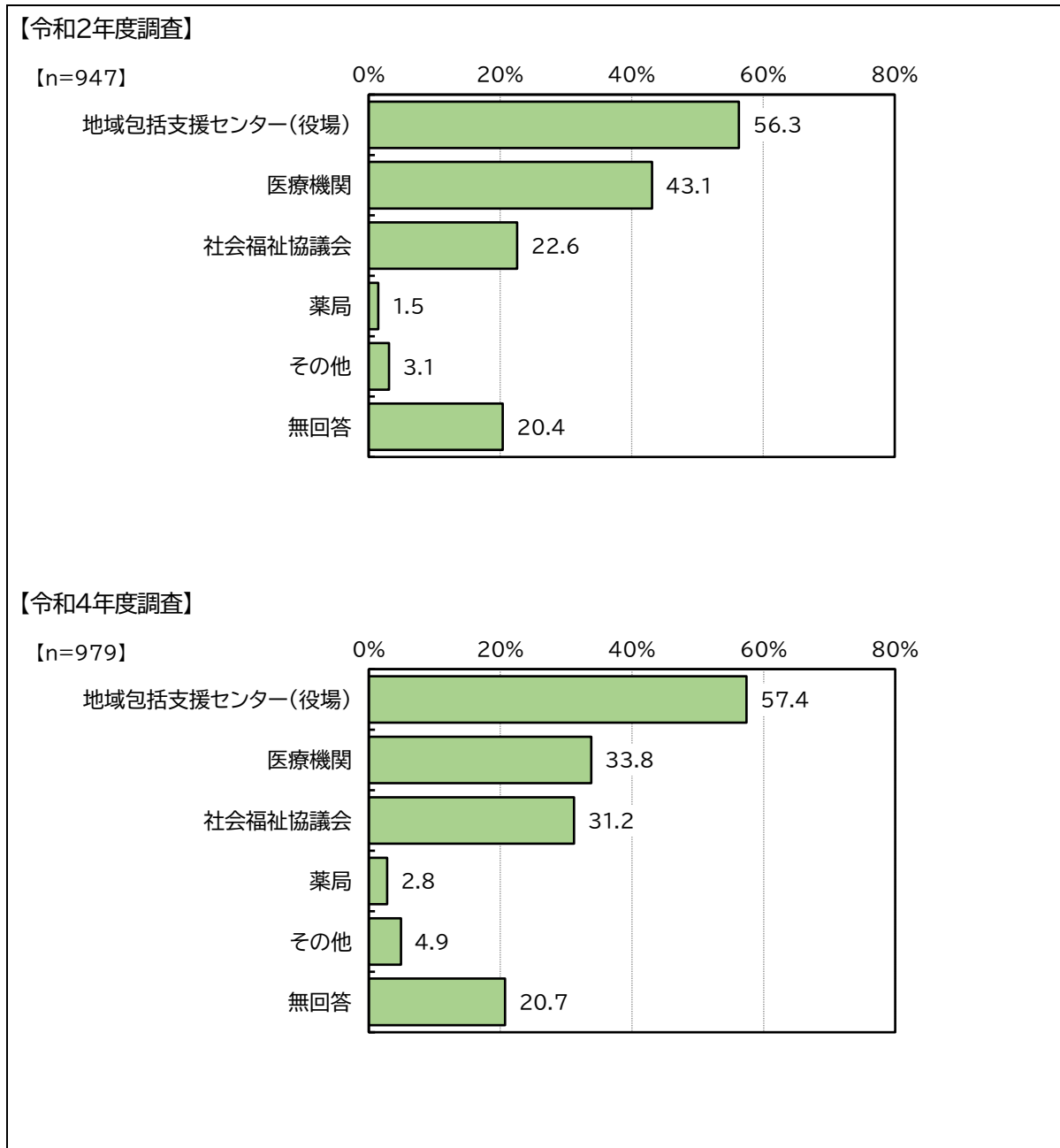
■地域包括支援センターの認知度について



④認知症の相談窓口について

知っている認知症の相談窓口の場所を尋ねると、「地域包括支援センター（役場）」が57.4%と最も多く、次いで「医療機関」（33.8%）、「社会福祉協議会」（31.2%）、「薬局」（2.8%）と続いています。

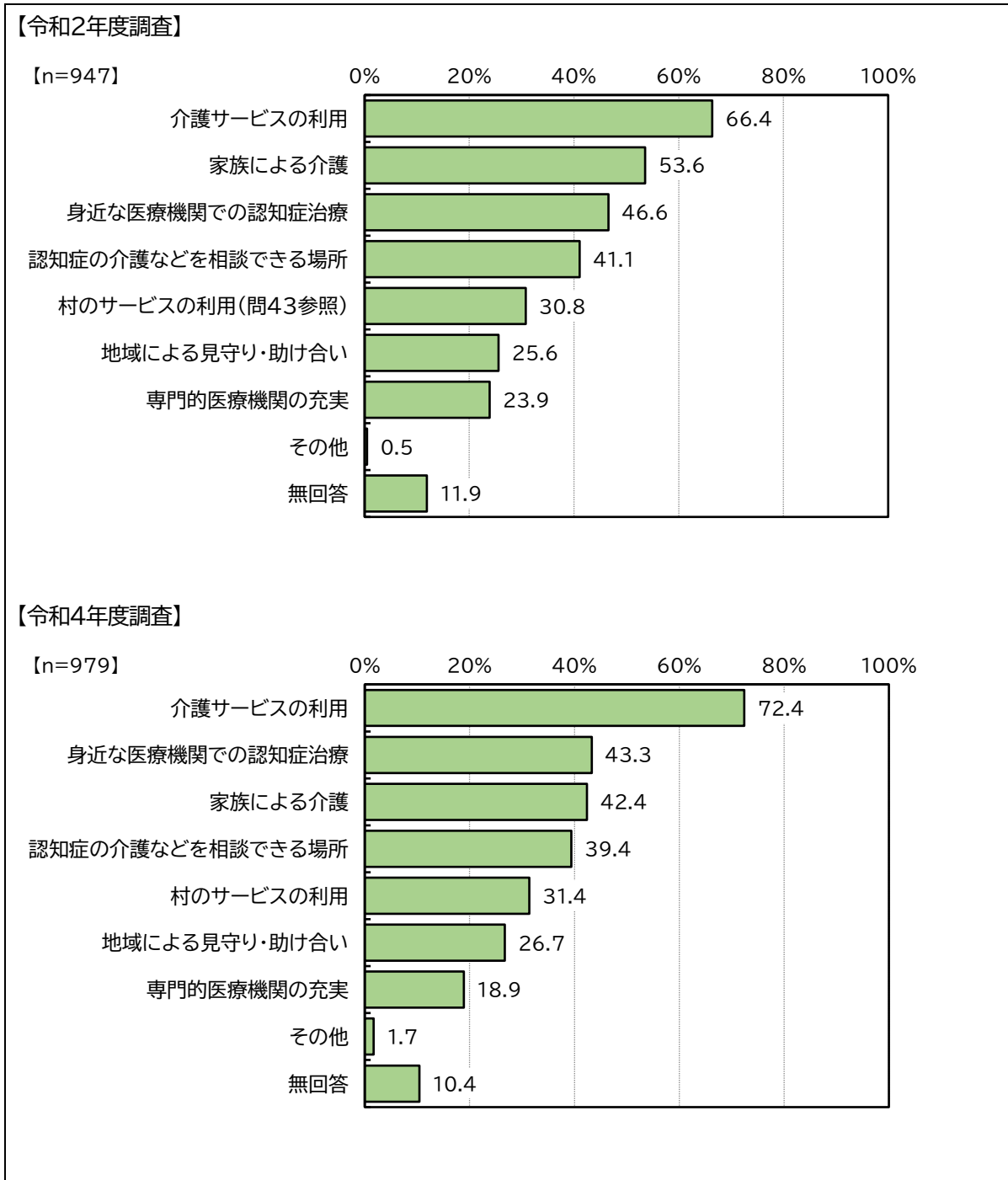
■認知症の相談窓口について



⑤認知症になった場合に自宅で過ごすために必要なこと

認知症になった場合に自宅で過ごすために必要なことを尋ねると、「介護サービスの利用」が72.4%と最も多く、次いで「身近な医療機関での認知症治療」(43.3%)、「家族による介護」(42.4%)、「認知症の介護などを相談できる場所」(39.4%)と続いています。

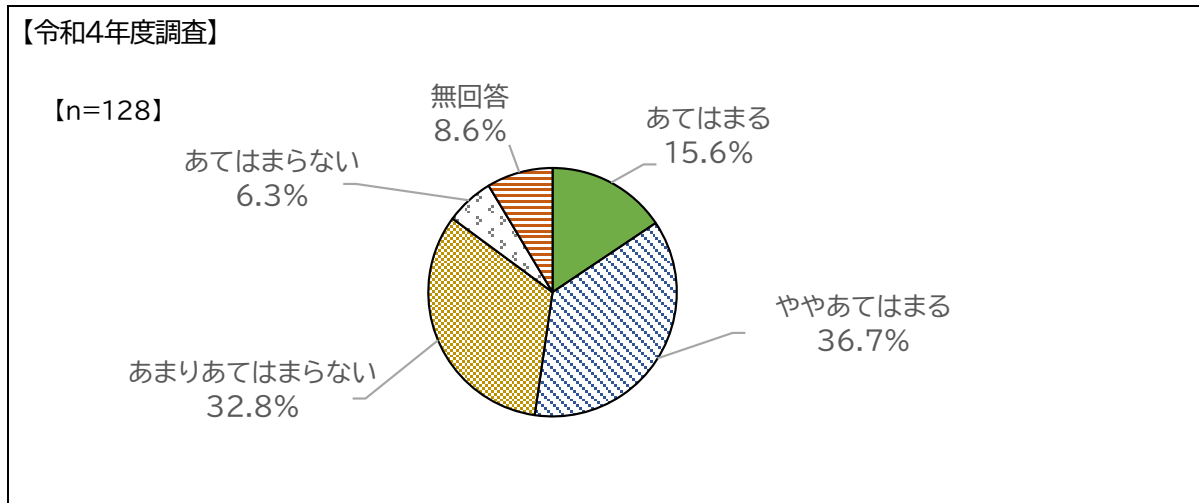
■認知症になった場合に自宅で過ごすために必要なこと



⑥災害が起こったときにどうするか

災害が起こったときにどうするか家族や身近な人と話し合っているか尋ねると、「あてはまる」が15.6%、「ややあてはまる」が36.7%、「あまりあてはまらない」が32.8%、「あてはまらない」が6.3%となっています。

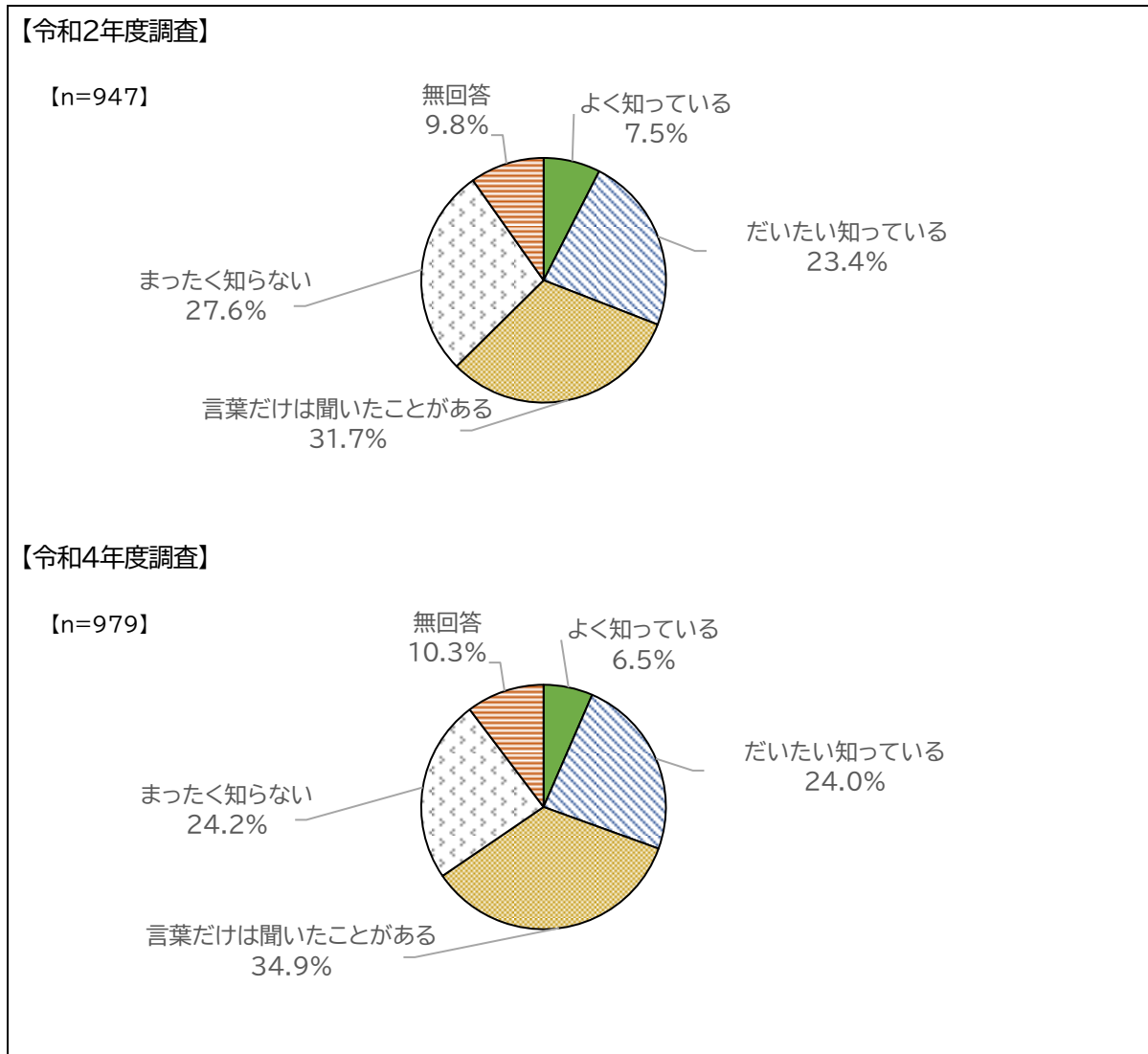
■災害が起こったときにどうするか（令和4年度調査のみ）



⑦成年後見制度の認知度について

成年後見制度について知っているか尋ねると、「よく知っている」が6.5%、「だいたい知っている」が24.0%、「言葉だけは聞いたことがある」が34.9%、「まったく知らない」が24.2%となっています。

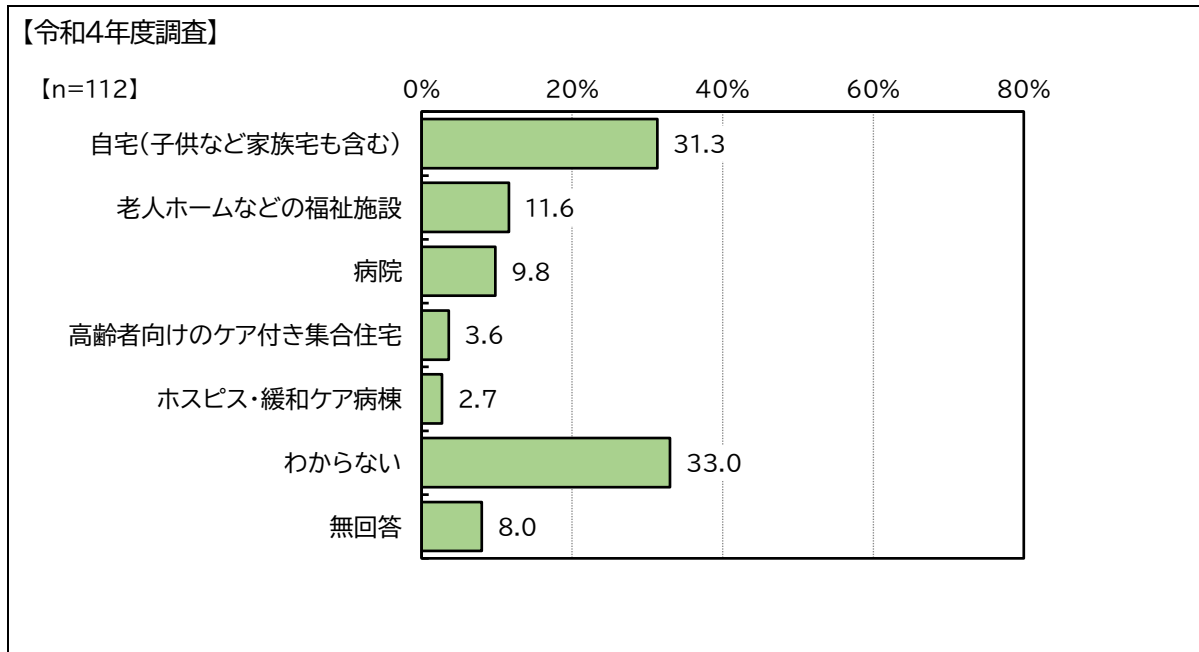
■成年後見制度の認知度について



⑧人生最後の時期に望む療養場所や医療について

人生最後の時期に望む療養場所や医療について尋ねると、「自宅（子供など家族宅も含む）」が31.3%と最も多く、次いで「老人ホームなどの福祉施設」（11.6%）、「病院」（9.8%）、「高齢者向けのケア付き集合住宅」（3.6%）と続いています。

■人生最後の時期に望む療養場所や医療について（令和4年度調査のみ）



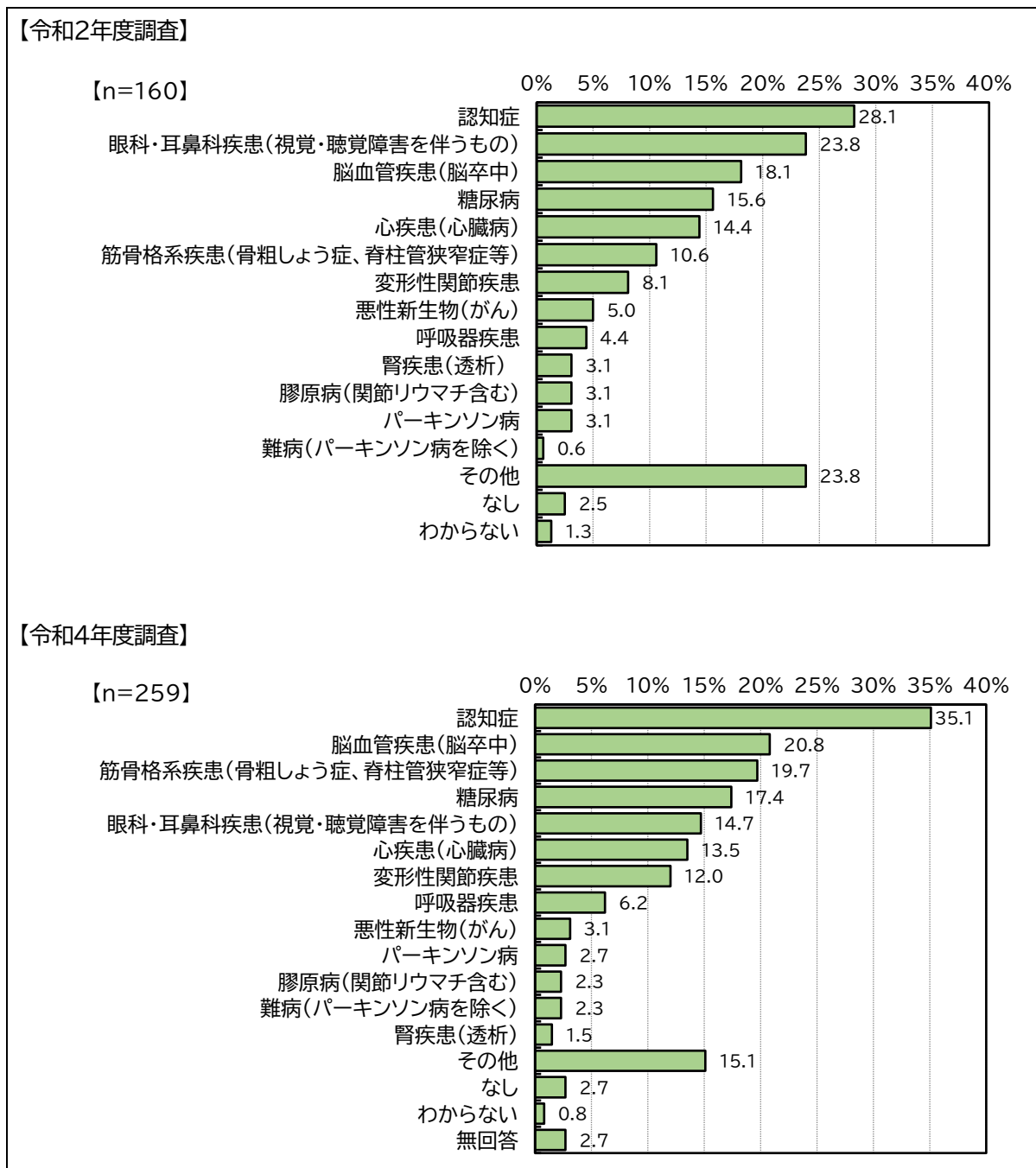
3 在宅介護実態調査

①現在抱えている疾病

現在抱えている傷病は、「認知症」が35.1%で最も多く、次いで「脳血管疾患（脳卒中）」(20.8%)、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」(19.7%)、「糖尿病」(17.4%)、「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」(14.7%)と続いています。

また、2.7%が「なし」と回答しています。

■現在抱えている疾病

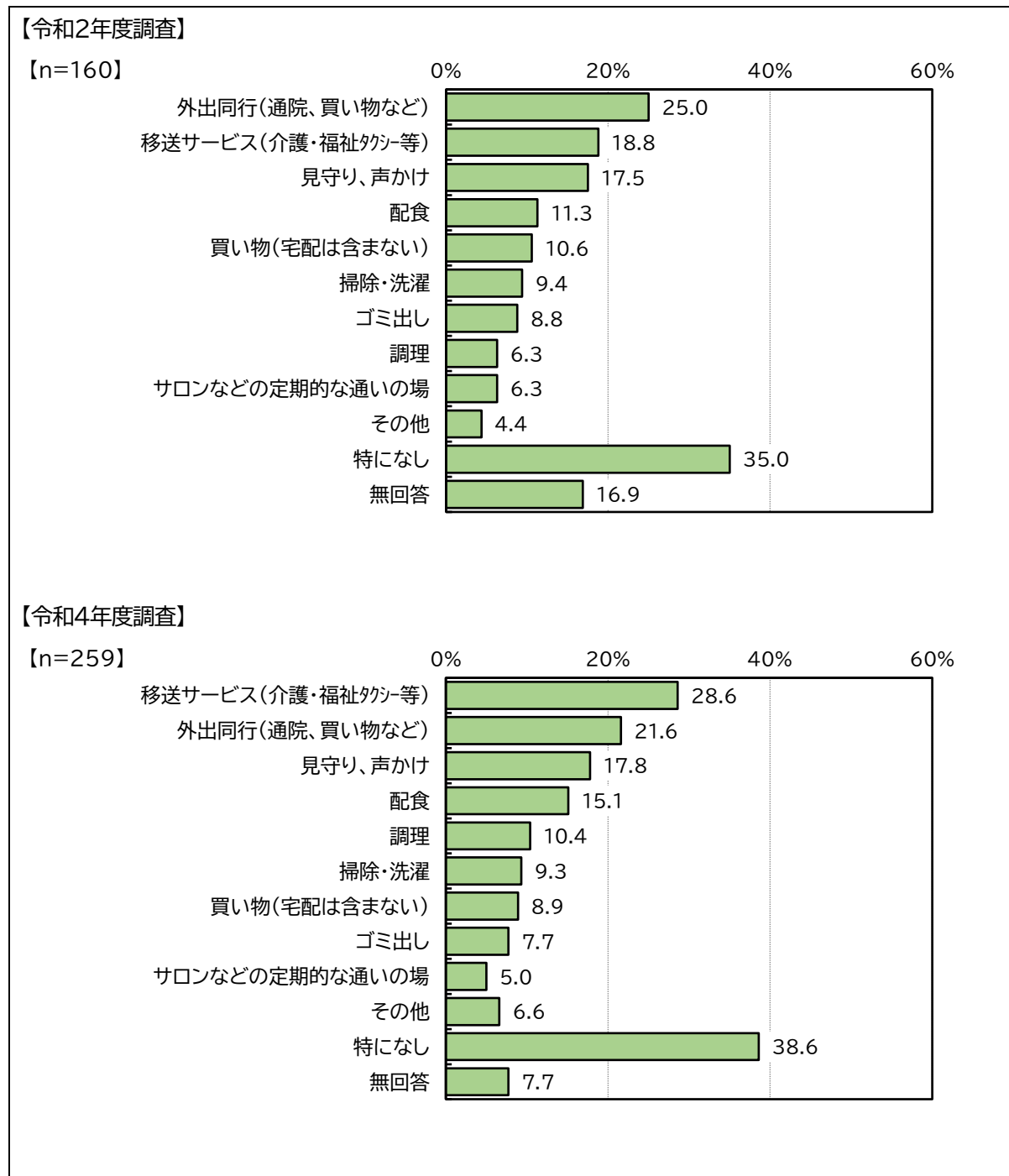


②在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）は、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が28.6%で最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」（21.6%）、「見守り、声かけ」（17.8%）、「配食」（15.1%）、「調理」（10.4%）と続いています。

また、38.6%は「特になし」と回答しています。

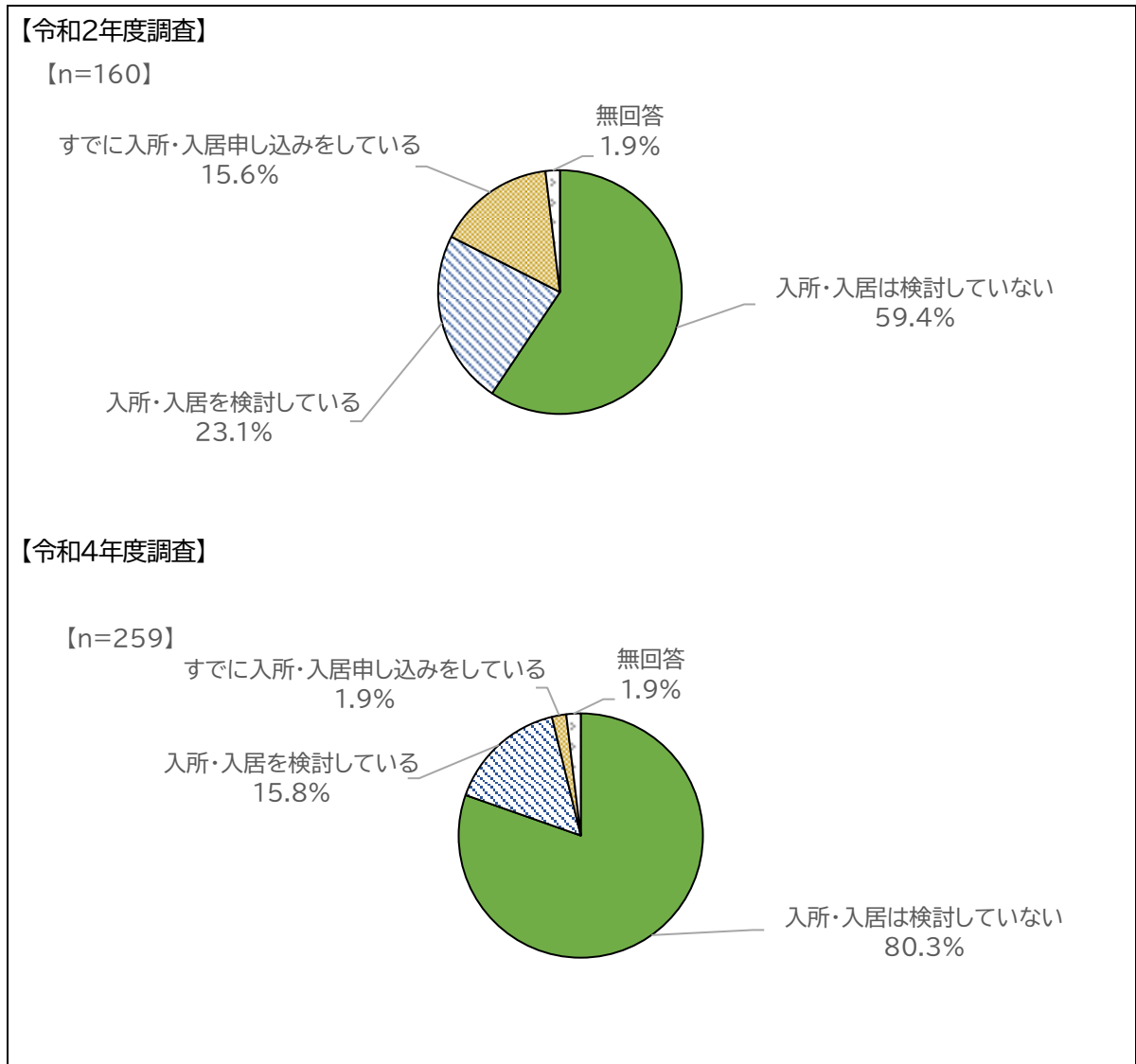
■在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて



③施設の入所・入居の検討状況

施設等への入所・入居の検討状況は、「入所・入居は検討していない」が80.3%と最も多く、次いで「入所・入居を検討している」(15.8%)、「すでに入所・入居申し込みをしている」(1.9%)となっています。

■施設の入所・入居の検討状況

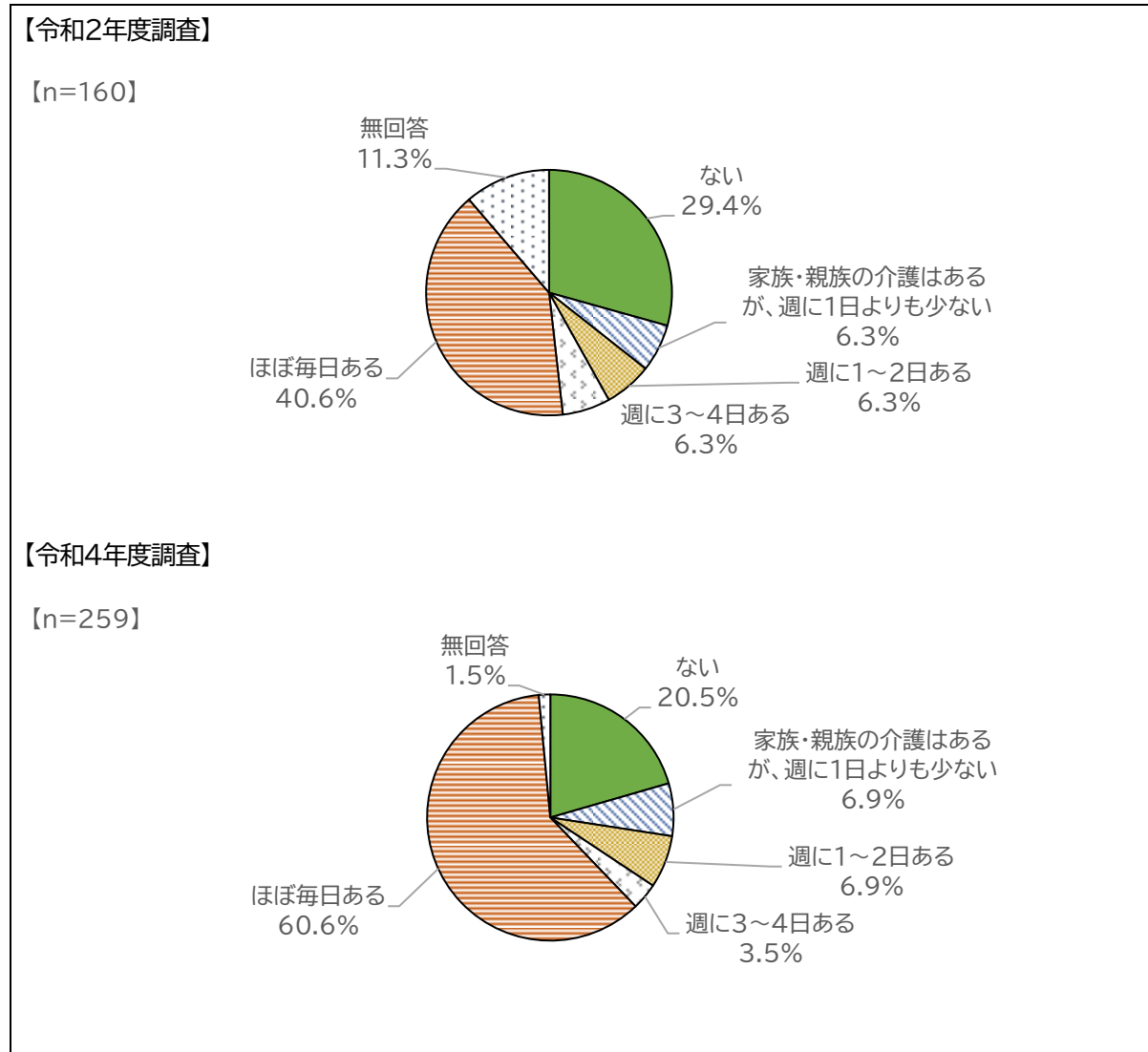


④ご家族やご親族の方からの介護について

家族や親族からの介護の状況については、「ほぼ毎日ある」が60.6%で最も多く、次いで「週に1～2日ある」(6.9%)、「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」(6.9%)、「週に3～4日ある」(3.5%)の順となっています。

また、20.5%は「ない」と回答しています。

■家族やご親族の方からの介護について

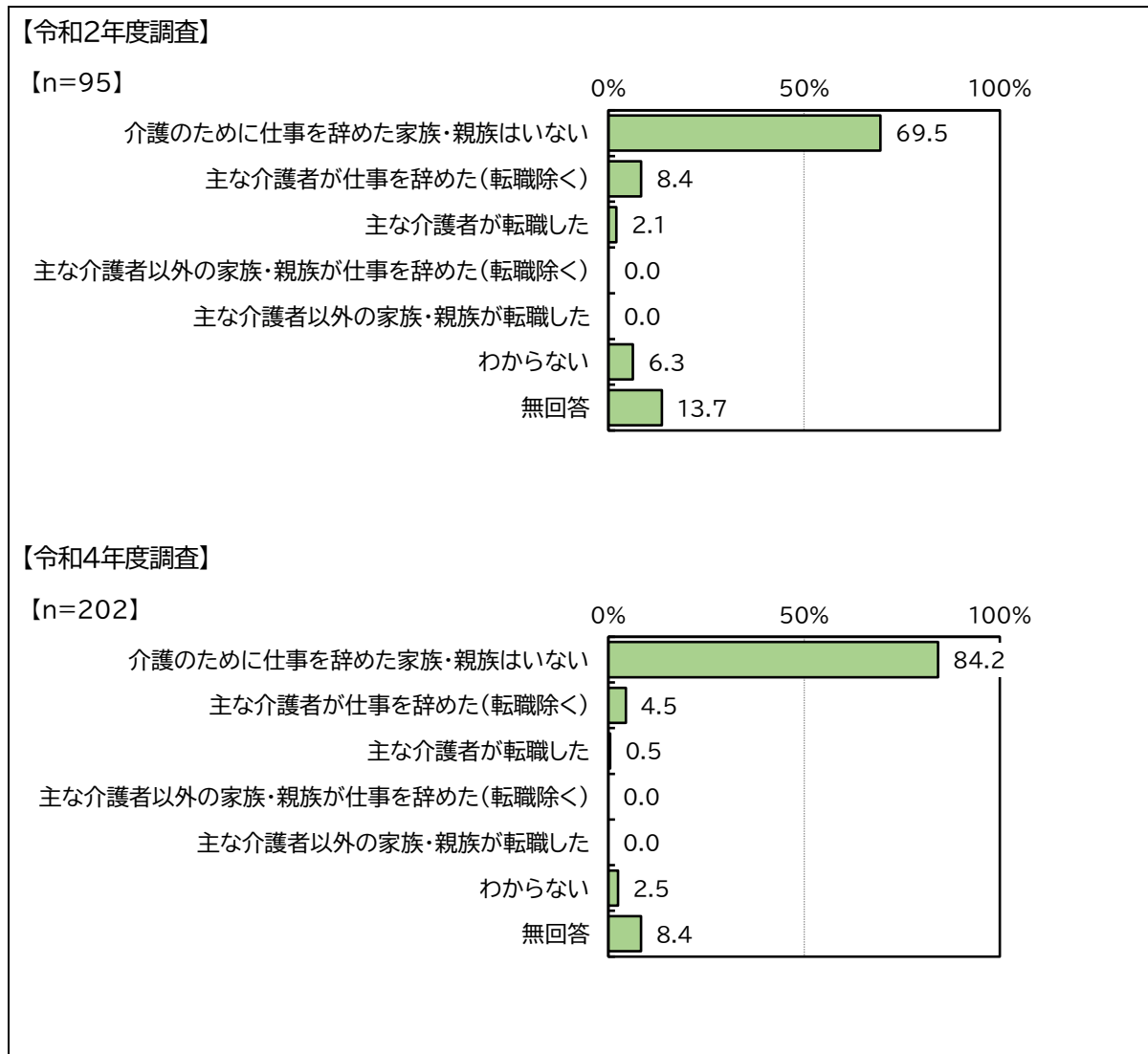


⑤介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるか

家族や親族の中で、介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかを尋ねると、84.2%が「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答しています。

その他「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」(4.5%)、「主な介護者が転職した」(0.5%)となっており、介護を理由として離職や転職した家族や親族が5.0%います。

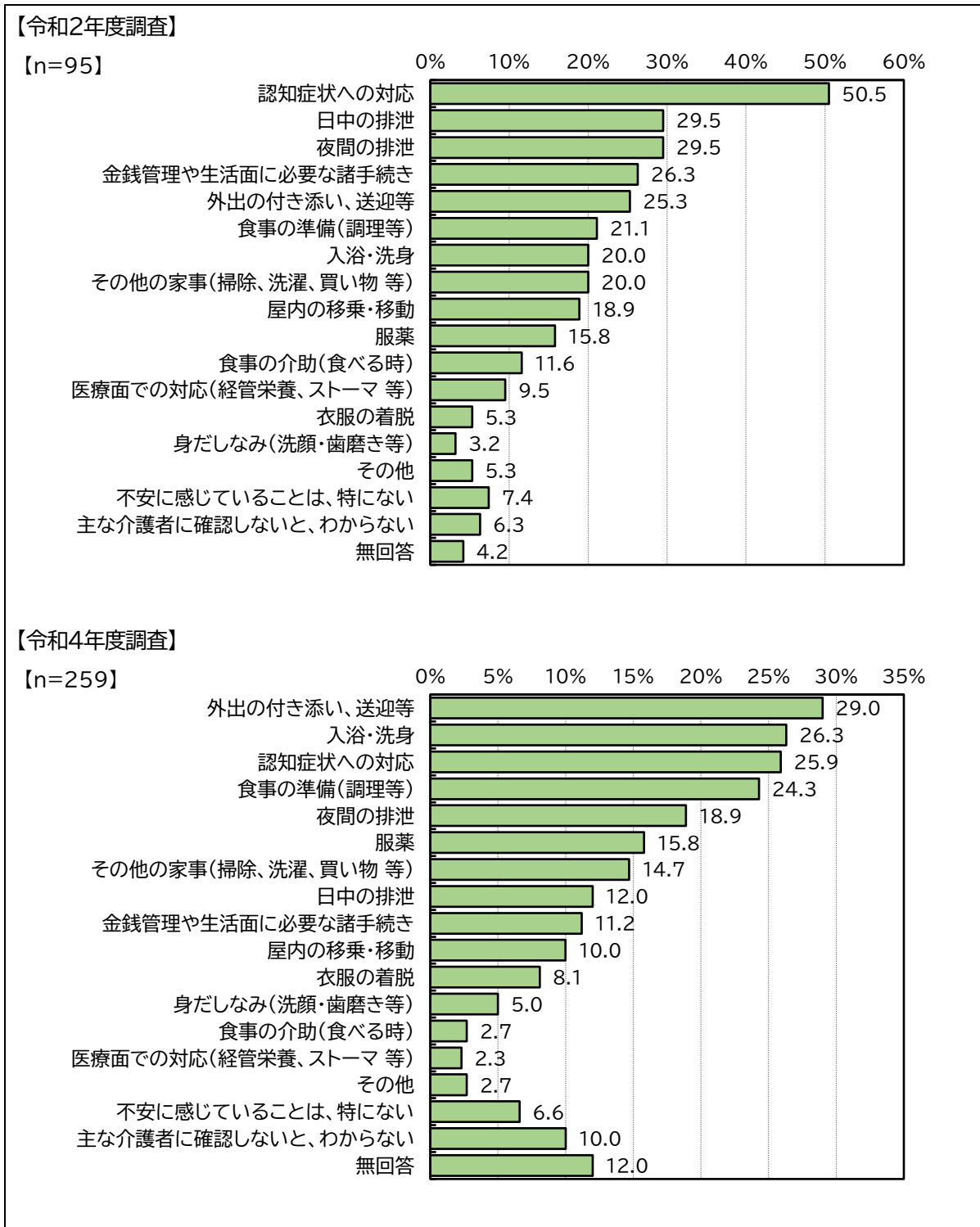
■家族やご親族の方からの介護について



⑥主な介護者の方が不安に感じる介護等について

主な介護者の方が不安に感じる介護は、「外出の付き添い、送迎等」が29.0%で最も多く、次いで「入浴・洗身」(26.3%)、「認知症状への対応」(25.9%)、「食事の準備(調理等)」(24.3%)、「夜間の排泄」(18.9%)と続いています。

■主な介護者の方が不安に感じる介護等

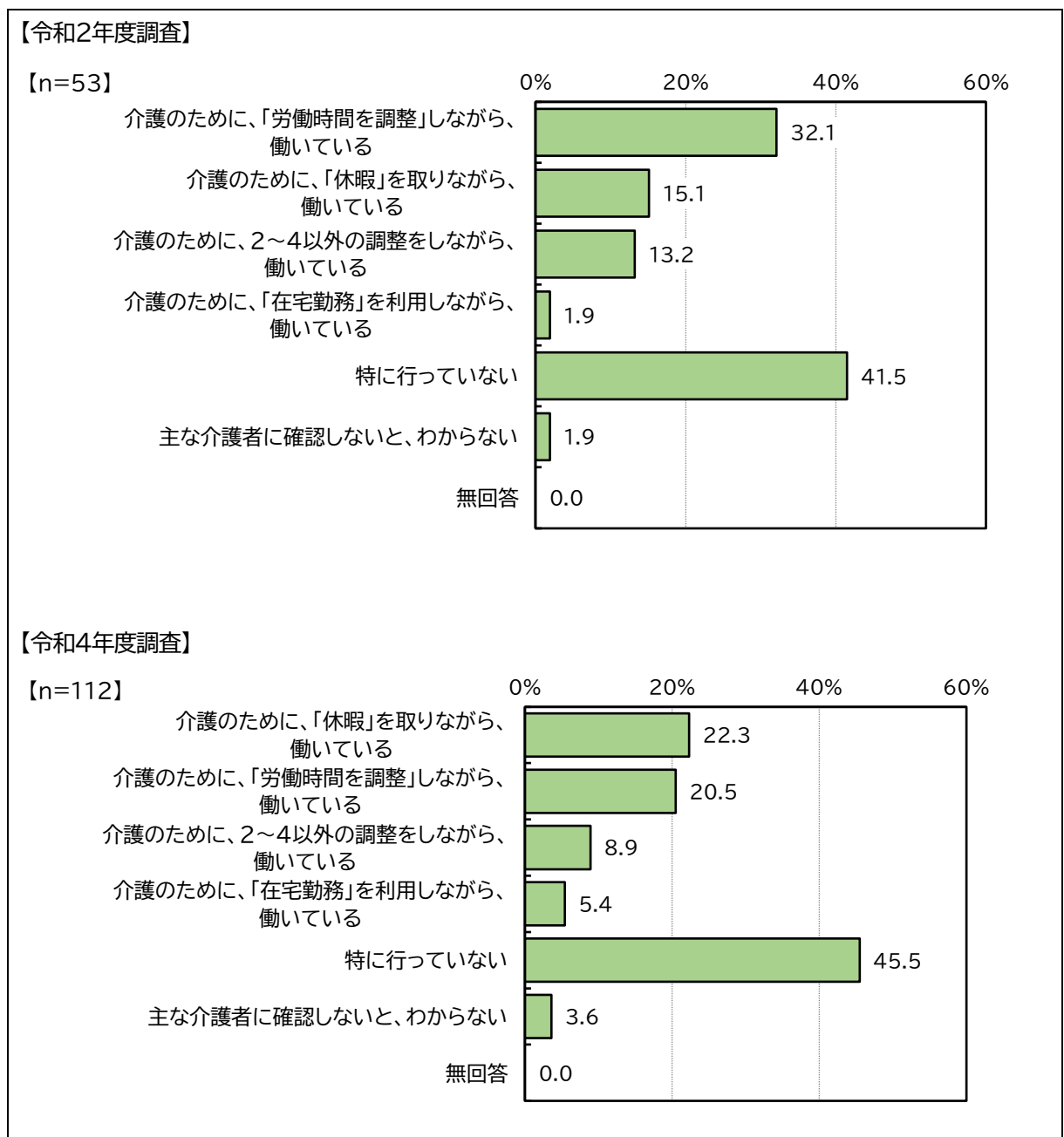


⑦介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしたか

介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしたか尋ねると、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」が22.3%で最も多く、次いで（「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」（20.5%）、「介護のために、2～4以外の調整をしながら、働いている」（8.9%）、「介護のために、「在宅勤務」を利用しながら、働いている」（5.4%）の順となっています。

また、45.5%が「特に行っていない」と回答しています。

■介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしたか

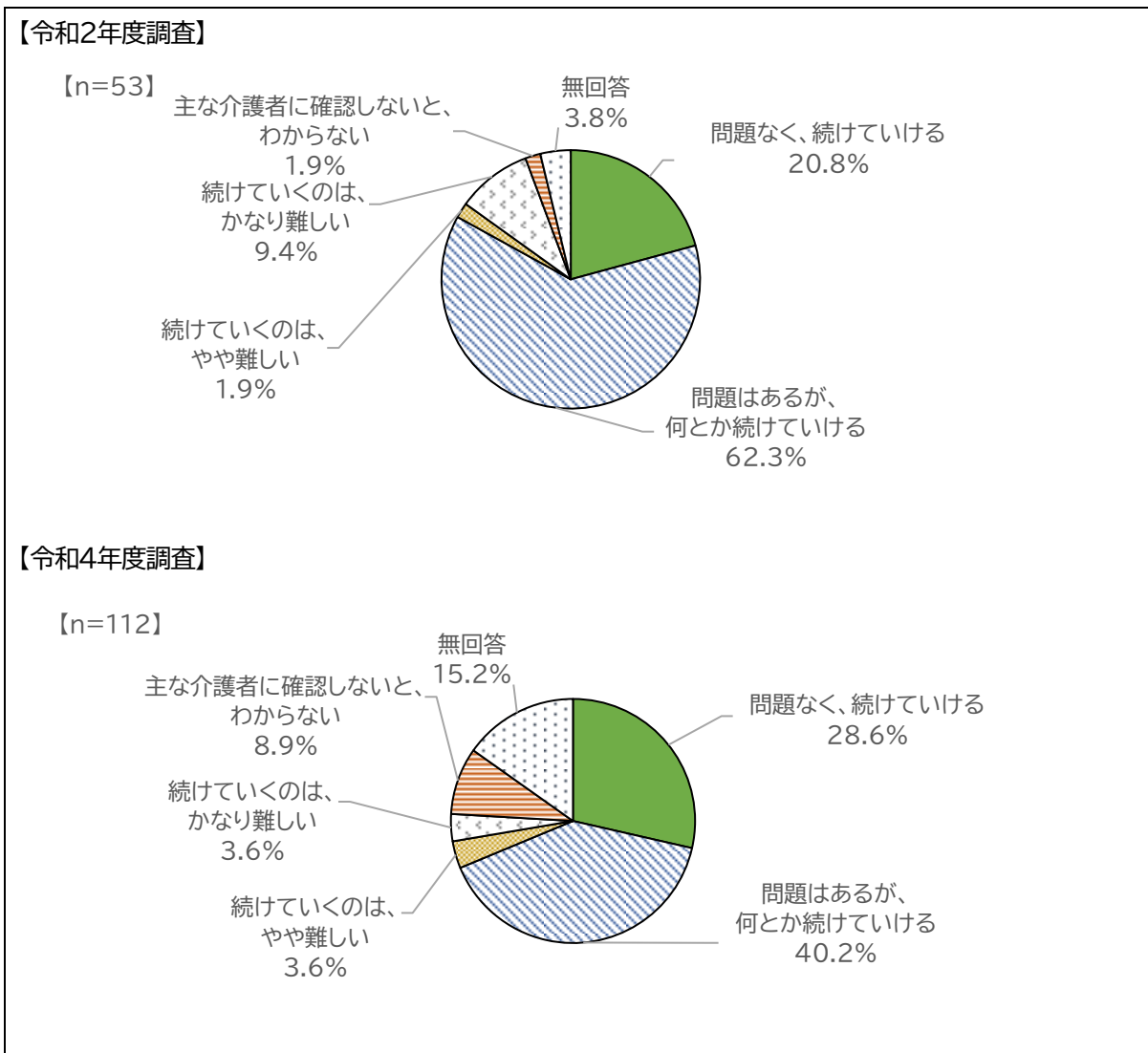


⑧今後も働きながら介護を続けていけそうか

今後も働きながら介護を続けていけそうか尋ねると、「問題なく、続けていける」(28.6%)、「問題はあるが、何とか続けていける」(40.2%)を合わせると7割近くが続けていけると回答しています。

また、「続けていくのは、やや難しい」(3.6%)、「続けていくのは、かなり難しい」(3.6%)を合わせると7.2%は続けていくのは難しいと回答しています。

■今後も働きながら介護を続けていけそうか



IV 高齢者及び要支援・要介護認定者の推計

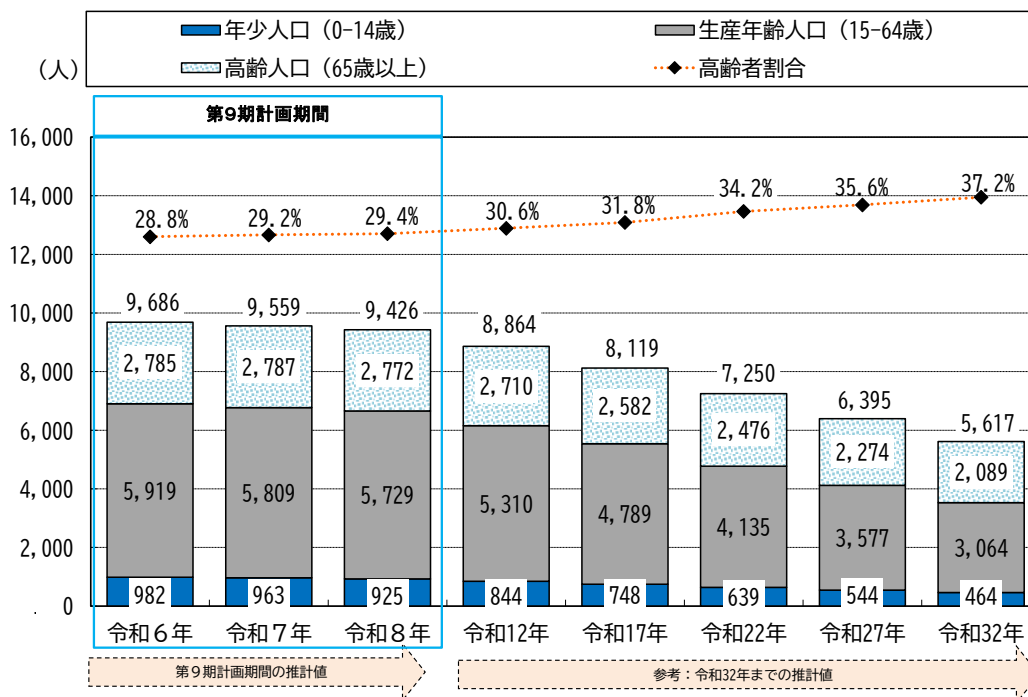
1 人口と高齢者の将来推計

本村の過去の人口変化率の実績値を用いて人口推計を行った結果、計画期間中の人口は緩やかな減少傾向にあり、本計画の最終年である令和8年の人口は、9,426人と推計されます。

高齢人口については、減少傾向で推移することが見込まれ、令和8年では2,772人と推計されます。年少人口と生産年齢人口の減少が高齢人口の減少より大きいいため、高齢者割合は上昇し、29.4%となる見込みです。

また、第9期計画開始から6年後の令和12年においては、人口は8,864人、高齢人口は2,710人、高齢化率は30.6%、令和22年においては、人口は7,250人とさらに減少し、高齢者は2,476人、高齢化率は34.2%となる見通しです。

■3区分人口と高齢化率の推移と推計



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

推計値は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

※コーホート変化率法:各コーホート(観察対象の集団)について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

■人口の推計値

(単位:人)

区 分	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
年少人口 (0-14歳)	982	963	925	844	748	639	544	464
	10.1%	10.0%	9.8%	9.5%	9.2%	8.8%	8.5%	8.3%
生産年齢人口 (15-64歳)	5,919	5,809	5,729	5,310	4,789	4,135	3,577	3,064
	61.1%	60.8%	60.8%	59.9%	59.0%	57.0%	55.9%	54.5%
40-64歳	3,128	3,089	3,070	2,891	2,681	2,340	2,055	1,753
	32.3%	32.3%	32.6%	32.6%	33.0%	32.3%	32.1%	31.2%
高齢人口 (65歳以上)	2,785	2,787	2,772	2,710	2,582	2,476	2,274	2,089
	28.8%	29.2%	29.4%	30.6%	31.8%	34.2%	35.6%	37.2%
前期高齢者 (65-74歳)	1,428	1,381	1,346	1,179	1,017	1,040	1,027	899
	14.8%	14.5%	14.3%	13.3%	12.5%	14.3%	16.1%	16.0%
後期高齢者 (75歳以上)	1,357	1,406	1,426	1,531	1,565	1,436	1,247	1,190
	14.0%	14.7%	15.1%	17.3%	19.3%	19.8%	19.5%	21.2%
合 計	9,686	9,559	9,426	8,864	8,119	7,250	6,395	5,617

資料:実績値は、住民基本台帳(各年10月1日現在)

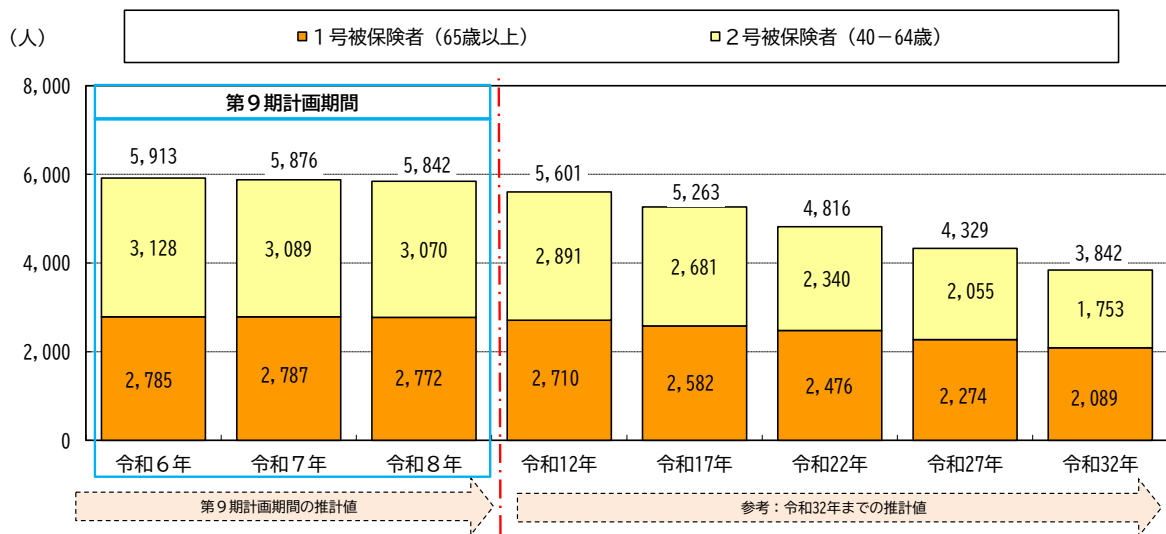
推計値は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

2 被保険者数の見込み

推計人口から、計画期間中の介護保険の第1号被保険者、第2号被保険者数の今後の増減をみると、令和6年から令和8年にかけて第1号被保険者、第2号被保険者ともにおおむね横ばいで推移しますが、令和8年以降は減少傾向で推移するのが見込まれます。

計画期間の最終年度の令和8年には第1号被保険者（65歳以上）が2,772人、第2号被保険者（40歳以上64歳以下）が3,070人、合計で5,842人となることを見込まれます。

■被保険者数の推計値



3 要支援・要介護認定者の推計

本村の人口推計結果及び要支援・要介護認定者の認定率（出現率）の実績などから、令和6年度以降の要支援・要介護認定者数を推計しました。

推計の結果、要支援・要介護認定者数は、令和8年度には令和6年度よりも10人減少し、492人となる見込みです。

この認定者数が、介護保険サービスの利用量を見込む算定基礎となります。

■要介護度別認定者数の推計

(単位:人)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
要支援1	63	63	64	68	71	66	55	53
要支援2	38	37	37	39	41	42	38	36
要介護1	103	102	102	115	124	118	102	89
要介護2	99	98	96	97	103	105	94	86
要介護3	61	60	59	60	67	68	59	54
要介護4	71	71	68	72	74	78	71	65
要介護5	67	67	66	63	71	71	61	58
計	502	498	492	514	551	548	480	441

資料:地域包括ケア「見える化」システム将来推計

■第1号被保険者と第2号被保険者の認定者推計

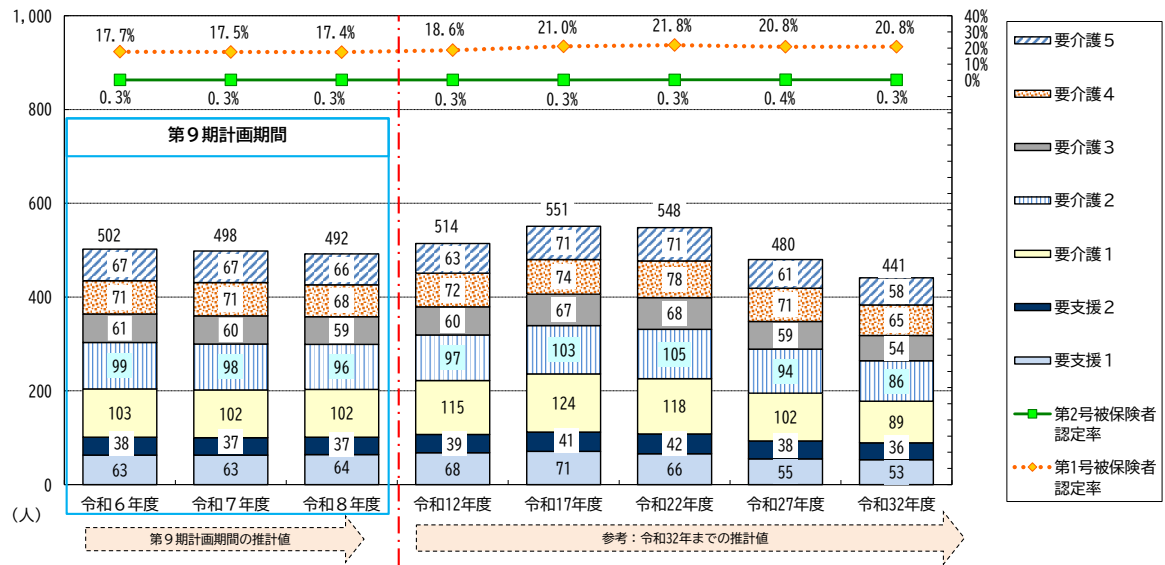
(単位:人)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
第1号保険者数	2,785	2,787	2,772	2,710	2,582	2,476	2,274	2,089
認定者数	493	489	483	505	543	540	472	435
認定率	18%	18%	17%	19%	21%	22%	21%	21%
第2号保険者数	3,128	3,089	3,070	2,891	2,681	2,340	2,055	1,753
認定者数	9	9	9	9	8	8	8	6
認定率	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%

資料:地域包括ケア「見える化」システム将来推計

要支援・要介護認定者数の推計から、第1号被保険者と第2号被保険者の認定状況を見ると、第1号被保険者の認定者数はゆるやかに増加し、第2号被保険者の認定者数は横ばいで推移しています。令和8年度では、第1号被保険者の認定者数は483人、認定率は17.4%となる見込みです。

■人口の実績値と推計値



資料：地域包括ケア「見える化」システム将来推計

第3章 計画の基本的な考え方

I 計画の基本理念

計画の基本理念は、六ヶ所村地域福祉計画の基本理念を元に、次のとおりとします。

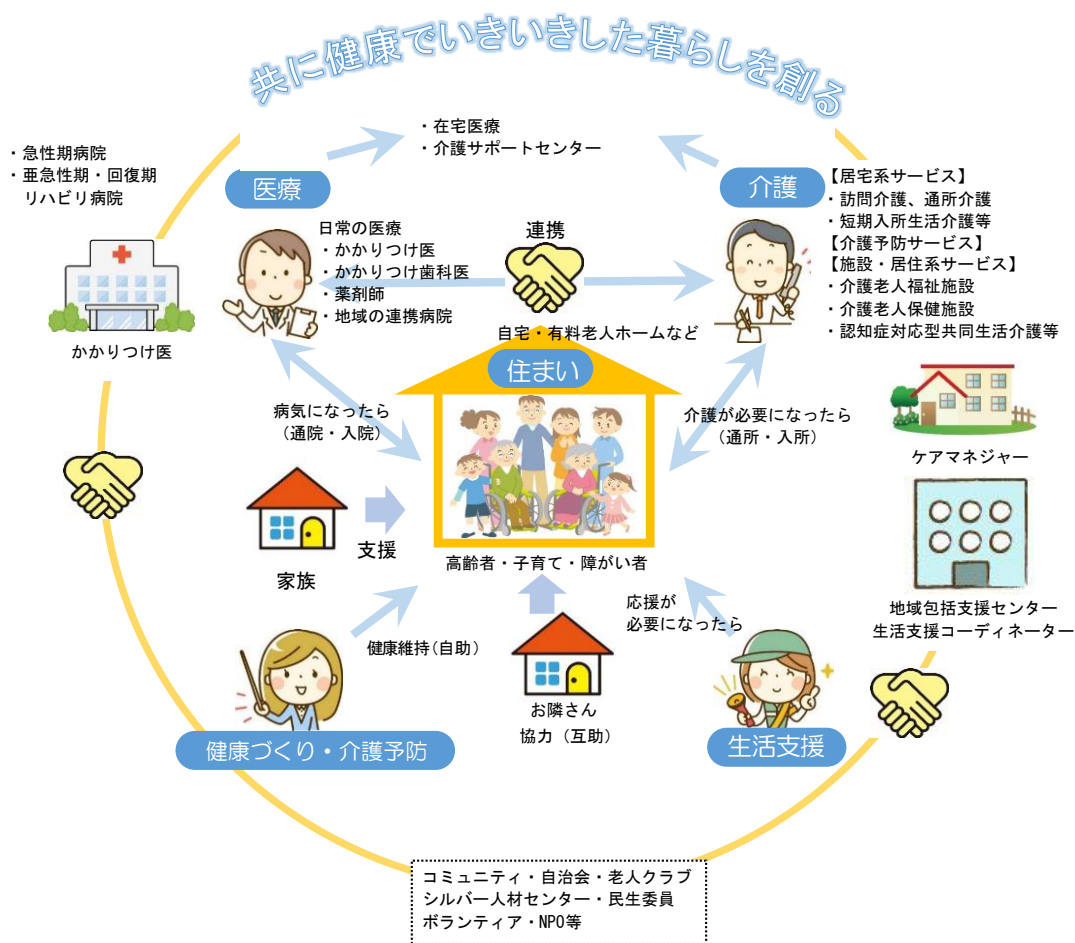
共に健康でいきいきした暮らしを創る

本村では高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、予防・介護・医療・生活支援・住まいの支援・サービスを組み合わせた「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきました。

本計画期間中に「団塊の世代」がすべて75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えるとともに、2040年（令和22年）には現役世代人口が減少し、高齢人口がピークを迎え介護需要が高い85歳以上の高齢者が増加していくことが見込まれていることから、2040年（令和22年）を見据えた介護サービスの基盤を計画的に整備していくことを目指しています。

本計画においても、基本理念の実現に向け、地域の実情に応じた高齢者施策の取組みを推進し、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化、推進、「地域共生社会」の実現を目指します。

健康な高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らすための生活支援や介護予防、介護が必要になった場合には介護保険により提供される施設・居住系あるいは在宅で受けられるサービス、もし重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように図る医療と介護の連携など、住まい・医療・介護・予防・生活支援が各地域で一体的に提供される高齢者支援の社会的な仕組み、それが「地域包括ケアシステム」です。



また、地域共生社会は、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現のため、村民と行政が協働し、地域や個人が抱える地域生活課題を解決していけるよう、様々な相談を受け止める包括的な支援体制を整備することも求められています。

II 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、以下3つの基本目標を施策の柱として総合的に推進します。

基本目標1 生きがいづくり・社会参加と介護予防の充実

心身ともに健康で、住み慣れた地域で生活をするためには、高齢になっても生きがいや役割などを持ち、地域や仲間とのつながりながら生活していくことが大切です。このため、高齢者が活動しやすい環境や、社会参加しやすい環境づくりに取り組み、高齢者の活躍を促進します。

生涯にわたり心身ともに健康でいられるよう、健康寿命の延伸が求められています。このため、健康づくりをはじめとして、疾病の予防と早期発見、重度化防止を中心とした取組みを推進します。

基本目標2 地域生活を支える体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにしていくためには、地域での生活を支えていくことを目的とした、幅広い視点からの体制づくりが必要となります。

複雑化・複合化する高齢者の相談に的確に対応する体制を強化し、地域で支え合うネットワークを深化させるため、地域包括支援センターの機能強化を図り、関係機関などが連携して、高齢者の地域での生活を総合的かつ重層的に支援する取組みを推進します。

在宅での医療と介護の連携強化、増加する認知症の方や介護家族への支援、住まいの確保、介護人材の確保など、地域住民と福祉事業者、医療機関、行政が連携し高齢者の地域生活を総合的に支える基盤を整備します。

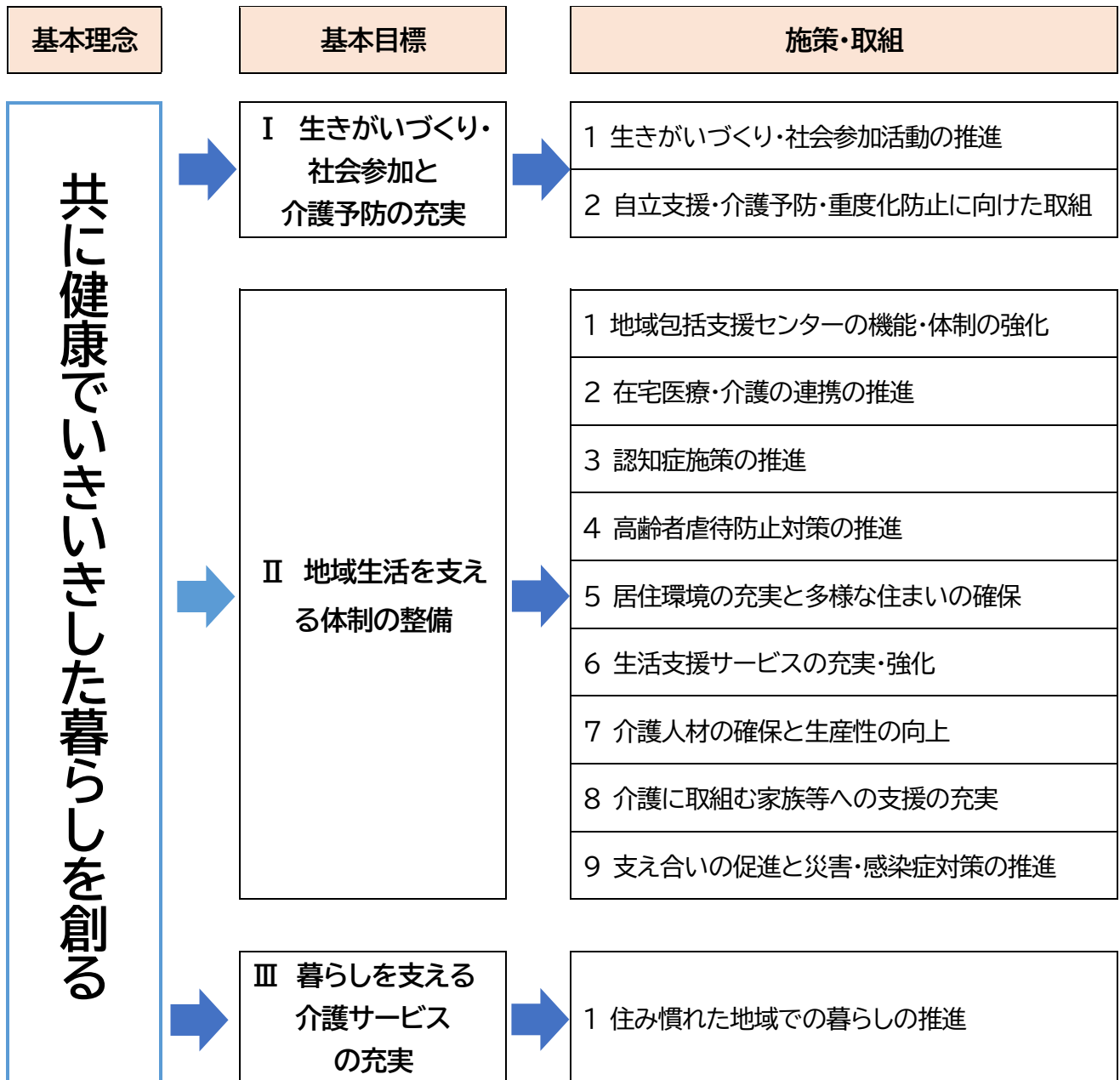
基本目標3 暮らしを支える介護サービスの充実

今後も引き続き、介護を必要とする人が増えることが想定されることから、高齢者の状況に合わせ、居宅での生活又は施設での生活を選択できるように、サービス量の確保、質の向上を図るとともに、地域の実情に応じ、柔軟かつ効率的にサービス提供できる環境づくりを段階的に進めていきます。

介護サービス基盤については、地域や高齢者のニーズ及び既存施設の実態等を踏まえ、医療との連携、介護予防サービスも踏まえた提供体制の整備を図り、地域におけるサービス基盤の充実を図ります。

Ⅲ 計画の体系

本計画の体系は以下の通りとなります。



IV 日常生活圏域の設定

計画では、地域包括ケア体制を深化・推進させるために地域における住まい・介護・医療・福祉の一体的提供を強化することが求められており、高齢者が住み慣れた日常生活の場（日常生活圏域）ごとにそのニーズと地域特性に合った計画づくりが必要となってきました。

本村における具体的な圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案して検討を行いました。その結果、第9期計画についても第8期計画と同様、日常生活圏域は村全体で1圏域が望ましいと判断しました。

これに基づき、地域密着型サービスを含むすべての介護サービス基盤に関する整備を計画します。

第4章 基本目標

基本目標Ⅰ 生きがいづくり・社会参加と介護予防の充実

目指す姿：すべての高齢者が自立し、生きがいをもって生活できる

■評価指標

指標	現状		目標
健康寿命（平均自立期間） （令和5年度の数値を国保データベース（KDB）システムより抽出）	男性	76.1歳	延伸
	女性	83.7歳	延伸
要支援・要介護認定率 （令和4年度の認定率を「見える化」システムより抽出）	18.3%		現状以下
フレイルありの割合 （ニーズ調査において、定義に該当した者の割合）	23.5%		現状以下

健康寿命：日常生活動作が自立している期間の平均。介護受給者台帳における「要介護2以上」を「不健康」と定義している

認定率：第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合

フレイル：年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態

〈参考〉

指標	県		全国
健康寿命（平均自立期間） （令和5年度の数値を国保データベース（KDB）システムより抽出）	男性	78.0歳	80.1歳
	女性	83.3歳	84.4歳
要支援・要介護認定率 （令和4年度の認定率を「見える化」システムより抽出）	17.9%		19.0%

1 生きがいづくり・社会参加活動の推進

現状と課題

村では、老人クラブ、学習・教養サークル、特技や経験を他者に伝える活動などの多様な社会参加の場を提供していますが、社会参加の種類ごとの参加率では低い状況です。参加していない方へその理由を聞いたところ、「興味のあるグループや活動がない」という回答が多く、また、多様な活動の場を提供する老人クラブへの加入者が減少している現状であるため、魅力ある団体づくりを目指していく必要があります。

施策の方向性

多様な社会参加の場に参加することによって、高齢者が生きがいを持って暮らすことができるよう、既存の活動をより魅力のある活動にするための内容の見直しや広報誌以外にもデジタルツール等を活用した情報提供を行っていきます。

また、高齢者の就労（シルバー人材センターの活用）や社会参加促進のために就労的活動支援コーディネーターの設置を検討することで、高齢者が知識・経験等を活かし、地域で活躍する場を充実させ、生きがいのある暮らしを続けられるように支援します。

具体的施策

(1) 生きがい活動支援通所事業

高齢単身世帯などを対象に、健康維持及び社会参加を促すとともに、要介護状態への進行を予防するため、デイサービスセンターに通い、入浴や食事、日常動作訓練や趣味の活動などのサービスを提供しています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数(か所)	4	4	3	3	3	3
利用実人数(人)	39	31	13	12	12	15
利用延回数(回)	1,343	968	638	444	386	350

※令和5年度については見込。以降の表も同じ。

(2) 生涯学習・スポーツ・レクリエーション

生涯学習やスポーツ・レクリエーションは、高齢者の心身の健康づくりや生きがいづくりに大きな意味を持っています。村では年齢や性別に関係なく参加できる各種スポーツ事業を企画し、実施しています。また、村民や各種団体の自主的な学習活動への支援を行い、地域社会の中での様々な学習活動を通した生きがいづくりの機会を提供しています。今後もニーズの把握を行いながら、活動の場の提供を目指していきます。

(3) 老人クラブの育成と活動支援

老人クラブ活動は、高齢者の生きがいづくりとなる活動であるとともに、奉仕活動を通じて地域への貢献、地域とのつながりの強化に役立っています。村内には12クラブが存在し、奉仕作業や研修活動を行っておりますが老人クラブへの加入者は年々減少しつつあります。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数(か所)	17	17	16	16	14	12
会員数(人)	590	536	477	462	386	298

(4) 交流の促進と敬老事業

① 世代間交流と文化伝承活動の促進

子どもと高齢者が地域ぐるみで交流することにより、高齢者への「いたわり」や「思いやり」の心の醸成や健全育成を推進し、伝統文化の継承者である高齢者を指導者とし、地域の伝統文化の伝承活動などの交流事業に取り組めます。

② 敬老会

長年にわたり社会に貢献された 70 歳以上の高齢者の皆様の長寿を祝福し、毎年 9 月に村内各地区において敬老会を開催しています。

【実施事業の実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施地区数 (か所)	30	33	7	4	7	28
対象者数 (人)	2,000	3,044	3,108	2,115	2,140	2,167

(5) 高齢者の就労支援

村では、六ヶ所村社会福祉協議会にシルバー人材センターの運営を委託しており、就労を通じた高齢者の社会参加の促進を図っております。主に、草刈り、野菜選別作業、除雪作業等の業務に従事しており、登録人数は年々増加しつつあります。

【実施事業の実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
登録者数 (人)	35	33	35	39	41	41
延日数 (日)	1,803	1,882	2,211	2,356	1,640	1,700

(6) 高齢者を支えるための拠点整備(老人福祉センター、地域交流ホーム)

老人福祉センターや地域交流ホームは入浴施設も併設され、健康保持、利用者同士の交流、レクリエーション等の各種事業の場として活用されています。

2 自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取組

現状と課題

要介護状態又は要支援状態になることの予防や、要介護状態等の軽減、悪化の防止を図るために、生活機能全体の維持向上を通じて活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるような支援を推進していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、従来の事業の見直しが必要となり、感染症対策を考慮した介護予防の運動事業や在宅でできる体操をロック TV で放送するなどの対策を行うことで、運動機能低下や転倒リスクのある高齢者の増加を防ぐことはできました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、閉じこもり傾向にある高齢者は増加傾向にあります。

また、就労している高齢者が増加していることから、教室参加という形態だけではなく、現状に即した介護予防・健康づくりに取組んでいく必要があります。

施策の方向性

意欲があっても参加に結びつかない方に対する支援を検討するとともに、介護予防・健康づくりの取組みを強化して健康寿命の延伸を目指します。住民の主体的な取組みを支援し、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現に向けて検討を行います。

介護予防については、これまでと同様に狙いに沿った事業を展開し、内容の充実やより参加しやすい実施体制となるよう確認や見直しを行っていきます。

具体的施策

(1)介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

一般介護予防事業については、地域の課題やニーズに沿った事業実施に取り組んでいきます。

■介護予防・日常生活支援総合事業の構成と村における実施状況

●介護予防サービス(ケアプランを作成した上で実施)

訪問型サービス	訪問介護	制度改正前の介護予防訪問介護に相当するサービス
通所型サービス	通所介護	制度改正前の介護予防通所介護に相当するサービス

●一般介護予防事業

65歳以上の住民を対象とした介護予防事業等を各地区で実施

①介護予防サービス事業

介護予防サービス事業は、訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメントからなる事業です。事業の対象者は、要支援認定を受けた方と基本チェックリストに該当した方（総合事業対象者）です。

・訪問型サービス

ホームヘルパーが自宅等に訪問し生活援助等のサービスを行います。

第9期計画は令和5年度の要支援者数と推計人数に変動がないため、同数程度を見込んでいます。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延人数（人）	219	209	204	177	188	159

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延人数（人）	160	160	160

・通所型サービス

デイサービスに通所し、介護保険事業者からサービスの提供を受けます。

第9期計画は令和5年度の要支援者数と推計人数に変動がないため、同数を見込んでいます。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延人数（人）	603	688	578	555	462	400

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延人数（人）	400	400	400

・介護予防ケアマネジメント

要支援1・2及び総合事業対象者の方が介護予防サービスを利用するために必要なケアプランを作成しています。

第9期計画は令和5年度の要支援者数と推計人数に変動がないため、同数を見込んでいます。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延人数(人)	645	688	576	537	451	424

【実施事業の見込み】

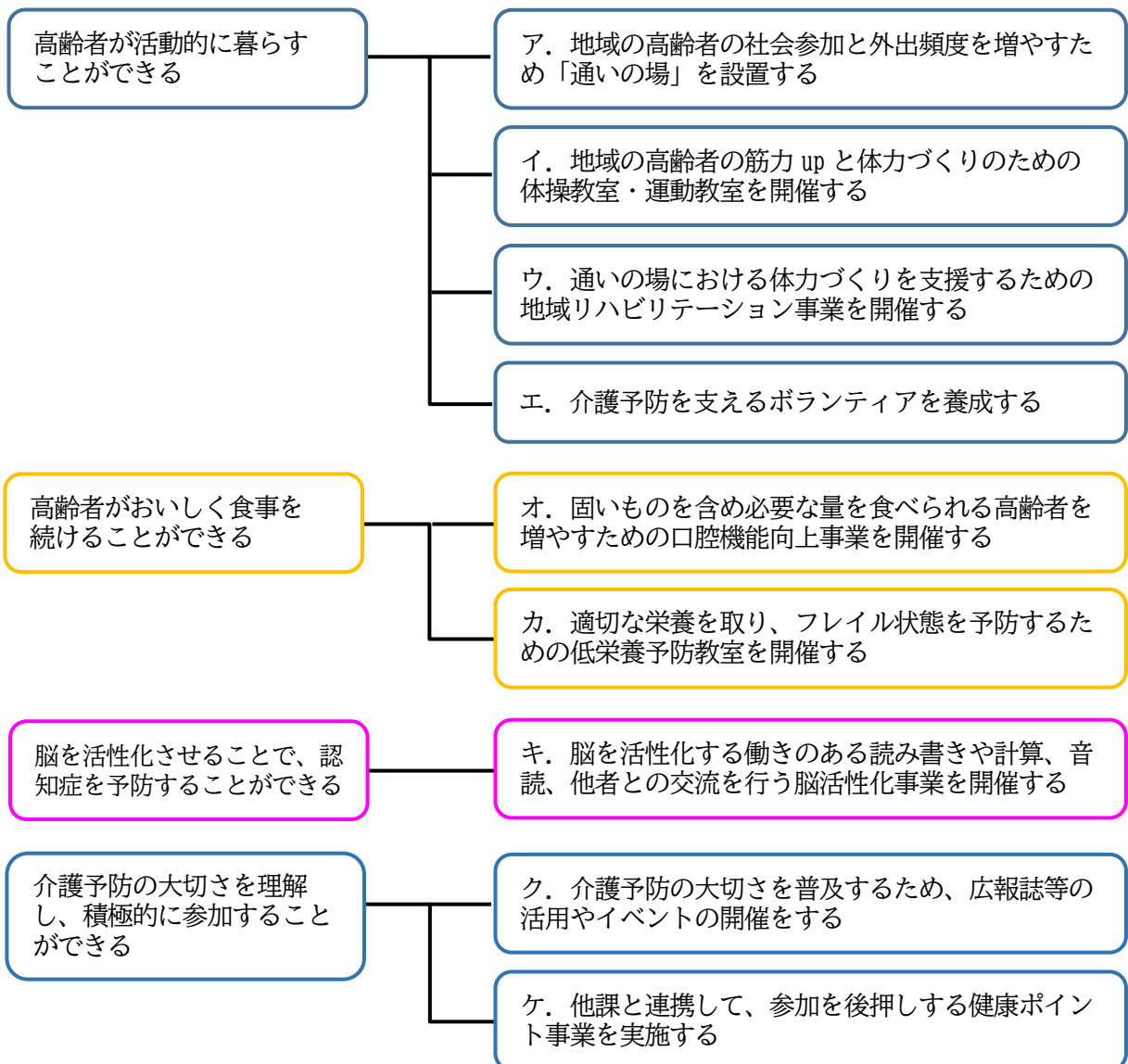
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延人数(人)	424	424	424

②一般介護予防事業

65歳以上の方々に対し、心身の状況改善や健康寿命の延伸を目指すとともに、生活機能全体の維持・向上を通じて活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する事業です。

新型コロナウイルス感染症流行拡大による感染防止のための不要不急の外出自粛などの結果、介護予防事業への参加者が減少していましたが、第5類移行後は参加者数が増加傾向に転じています。

■一般介護予防事業の構成



・住民主体通いの場(高齢者いきいきサロン)補助事業

高齢者が生きいきと豊かに地域で生活することが出来るよう、交流や多様な活動を行い、介護予防・健康増進・社会参加・生きがいづくり等を行う住民主体通いの場に対し補助を行います。

令和4年度の高齢者参加率は4.7%でした。第9期計画では厚生労働省の高齢者の通いの場の目標である参加率8%を目指します。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助団体数(か所)	3	5	7	9	9	9
参加率(%)	3.1	3.9	4.0	3.2	4.7	5.0

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
補助団体数(か所)	10	11	12
参加率(%)	6.0	7.0	8.0

・体操教室・運動教室

高齢者の運動機能向上を目指し、地域で気軽に参加できる転倒・骨折予防教室や理学療法士等の監修のもと行うろっぶ運動教室を実施します。

第9期計画は、転倒・骨折予防教室は感染症流行前の数値を目指します。また、ろっぶ運動教室は、受入れ規模を考慮し、現人数を維持することを目指します。

【実施事業の実績】

■転倒・骨折予防教室

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	189	168	156	137	172	191
参加延人数(人)	5,151	4,470	3,093	2,655	2,788	3,760

■ろっぶ運動教室

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	-	60	60	60	60	60
参加延人数(人)	-	367	326	421	489	527

【実施事業の見込み】

■転倒・骨折予防教室

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	190	190	190
参加延人数(人)	3,800	3,900	4,000

■ろっぷ運動教室

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	60	60	60
参加延人数(人)	530	530	530

・地域リハビリテーション事業

リハビリテーション専門職を活用し、住民主体通いの場での運動習慣定着を目的とした教室の実施や、運動教室での参加者の体力測定を実施します。

住民主体通いの場での教室は地域の各通いの場に対し、2年に1度実施し、運動教室はすべての会場において毎年体力測定を実施することを目指します。

【実施事業の実績】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣回数(回)	通いの場	9	8	2	0	6	6
	運動教室	-	-	-	-	-	4

【実施事業の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣回数(回)	通いの場	6	6	6
	運動教室	4	4	4

・ボランティア養成事業

新規参加者向けの講習会を年1回開催しています。次年度以降も継続していきます。
(委託先：社会福祉協議会)

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	1	1	4	2	2	1
参加者数(人)	7	8	13	4	3	5

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	1	1	1
参加者数(人)	5	5	5

・口腔機能向上事業

高齢者が美味しく、楽しく、安全に食事を摂取することができるように行う口腔機能向上の事業です。今後も継続して実施していきます。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	4	4	1	0	1	2
参加者数(人)	90	68	7	0	6	40

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	2	2	2
参加者数(人)	40	40	40

・高齢者栄養事業

低栄養を予防する他、「食」を楽しみ、いつまでも自立した生活を送れるよう各地区において栄養教室を開催しています。今後も継続して実施していきます。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	4	4	1	0	1	1
参加者数(人)	90	68	7	0	6	10

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	2	2	2
参加者数(人)	20	20	20

・脳活性化事業

読み書き・計算・仲間との楽しい会話を通じて、脳の活性化を図るための教室を開催しています。

継続者に加えて、さらに住民への周知を行うことで、新規参加者の増加を目指します。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加延人数(人)	162	217	103	111	211	233

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加延人数(人)	285	285	285

・介護予防等普及啓発

各種媒体を活用して介護予防の必要性などを普及啓発しています。

普及媒体	内 容
広 報	高齢者の健康づくり、転倒・骨折予防教室、認知症カフェ、口腔体操等について掲載
健康づくりカレンダー	運動事業の様子や介護予防事業の予定等について掲載
ロックTV	転倒骨折予防体操～自宅バージョン～、「今日からできる認知症予防」について放映
村公式 SNS	高齢者の見守り強化月間や不定期の介護予防に係る教室等について村公式SNSサービスに情報を掲載
その他	介護サービス情報公表システムへ通いの場の開催場所等について掲載

・健康ポイント事業

健康づくりへのインセンティブとして、各種イベント等に参加することでポイントを付与し、貯まると商品券等に交換できる事業です。令和元年度までは福祉課単独実施、令和2年度からは保健相談センター・福祉課・社会教育課の対象事業において共通でポイントを付与しています。

第9期計画は、ポイント付与範囲の拡大により増加で見込んでいます。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(人)	110	123	116	91	77	120

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数(人)	125	130	135

(2)高齡者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齡者の疾病予防と生活機能維持によりできる限り健やかに過ごせるよう、関係課が連携して、医療、健診や介護サービス等につながるように、健康状態が不明な高齡者に対して、きめ細かな保健事業と介護予防事業を実施します。

年度	具体的取組
平成30年度 ～令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・高齡者栄養教室について、健康課が実施している健康診断結果で低栄養の恐れがある方を抽出し、事業への参加勧奨を実施。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・高齡者栄養教室について、健康課が実施している健康診断結果で低栄養の恐れがある方を抽出し、事業への参加勧奨を実施。 ・健康状態が不明な高齡者に対する状況確認の訪問や電話を健康課と分担して実施。 ・通いの場参加者の健康状態の確認と、状態に合わせた介護予防教室参加や健診受診の勧奨を実施。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・高齡者栄養教室について、健康課が実施している健康診断結果で低栄養の恐れがある方を抽出し、事業への参加勧奨を実施。 ・フレイル予防健康教育を健康課と協力して1日間実施。 ・健康状態が不明な高齡者に対する状況確認の訪問や電話については委託で実施。

(3) 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

高齢単身世帯、高齢者のみの世帯、認知症の方が増加していくことが想定される中、高齢者等が要介護状態になることの予防と、要支援・要介護状態になっても状態を悪化させず、日常生活の自立に向けた取組が必要となります。

観点	具体的取組
高齢者の能力に応じて自立した日常生活を営むための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがいづくり・社会参加の促進支援 ・地域で目指す方向性について住民と共有する取組の実施 ・高齢者自身のボランティア活動等を通じた社会貢献の支援 ・高齢者が他の高齢者支援の担い手となることで支援体制の強化とともに社会参加につながるよう一体的に図るための検討
要介護状態等になることの予防	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防や重度化防止に関する住民への啓発普及 ・各種介護予防事業の拡充 ・既存の事業に参加できない方への支援策の検討 ・通いの場や各種介護予防教室等での健診受診勧奨や医療機関受診への声掛けの実施
要介護状態等の軽減、悪化の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者等に対する能力に応じた自立支援の必要性について、地域包括支援センターや介護サービス事業者への啓発やケアプラン点検時の確認・指導を実施

基本目標Ⅱ 地域生活を支える体制の整備

目指す姿：住み慣れた地域で安心して暮らすことができる

■評価指標

指標	現状	目標
生活の満足度 (ニーズ調査において、「今の生活に満足している」と回答した方の割合)	74.5%	現状以上
サービス充足の認識度 (ニーズ調査において、「日常生活や健康のために必要なことは、行政や民間のサービスで概ね提供されていると思う」と回答した方の割合)	47.0%	現状以上
認知症の既往後の在宅生活希望率 (ニーズ調査において、「認知症になったら、周りの人に助けをもらいながら自宅での生活を続けたいと思う」と回答した方の割合)	59.2%	現状以上

1 地域包括支援センターの機能・体制の強化

現状と課題

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士の専門職により地域の高齢者やその家族等の心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と推進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関としての役割を果たしています。地域におけるさまざまな関係者とのネットワーク構築、把握に努め、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、支援方針に基づくさまざまなサービス等の利用のつなぎ機能など継続的・専門的な相談支援を行い、制度横断的、多面的な支援を展開します。

本村では福祉課内に1か所、直営包括として設置され、介護予防ケアプランの作成や総合相談の実施など、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な支援を行っています。支援者がいない高齢単身世帯が増加傾向のため、権利擁護の支援が必要な方も増加しています。複雑化する問題に対応するための体制整備が課題となっています。

施策の方向性

高齢者やその家族等が身近な地域で気軽に相談ができ、各種保健・福祉サービスを総合的、効果的に受けられるよう、地域包括支援センターの事業について評価を行い、地域包括支援センターの円滑な運営と機能強化を図ります。高齢化の進展に伴う相談件数の増加等を勘案し、地域包括支援センターの設置数や人身体制を、地域の高齢者数や業務量に応じて適切に配置します。

具体的施策

(1)地域包括支援センター機能の充実

地域包括支援センターは介護保険第1号保険者の人口により専門職の配置基準があります。

当村では保健師、社会福祉士及び主任ケアマネジャーを配置しています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
専門職数(人)	5	5	5	5	5	5
人員1人当たりの高齢者数(人)	534	542	547	553	551	550

(2)地域包括支援センター業務(包括的支援事業)の実施

高齢者の相談支援や権利擁護等の高齢者ができる限り自宅や住み慣れた地域で過ごすことを支援するために、地域包括支援センターが中心となって実施しています。

①総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護保険以外のサービスを含めて、高齢者やその家族に対する多様な相談にきめ細かく総合的な支援を行います。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数(件)	187	150	127	107	109	138

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数(件)	120	120	120

②介護予防ケアマネジメント事業及び介護予防支援

要支援1・2と認定された方や総合事業対象者に対して、介護予防ケアプランを作成し、必要な支援を行います。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延人数(人)	1,010	1,104	1,015	994	965	1,000
介護予防ケア マネジメント	645	688	576	537	451	424
介護予防支援	365	416	439	457	514	576

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延人数(人)	916	904	880
介護予防ケア マネジメント	424	424	424
介護予防支援	492	480	456

③権利擁護業務

判断能力が不十分な高齢者が適切な支援を受けられるよう、制度の普及啓発や相談体制の充実を図っていきます。また、制度利用に係る申立て費用や、後見人等の報酬助成を行っていく他、親族不在や遠方に居住しているなど、親族が家庭裁判所に後見等開始の申立てが困難な場合は、村長申立て等の支援を行います。

また、高齢者等が安心して地域生活が送れるよう、地域支援ネットワークのコーディネートを担う上十三圏域の7市町村で共同して設置する権利擁護支援センターと連携し、迅速かつ円滑な制度利用につなげていきます。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規申し立て 支援数(件)	0	0	1	1	1	2
報酬助成者数(人)	1	1	2	0	2	2

④包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域のケアマネジャーに対し、指導や支援、難しい事例へのアドバイスなどを行います。また、様々な関係機関との連携を図ります。

主な事業

- ケアマネジャーの日常的個別相談・指導
- 支援困難事例への指導助言
- 地域のケアマネジャーのネットワーク構築
- 長期継続ケア（医療を含めた多職種連携） など

(3)地域ケア会議の充実

介護予防の効果的な推進や重度化防止等を目的として、「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策の形成」の5つの機能を有する地域ケア会議を実施しています。第9期計画においても、研修会も取り入れながら継続して取組んでいきます。

【実施事業の実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	個別会議	6	5	6
	推進会議	6	4	5
	研修会	0	2	1
参加職種 (研修参加のみ含む)		行政、社会福祉協議会、ケアマネジャー、デイケア施設職員、ヘルパー事業所、医療センターケースワーカー、理学療法士、薬剤師、医師	行政、社会福祉協議会、ケアマネジャー、デイケア施設職員、ヘルパー事業所、医療センターケースワーカー、理学療法士、薬剤師、医師	行政、社会福祉協議会、ケアマネジャー、デイケア施設職員、ヘルパー事業所、医療センターケースワーカー、理学療法士、薬剤師、医師

【実施事業の見込み】

		見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数 (回)	個別会議	6	6	6
	推進会議	6	6	6

2 在宅医療・介護連携の推進

現状と課題

支え手となる生産年齢人口の減少が見込まれる中、高齢者が自分らしく暮らしていくためには、引き続き、関係機関の連携を強化するとともに、生活支援体制整備事業等と連動した取組みによる、地域の多様な主体との包括的な支援体制の構築・推進が求められています。

村の医療の必要性が高い後期高齢者の率がピークとなる令和17年までに、5人に1人が75歳以上という状況を見込んだ入院体制・在宅医療・介護連携推進体制の充実を図っていく必要があります。

しかし、在宅での医療や介護の受けられるサービス種類が少ないことや高齢者住宅等のサポートを受けながら暮らすことができないことが課題となっています。さらに、自分が望む自分らしい最期について考える機会を含めた在宅医療・介護連携の普及啓発にも取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

村においてあるべき在宅医療・介護提供体制を共有し、関係者の連携体制や対応を図り、サービスの供給体制を整備していくことで、地域の目指す理想像である「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築」を進め、在宅療養体制の充実に努めていきます。

さらに、ICTの活用や地域ケア会議の充実を図り、多職種間の情報共有を進め、引き続き医療と介護の密接な連携を推進し、また、在宅での看取りについて住民から聞き取りを行いニーズを把握し、自分が望む自分らしい最期について考える機会を含めた在宅医療・介護連携の普及啓発に取り組んでいきます。

具体的施策

(1)現状分析・課題抽出・施策立案

地域ケア会議等を通じて村内の医療機関や介護サービス施設・事業所等と顔の見える関係性を構築しています。今後も将来的な在宅医療と介護の連携の在り方について課題を抽出し、解決のための検討を実施します。

関係課同士で庁内連携を密にし、データや情報の共有を進めます。現在、協力体制が構築されており、今後も継続していきます。また、消防機関と高齢単身世帯の救急時の対応についても連携を継続していきます。

取組内容	具体的内容
ア. 地域の医療・介護資源の把握	地域の医療機関・介護事業所の機能等を情報収集し作成した「医療・介護資源マップ」を適宜更新します。 地域ケア会議において在宅医療等における量的充実・質的充実の現状について意見交換し、地域の課題について継続して検討します。
イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地域ケア会議等、地域の医療・介護関係者等が参集する会議において、在宅医療に関する課題の検討を行い、これに対応する施策の立案を行います。
ウ. 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進	緊急時に備えた消防との連携として高齢単身世帯等に配布している「緊急時情報キット配布事業」を継続します。

(2)地域に対する支援や医療・介護関係者の情報共有等支援

地域の在宅医療と介護関係者等から在宅医療と介護の連携に関する相談支援を行います。地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを選択できるよう支援します。

また、医療・介護関係者の情報共有の支援や研修機会の提供を行います。

取組内容	具体的内容
ア. 在宅医療・介護連携に関する相談支援	「在宅医療・介護連携相談窓口」を地域包括支援センターに設置済みです。在宅医療と介護の連携に関する相談支援を継続して行います。
イ. 地域住民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「在宅医療・介護連携相談窓口」や「医療・介護資源マップ」などの在宅医療に関する情報等について、広報誌やHPなどの媒体を活用して周知します。 ・住民に対しACP（人生会議）やエンディングノート作成など自分が望む自分らしい最後について考える方法の周知を行います。 ・「医療と介護の連携手帳」を作成し必要な方に配布します。
ウ. 医療・介護関係者の情報共有の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等とケアマネジャーの連携をスムーズに行うための「在宅介護・医療連携に関わる連絡票(3種類)」の活用支援を行います。 ・即時連携ができるICTツールについて地域ケア会議参加者間で検討します。 ・「入退院時の引継ぎルール」（上十三保健所圏域事業）の活用周知と実施支援を行います。
エ. 医療・介護関係者の研修	多職種の協働・連携に関する研修や医療・介護等に関する研修について、年1回以上開催します。

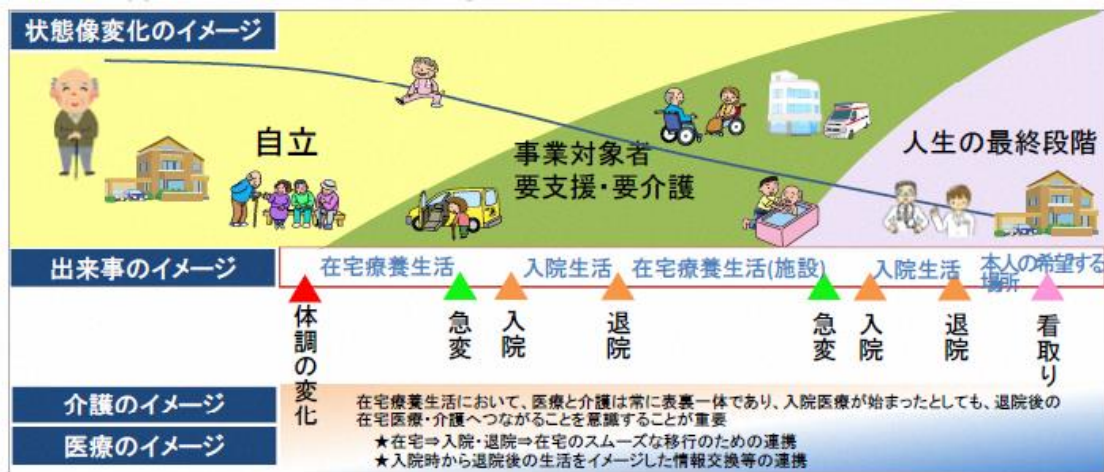
(3)在宅医療の4場面別にみた連携の推進

人生において常に健康状態は変化しますが、特に、高齢期になると、加齢に伴う心身機能の衰えから、日常生活において、医療や介護が必要になることや、容体が急変して入院することもあります。

このため、切れ目のない在宅医療と介護の連携体制を構築するためには、ライフサイクルのなかで起こりうる節目を意識した取組みが必要であり、医療と介護が主に共通する4つの場面を意識して取組んでいきます。

また、各場面において課題の整理はまだ不十分な状態です。目指す姿の実現のため、計画（現状把握、課題の抽出・目指す理想像の検討・取組み内容の検討・指標の設定）・実施・評価・改善に取り組んでいきます。

■高齢者の状態像の変化と出来事のイメージ



4つの場面	地域の目指すべき姿
①日常の療養支援	医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた場所で生活ができるようにする。
②入退院支援	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、希望する場所で望む日常生活が過ごせるようにする。
③急変時の対応	在宅で療養生活を送る医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の急変時にも、本人の意思も尊重された対応を踏まえた適切な対応が行われるようにする。
④看取り	医療・介護関係者が、対象者本人（意思表示できない場合は家族）と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるように支援する。

3 認知症施策の推進

現状と課題

認知症の方やその家族が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への理解を深め、同じ社会の一員として地域をともに創っていく必要があります。そのためには、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を進めていく必要があります。

ニーズ調査では、「自分が認知症になったら、周りの人に助けをもらいながら自宅での生活を続けたいと思っている人」の割合は5割以上、「家族が認知症になった場合、協力を得るために、近所の人や知人にも周りの人に助けをもらいながら自宅での生活を続けたいと思っている人」の割合は7割以上という結果であり、多くの方が認知症になっても、周りの協力を得ながら、自宅での生活を希望しています。

また、認知症の事業は広報やポスターの掲載等で周知していますが、「知らない」と回答した方が多く、認知度が低いため、今後、周知方法についても検討していく必要があります。

施策の方向性

認知症の方やその家族が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、住民に対し、認知症に関する事業の効果的な周知を図ることで、暮らしやすい環境整備や地域住民の理解につなげていきます。

社会全体で認知症の方を支えていく基盤づくりが重要であり、認知症になっても自分らしく過ごせるよう認知症の方と家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していきます。また、国で策定した「認知症施策推進大綱」(令和元年6月策定)に基づき、認知症の方ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、総合的な認知症対策に関する事業を展開します。

■認知症施策推進大綱の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発

具体的施策

(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発、本人発信支援

認知症に関する理解や正しい知識の普及のために、広報誌や村公式SNSの活用に加え、様々な機会を捉え認知症に関する情報の普及啓発に取り組めます。

① 認知症への理解を深めるための普及・啓発

・認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせる村づくりを目指し、認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者を養成します。

毎年、中学生を対象とした講座の開催に加え、村内の企業向けにも開催していきます。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成人数(人)	286	153	85	91	83	100

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成人数(人)	100	100	100

・認知症キャラバン・メイト養成

自治体事務局等と協働して認知症サポーター養成講座の講師となる人材を養成するため、全国認知症キャラバン・メイト連絡協議会が開催する講座の受講を推進します。

今後も新たな人材の養成を目指していきます。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成延人数(人)	32	33	34	34	35	38

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成延人数(人)	40	40	40

・認知症サポーターのステップアップ講座

認知症サポーター養成講座を受講した方を対象に、具体的に認知症の方ができることや認知症の病気などの対応についてさらなる知識の向上や理解を深めるためにステップアップ講座を開催します。

令和6年度から毎年開催を目指します。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	-	-	-	-	-	-

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	1	1	2

②認知症の人本人からの発信支援

これまで認知症の方は支援やサービスを受ける対象として考えられてきましたが、認知症の方とともに同じ社会の一員として地域を創っていくために、本人が発信する具体的支援について施策を検討し、事業化を目指します。

・認知症カフェ事業

認知症の方とその家族が、地域住民や医療・介護・福祉専門職等と相互に情報を共有し、お互いに理解し合うことを目的として設置しています。

継続の参加者に加え、さらに住民への周知を行い、新規の参加者の増加を目指します。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数(か所)	1	1	1	1	2	3
参加延人数(人)	73	73	61	62	107	130

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数(か所)	3	3	3
参加延人数(人)	150	150	150

(2) 認知症の予防推進

認知症の予防とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

リスクが疑われる高齢者を中心に、認知症予防のための介護予防事業や介護サービスを通じて適切な訓練を実施することにより、認知機能の低下などの予防に取り組めます。

・脳活性化事業

読み書き・計算・仲間との楽しい会話を通じて、脳の活性化を図るための教室を開催しています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加延人数(人)	162	217	103	111	211	233

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加延人数(人)	285	285	285

(3)医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

超高齢社会を迎え、今後認知症の方が増加する中、認知症の方やその家族が、地域で自分らしく過ごすためには、認知症になることを自然なこととして受けとめられる意識の普及や認知症に関する正しい理解の啓発、また早期からの予防に取り組むために、早期に医療につながる事が重要であり、認知症の方やその家族にとって受診しやすい医療体制の整備も必要です。

早期診断・早期対応のため、福祉・介護分野との支援体制の充実・強化・連携を図っていきます。また、介護者への支援を行うことは、認知症の方の生活の質的改善にもつながるため、介護者（高齢介護者やヤングケアラー）の精神的身体的な負担の軽減や、生活と介護の両立を支援する取組みを推進します。

①認知症初期集中支援チームの活用

保健師や看護師、介護福祉士など複数の専門職が認知症と疑われる高齢者を訪問し、相談や症状の評価、本人やその家族への初期支援を集中的に行い、自立生活をサポートする「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施人数(人)	1	1	1	0	1	2

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施人数(人)	2	2	2

②本人及び家族への支援

早期治療や必要な生活支援、介護サービスの利用などの結びつけを図り、介護者の状況に応じた適切な支援を行います。

認知症により判断能力が低下した方への支援策として、虐待防止、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進、消費者被害防止のための取組みを関係機関と連携のもと推進していきます。

認知症の方を介護する家族には悩みが少なくないことから、家族同士が交流できる場を設けることで同じような悩みや苦勞を話し合える機会をつくり、介護する家族への支援に取り組んでいきます。

③認知症地域支援推進員の配置

認知症地域推進員は、医療機関や介護サービス事業所等の支援機関をつなぐ連携支援に努め、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行うため配置しています。

④認知症ケアパスの普及

認知症ケアパスは認知症が発症したときから生活する上で、様々な支障が出てくる中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に定めたガイドブックを作成し、関係機関や老人クラブ等に配布し、村のホームページにも掲載しています。また、介護者が必要な相談先やサービスに「つながる」ことができるよう内容の見直しや検討をしていきます。

⑤地域密着型介護サービスの整備

介護サービスにおいて、認知症の方を適切にケアし、介護者の負担を軽減するものとして、24時間対応可能な地域密着型サービスの整備・利用を促進します。

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

認知症の方やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、認知症の正しい理解の広がりとともに、認知症の方やその家族の気持ち、意向を尊重し、さりげない見守りや配慮ができる地域づくりを進めることが大切であることから、その支援に取り組んでいきます。

① 若年性認知症への対応

普及啓発を進め、若年性認知症への一般の理解を深めるとともに、早期診断・早期対応へつなげていきます。

また、窓口において「若年性認知症支援ハンドブック」を配布し「青森県若年性認知症総合支援センター」へつなげるなど、本人への配慮と適切な対応に努めます。

② 地域での見守り体制の整備

地域の特性を生かした見守り体制の検討など、認知症の方に限らず高齢者等が地域で安心して生活できるように地域全体で支え合う体制や関係機関等とのネットワークとしている「高齢者等見守りネットワーク推進協議会」を設置しており、今後も毎年会議を開催し、高齢者等の見守りを強化していきます。

・認知症徘徊模擬訓練

事前学習や訓練を通じて認知症への理解を深めるとともに、住民や関係機関との連携を構築し安心して生活できる地域づくり目指し、年1回の訓練を実施しています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催数(回)	1	1	0	0	0	1
参加延人数(人)	19	13	0	0	0	16

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催数(回)	1	1	1
参加延人数(人)	20	20	20

③安全確保のための事業

認知症の方が行方不明になった場合など、早期発見・保護の必要があるため、「徘徊SOSネットワーク事業」、「徘徊高齢者等家族支援事業」、「認知症高齢者等個人賠償責任保険」を実施しています。また、安全に服薬を継続するために、「高齢者適正服薬支援事業」を実施しています。

・徘徊SOSネットワーク事業

徘徊の恐れのある高齢者が行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるように関係機関の支援体制を構築し、徘徊高齢者等の安全の確保とその家族等への支援を目的とし実施しています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数(人)	4	3	3	3	1	1

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数(人)	3	3	3

・徘徊高齢者等家族支援事業

認知機能の低下が見られ、徘徊のおそれのある高齢者等を介護している家族に対してGPS端末を貸与し、徘徊した場合にその所在を早期に把握して、家族に伝え、安心して介護できるように家族を支援する事業を実施しています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数(人)	3	4	3	2	3	1

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数(人)	3	3	3

・認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症の方など他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりするなど、法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、村が契約者になり、保険に加入しています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
加入者数(人)	-	6	3	3	1	3

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
加入者数(人)	3	3	3

・高齢者適正服薬支援事業

認知症を有し服薬管理が必要な方に対し、服薬時間を知らせる支援機器を村がリースし、対象者に貸出す事業を実施しています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	-	-	2	2	1	1

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	2	2	2

(5)研究開発への協力

国が中心となり、認知症の原因となる疾患について、それぞれの病態解明や行動・心理症状（BPSD）等を起こすメカニズムの解明を通じて、認知症の予防法、診断法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発を行っており、国から求められる調査に積極的かつ的確に回答するなど協力していきます。

4 高齢者虐待防止対策の推進

現状と課題

高齢人口の増加に伴い、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が平成17年に施行されていますが、養護者、養介護施設従事者による高齢者虐待は全国的に増加の傾向が見られます。

村では、高齢者虐待の早期発見に向けて、住民に対し高齢者虐待に対する相談窓口や知識の普及・啓発を行っています。

また、虐待を未然に防ぐ環境づくり推進のため、介護従事者や地域包括支援センター職員に対し、定期的に研修会を開催するとともに、介護保険サービス事業者や、民生委員・児童委員、警察、医療機関などの関係機関と連携を強化し見守り体制の充実を図っています。

施策の方向性

高齢者虐待は、人間関係や社会環境など様々な要因が重なり合って発生することが多くみられます。

高齢者虐待を防止し、また発生した際に適切な対応を行うため、高齢者とその家族を孤立させず、見守りや助言により虐待になる前の対応、虐待が発生した際の適切な事実確認や情報収集による対応などが求められます。

具体的施策

(1) 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化

① 普及啓発と職員の資質向上

高齢者虐待の防止や早期発見のため、広報などを通じて相談窓口の周知を行い、高齢者の権利擁護に関する普及啓発を行います。

対応マニュアルを作成するとともに、定期的に研修会を開催し、市町村や地域包括支援センター職員、介護従事者の迅速かつ適切な対応力向上を目指していきます。

② ネットワーク構築

早期発見・見守り、保健医療及び福祉サービスの介入支援、関係機関介入支援などを図るためのネットワークを構築し、多職種と連携を図りながら支援していきます。

③ 庁内連携、行政機関連携

警察に対する援助要請や、老人福祉法に基づく措置を行うために必要な居室の確保等に関して関係機関と連携及び調整を図り早期解決を目指します。

(2) 養護者による高齢者虐待への対応強化

虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言などを行い、発生した虐待の要因などを分析し、再発防止へ繋げていきます。

また、養護者に該当しないものによる虐待やセルフ・ネグレクト等の把握に努め、権利侵害防止に取り組んでいきます。

(3) 要介護施設従事者による高齢者虐待への対応強化

要介護施設は、入所している高齢者の住まいであるため、外部からの目が届きにくい面があります。要介護施設での虐待は不適切なケア、不適切な施設・事業所運営の延長線上にあることを認識し、要介護施設・事業所の実態を把握するとともに、早期に発見できるように関係機関とのネットワークの構築、連携強化を図ります。

5 居住環境の充実と多様な住まいの確保

現状と課題

高齢者が安心して住み続けられる生活環境を築くためには、身体状況に適した「住まい」の確保や、施設、公共交通機関、道路等のバリアフリー化が重要です。

「住まい」は生活の基盤ですが、高齢者の家族構成、経済状況、健康状態など、様々な状況が存在し、「在宅」か「施設」かといった考え方だけでなく、個々の状況やニーズに沿った選択が可能となるよう、多様な「住まい」を確保することが重要です。そして、他の施策とも連携した住まいと生活支援の一体的な実施が求められています。

介護保険が適用となる助成のほかに、村独自で住宅改修助成や生活支援ハウスの設置など利用希望者が柔軟に利活用できるような体制を整えています。

また、在宅介護実態調査で9割を超える人が自宅での生活を希望しているという結果でした。自宅で暮らし続けたいと考える高齢者が多いことも踏まえた検討が必要です。

施策の方向性

高齢者の多様なニーズに対応するため、今後も情報提供や体制づくり、必要に応じて住宅政策の所管課と連携し、居住環境の充実と多様な住まいの確保に努めていきます。

具体的施策

(1)住宅改修相談支援

介護保険を利用して、家庭での手すりの取り付け等の住宅改修を行う前に、介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携し、適切な改修に向けた相談や支援をしていきます。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（件）	6	6	10	10	5	12
実施件数（件）	6	6	10	10	5	12

(2)福祉用具利用の促進

高齢者の自立を促し、毎日の生活を快適に過ごすことができるよう、高齢者個々の生活環境や身体の状態に応じた福祉用具の利用を促進していきます。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施件数（件）	15	23	20	22	31	27

(3)バリアフリー化の推進

高齢者が安心して外出できる環境は、社会参加と密接なつながりがあります。本村では、高齢者のみならず、障がい者、幼児などを含めたすべての村民が安心して快適に移動できる歩行空間の形成に向けて、段差の解消によるバリアフリー化に配慮し、福祉施策と連携した誰もが安心して暮らせる住まいづくりを目指します。

(4)高齢者の多様な住まいの確保

高齢者の住まいの選択肢の一つとして、介護・医療・住宅の連携のもとに高齢者が安心して生活できるサービス付き高齢者住宅や有料老人ホームがあります。村内に高齢者住宅等はありませんが、村外の高齢者住宅等の定員などの情報を把握し、必要に応じて情報提供しています。

(5) 養護老人ホーム措置事業

養護老人ホームは、入所者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設です。

身体的・精神的な理由や、経済的・家庭環境等の理由によって、在宅において生活することが困難な高齢者を対象に、老人福祉法に基づき入所措置を行います。介護保険の施設である特別養護老人ホームと異なり、日常生活においてほぼ自立している方が対象です。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施件数(件)	5	4	3	3	2	2

(6) 生活支援ハウス

生活支援ハウスは、高齢者の居住機能及び交流機能を総合的に提供することを目的として平成15年度に設置されました。

利用対象は、60歳以上のひとり暮らしの方や夫婦のみの世帯、家族の援助を受けることが困難で、独立して生活することに不安のある方で、12月以内の期間一時的に利用できる施設です。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施件数(件)	8	11	6	7	5	5

6 生活支援サービスの充実・強化

現状と課題

高齢者の増加により、日常生活を送るうえで、「あると助かること」や「ちょっとしたこと」のような細かな生活支援へのニーズが高まっています。増加している高齢単身世帯や高齢夫婦世帯といった高齢者のみの世帯の生活を支える視点からも、医療、介護サービスの充実を図るとともに、日常生活を支援する生活支援のサービス体制を充実させる必要があります。

行政及び生活支援コーディネーターが中心となり、できるだけ多様な主体(NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、ボランティア、地域住民等)による高齢者と地域社会とを密接に結びつける地域のつながりづくりを進めていくことが重要になります。

移動支援や生活支援について、様々な事業を実施していますが、介護保険外の軽微な生活支援(掃除、洗濯、ゴミだし等)については、提供できる支援・援助がない現状です。新たな事業の立ち上げに向けて、人材の確保は切り離すことはできませんが、有償ボランティアや地域の支え合いの中で、従事できる人材や組織の確保が課題となっています。

施策の方向性

地域の生活課題について、実情に沿った施策につなげられるよう座談会などを開催し、住民主体の支えあいの地域づくりを支援します。また、生活支援コーディネーターや多様な主体が参画する場を設けることで理解を広め、協働して地域づくりを推進できる体制を整備していきます。

今後は庁内の関係課と連携しながら幅広い視点で取組みを実行していきます。安心・快適な日常生活を実現するため、必要な支援を検討し、村独自の生活支援サービスの実施、充実を図ります。

具体的施策

(1)生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターは、地域包括支援センター等と連携し、ボランティア等を担い手とした生活支援サービスの資源開発や、関係機関等とネットワークを構築しながら高齢者等を支える地域づくりを推進していくため、村では、生活支援コーディネーターを1名配置しています。

(2)生活支援体制整備推進協議会の設置

生活支援コーディネーターと生活支援サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有、連携及び協働による資源開発等を推進するため「六ヶ所村生活支援体制整備推進協議会」を設置し、関係者間のネットワークを生かしながら、高齢者の生活を支える体制づくりを推進していきます。

高齢人口が横ばいのため令和5年度と同数で見込んでいます。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	3	3	2	2	2	2

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	2	2	2

(3)生活支援サービスの実施

今後も生活支援等サービスの体制整備を目的に定期的に協議会を開催し、生活支援コーディネーターと協議会が地域づくりを進めていくことができるよう基盤整備していきます。また、協議会に多様な関係者が参加することで理解を広め、協働して地域づくりを推進できる体制を整備していきます。

安心・快適な日常生活を実現するため、必要な支援を検討し、村独自の生活支援サービスの実施、充実を図ります。

①配食サービス

高齢単身世帯及び高齢者のみの世帯等を対象として、高齢者の方の食生活の安定や調理負担の軽減及び栄養の改善を図るために栄養バランスの良い食事の提供と見守り等を目的とした配食サービスを実施しています。

第9期計画は、高齢人口も横ばいであるため、令和5年度と同数で見込んでいます。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数(人)	-	11	28	45	30	35
配食数(食)	-	429	737	1,639	1,706	2,000

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数(人)	35	35	35
配食数(食)	2,000	2,000	2,000

②軽度生活援助事業

要介護認定で自立と判定された65歳以上の高齢者のうち、日常生活の支援が必要な方に対し、食事の提供や食材の確保、掃除洗濯等の家事援助、健康管理に関する助言等を行っています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数(人)	1	3	2	3	4	4
利用延回数(回)	12	75	130	220	224	230

③高齢者世帯等除雪支援事業

自力で除雪ができず家族などからの支援が受けられない高齢者世帯、要介護認定者、障がい者の方などの生活路を確保するため、玄関から道路までのおおむね1m幅の通路を除雪するもので、村が六ヶ所村シルバー人材センターに依頼して除雪を行っています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数(人)	45	59	78	122	71	71
作業延時間(時)	762.5	292	1,253	1,439	751	751

④高齢者等無料入浴券交付事業

65歳以上の方、障害者手帳等の交付を受けた方、生活保護を受給している方、運転経歴証明書の交付を受けた方を対象に、村内の浴場施設（スパハウスろっかぼっか、老人福祉センター、地域交流ホーム、泊地区ふれあいセンター）を無料で入浴できる入浴券を発行しています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付人数(人)	2,240	2,304	3,102	3,249	3,378	3,523

⑤高齢者等無料入浴送迎バス運行事業

村内の浴場施設への移動手段として、無料入浴券の交付を受けている方が利用できる無料送迎バスを運行しています。また、その運行の合間を利用し、スパハウスろっかぼっかとショッピングモールリーブへの運行もしています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乗車延人数(人)	24,257	21,694	20,237	17,889	17,031	17,936

⑥外出支援事業

在宅で要介護1以上の高齢者等の医療機関への通院、介護保険施設等への入退所の際、送迎が困難な場合に移送車両による送迎を行っています。

【実施事業の実績】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	村内	359	325	279	356	325	350
	近隣	134	168	173	146	72	150
	その他	44	77	42	51	49	50

⑦外出支援バス(はっぴい号)運行

高齢者等無料入浴券交付事業の無料入浴券の交付を受けている方を対象に、移動手段がなく買い物に支障のある高齢者の方等の負担軽減のため、各地区から尾駈地区の買い物ができる施設や役場の間を往復する外出支援バスを運行しています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乗車延人数(人)	-	-	661	882	1,063	1,100

⑧一人暮らし高齢者防火訪問

70歳以上の高齢単身世帯を対象に、消防職員及び民生委員と連携して、防火設備等の点検と同時に、生活状況や健康状態、緊急時の対応の確認を行うために、防火訪問を行っています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数(件)	174	179	187	148	201	296

⑨緊急通報体制等整備事業

高齢単身世帯、高齢者のみの世帯などを対象に緊急通報装置を貸与し、さらに、近隣住民やボランティアなどの協力を得ることにより、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図っています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
機器設置台数(台)	9	11	13	13	12	13

⑩自動車急発進防止装置整備費補助事業

認知症の診断を受けていない65歳以上の方で、使用する自家用車両に「急発進防止装置」を設置した方に、装置の購入及び設置費用の9割を補助しています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助人数(人)	-	-	6	1	0	0

7 介護人材の確保と生産性の向上

現状と課題

生産年齢人口が減少する中、介護サービスを担う介護人材の不足が全国的な課題となっています。

本村においても、高齢化の進展に伴い介護や生活支援への需要は今後ますます高まると考えられ、介護人材の確保・育成や定着が急務となります。また、介護サービス提供における業務量の過多による介護従事者の負担を軽減するため、ICTの導入等を通じた業務の効率化に努める必要があります。

施策の方向性

必要となる介護人材の確保に向け、国や県と連携し、介護従事者の処遇改善、新規参入やボランティア等多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善など、人材の「確保」、「定着」、「育成」の視点から総合的な取組みを推進します。

県が実施する施策を周知し、その取組みなど積極的に参画していきます。

具体的施策

人材の確保については、介護の仕事の魅力発信、介護未経験者である人材の新規参入の促進を図っていきます。定着については、介護職に就いた人材が長く働けるよう、キャリアアップ確立の支援やハラスメント対策など働きやすい環境づくりに向けて事業者を支援していきます。育成については、県のアドバイザー派遣事業の活用やケアプラン点検などによる介護支援専門員への技術的助言を行い、ケアマネジメントの質の向上を図っていきます。

また、事務負担軽減については、国が定める標準様式や「電子申請・届出システム」の活用を推進し、介護分野の文書事務に対する負担軽減を図っていきます。

8 介護に取り組む家族等への支援の充実

現状と課題

介護保険制度が創設された大きな目的の一つは、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを設けることで、家族にかかる過度な介護負担を軽減することにあります。制度の創設とその後の介護サービスの充実に伴って、家族の負担は軽減された面もありますが、介護サービスを利用している場合でも、多くの家族は何らかの心理的な負担感や孤立感を有しています。

また、一億総活躍社会の実現の観点から、①必要な介護サービスの確保を図るとともに、②家族の柔軟な働き方の確保、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ることで、働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続けられる社会の実現を目指すこととされています。

在宅介護実態調査で、主な介護者の年齢の項目で、20歳未満の方が主な介護者であるという回答もありました。ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担を軽減するための取組みを進めることが重要です。

施策の方向性

介護を必要とする高齢者だけでなく、家族介護者を含めて支援できるように、ニーズを把握しながら必要な支援を検討し、サービスの実施や充実に努めます。

具体的施策

①家族介護教室

在宅で高齢者の介護をしている家族を対象に、介護の知識と技術の習得を目的とした介護教室を開催しています。

3か所で教室を開催し、各教室10名ずつの参加で見込んでいます。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	3	3	3	3	3	3
参加延人数(人)	22	24	20	16	18	24

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	3	3	3
参加延人数(人)	30	30	30

②家族介護者交流事業

要介護者を在宅で介護する家族等を対象に、相互の情報交換や心身のリフレッシュを図るため、介護者相互の交流会を開催しています。

今後も介護者への周知を図り、感染症流行前の数値を目指します。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	2	2	1	0	1	2
参加延人数(人)	22	30	8	0	3	17

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	2	2	2
参加延人数(人)	20	25	30

③家族介護用品支給事業

要介護4以上の要介護認定者を在宅で介護している家族に対し、1か月5,000円分を上限として、紙おむつや尿取りパットなどの介護用品を支給し、家族の経済的負担を軽減しています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給実人数(人)	16	17	18	18	19	19

④家族介護慰労事業

要介護1以上の要介護認定者を在宅で1年間介護している家族に対し、介護度に応じて1万円～5万円の介護者慰労金を支給しています。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給実人数(人)	119	116	102	104	102	105

9 支え合いの促進と災害・感染症対策の推進

現状と課題

住民主体の支え合いと地域資源の活用により「我が事・丸ごと」の地域づくりを目指す「地域共生社会」の理念が掲げられ、地域における支え合いの体制整備の重要性が叫ばれています。

少子高齢化や核家族化、親族や地縁関係の希薄化など、地域の絆や地域力の低下に対応するため、地域における日常的な見守りや支え合い体制を充実する必要性は非常に高いといえます。

また、東日本大震災をはじめ、近年の多発する地震・異常気象による豪雨などによる風水被害や令和3年の青森県による津波浸水区域の変更などにより、高齢者の災害に対する不安や災害時支援への関心はひととき高まっているようです。

加えて、令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症においては、感染症拡大防止のために外出や地域での交流が制限され、必要な介護等のサービスの利用が困難になるなど多くの問題が発生しました。

村では、災害時の対応については、関係課と連携を図り、感染症対策に配慮した避難所物資の配備を行いました。

新型コロナウイルス感染症流行時には、健康と福祉の向上を図るために、自宅療養のため外出が困難な方に対して、買い物支援サービス事業を実施しました。

また、民生委員児童委員協議会で、福祉担当者、介護保険担当者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等が定期的に情報交換していますが、地域住民のニーズと必要なサービスをつなぐ民生委員児童委員の役割はより重要となることから、研修会や講習会へ参加し、必要な知識を習得するとともに、適切な生活支援やサービス調整に結びつくよう、地域福祉を担う関係機関の連携体制の強化と地域の支え合いの促進が求められています。

施策の方向性

村では、社会福祉協議会、民間事業所等との連携による制度的な体制整備や、身近な地域における高齢者等のつどいの場の確保により、協働・互助による支え合いネットワークの構築を目指します。

また、介護事業所や関係課と連携を図り、災害時の情報を共有し、介護サービスや生活支援等の提供など支援体制を整備します。

具体的施策

(1)地域福祉を担う組織との連携

民生委員、社会福祉協議会と連携を密にし、村の福祉サービスだけでは担いきれない、地域での助け合いを促すとともに、住民と行政のパイプ役として重要な役割を担っており、連携体制の強化を図っていきます。

①民生委員児童委員

地域において援助を必要とする住民の様々な相談に応じるとともに、必要な援助を住民の立場に立って幅広く支援しており、地域福祉の充実には欠かせない存在となっています。

また、地域において住民の生活状態や福祉ニーズを直接把握できる立場にあり、相談を受け助言を行うとともに、住民と行政・関係機関等とのパイプ役として重要な役割を担っています。

②社会福祉協議会

社会福祉協議会では、住民福祉の向上を目指し、福祉関係諸団体との連携を図りながら、心配ごと相談等のほか、社会福祉についての啓発活動、ボランティアに対する研修会等の事業を展開しています。

(2)高齢者のための防犯・交通安全対策

近年、高齢者が訪問販売等の被害に遭うなどの問題も深刻化してきています。また、一般に、交通事故における死亡者には65歳以上の高齢者が多いことから、日頃から高齢者の交通安全意識の啓発を図る必要があります。高齢者の犯罪被害や交通事故をなくすことを目指し、高齢者が被害に遭わないように自己防衛を図ることのできる情報提供や講習会等を通じて、高齢者のための防犯・交通安全対策を推進しています。

(3)防災対策・災害時対応の充実

災害時における介護サービスは、大規模災害の発生や感染症の流行下等においても必要不可欠なものであり、日頃から有事の際に備え、多岐に亘る関係機関等との連携を緊密にしておくことが重要になります。

地震等の大規模災害発生時には、一人暮らしの高齢者や障がい者などの災害弱者に対する支援が必要であり、地域全体で支えることが求められることから、避難行動要支援者名簿を整備しています。

(4)感染症対策の推進

感染症に対する備えとしては、日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染症拡大防止策の周知徹底、感染症予防等に係る物資の事前備蓄、感染症発生時の代替サービス確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要となります。

また、その他の感染症についても、日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発や訓練の実施、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。

「六ヶ所村新型インフルエンザ等対策行動計画」や「六ヶ所村地域防災計画」との調和に配慮しつつ、介護事業所等と連携して感染症対策の周知啓発を実施しています。

介護事業所等における感染症発生時に必要な物資について、備蓄・調達・輸送体制を整備するとともに、県・村・関係団体が連携し、感染症発生時の支援・応援体制を整備しています。

基本目標Ⅲ 暮らしを支える介護サービスの充実

目指す姿：介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活できる

■評価指標

指標	現状	目標
介護保険サービスの満足度 (調査より抽出)	—	次回設定
維持改善率 (令和5年4月1日現在の要介護認定を令和2年4月1日現在と比較して、維持・改善した方の割合)	52.6%	現状以上
介護離職率 (在宅介護実態調査において、「主な介護者が過去一年の間に介護が理由で仕事を辞めた、転職した」と回答した方の割合)	5.0%	現状以下

〈参考〉

指標	現状	
	維持改善率 (令和5年4月1日現在の要介護認定を令和2年4月1日現在と比較して、維持・改善した方の割合)	改善
	維持	44.6%
	悪化	47.4%

1 住み慣れた地域での暮らしの推進

現状と課題

介護が必要となっても、住み慣れた地域で生活できるよう介護保険サービスの充実が必要です。

在宅介護実態調査では、8割以上の方が自宅で生活することを希望しています。要介護状態等になっても、できるだけ住み慣れた地域で生活を継続するためには、在宅での生活を支えるための多様なサービスの提供が必要となりますが、介護従事者不足や需要が小規模なためサービス事業者の誘致が困難な状況にあります。

施策の方向性

介護が必要とされる方に多様なサービスが提供されるよう人材の確保に努めます。

具体的施策

(1)本村の介護サービス資源の状況

令和5年1月現在、本村には居宅系のサービスの基盤として、居宅介護支援が4事業所、居宅サービスが7事業所、地域密着型サービスが2事業所、施設サービスが2施設あります。

■六ヶ所村のサービス基盤(居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス)

	介護給付 (要介護)	予防給付 (要支援)
居宅サービス	13	11
① 訪問介護	2	2
② 訪問入浴介護	0	0
③ 訪問看護	1	1
④ 訪問リハビリテーション	1	1
⑤ 居宅療養管理指導	1	1
⑥ 通所介護	2	2
⑦ 通所リハビリテーション	1	1
⑧ 短期入所生活介護	1	1
⑨ 短期入所療養介護（老健）	1	1
⑩ 短期入所療養介護（病院等）	0	0
⑪ 福祉用具貸与	0	0
⑫ 特定福祉用具購入費	0	0
⑬ 特定施設入居者生活介護	0	0
⑭ 居宅介護支援	3	1
地域密着型サービス	2	1
① 認知症対応型共同生活介護	1	1
② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	-
③ 地域密着型通所介護	0	0
施設サービス	2	-
① 介護老人福祉施設	1	-
② 介護老人保健施設	1	-

(2)介護予防サービス(要支援1・2)

①介護予防サービス

介護予防サービスは、要支援1・2の比較的軽度の認定者のための居宅サービスです。介護予防サービスの利用実績と今後のサービス見込量は以下のとおりです。

○介護予防サービス(予防給付)の利用実績と見込み

	単位	実績値			見込み			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
①介護予防訪問入浴介護	回	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	回	103	88	92.4	92.4	92.4	92.4	92.4	92.4
	人	20	20	24	24	24	24	24	24
③介護予防訪問リハビリテーション	回	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0
④介護予防居宅療養管理指導	人	13	14	12	12	12	12	12	12
⑤介護予防通所リハビリテーション	人	259	289	312	348	348	348	348	348
⑥介護予防短期入所生活介護	日	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦介護予防短期入所療養介護(老健)	日	0	9	0	0	0	0	0	0
	人	0	2	0	0	0	0	0	0
⑧介護予防短期入所療養介護(病院等)	日	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨介護予防福祉用具貸与	人	261	308	312	336	336	336	336	360
⑩特定介護予防福祉用具購入費	人	4	10	12	12	12	12	12	12
⑪介護予防住宅改修	人	1	1	0	0	0	0	0	0
⑫介護予防特定施設入居者生活介護	人	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和6年度以降が今後の見込み値であり、令和3年度～令和4年度は実績値。ただし、令和5年度については見込み実績。以降の表も同じ。

○各サービスの内容と利用の現状・今後の見込み

①介護予防訪問入浴介護	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要支援者の自宅を入浴車で訪問し、移動浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。	村内にサービス事業所はなく、近年、要支援者の利用実績もないため、第9期におけるサービス利用は見込んでいません。利用希望があった場合の柔軟なサービス提供を図るため、近隣の事業所との情報交換や運営指導により、必要なサービスの確保に努めます。

②介護予防訪問看護	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。	村内1事業所のほか、近隣市町村の事業所からサービス提供を受けています。村内及び近隣の医療機関や訪問看護事業所に働きかけ、情報交換や運営指導により、必要なサービスの確保に努めます。

③介護予防訪問リハビリテーション	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士、または、作業療法士が要支援者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画のもとでリハビリテーションを行うサービスです。	村内1事業所でサービス提供されています。要支援者の利用実績がないため、第9期におけるサービス利用者は見込んでいませんが、利用希望があった場合には円滑にサービスの確保に努めます。

④介護予防居宅療養管理指導	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要支援者に対して、病院・診療所または薬局の医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が自宅を訪問して行う療養上の管理・指導等を行うサービスです。	このサービスは、介護予防訪問看護、介護予防訪問介護、医師の往診などとの兼ね合いがあるため、これらの関係機関と調整を図りつつ、利用希望があった場合の柔軟なサービスの確保に努めます。

⑤介護予防通所リハビリテーション	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要支援者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供や心身の機能の維持回復を図るため理学療法、作業療法等のリハビリテーションを受けるサービスです。	村内1事業所でサービス提供されています。今後も近隣市町村の事業所も併せて、十分なサービス提供が確保される見込みです。 効果的なリハビリテーションが図られるよう、近隣の医療機関や訪問看護事業所等に働きかけ、情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

⑥介護予防短期入所生活介護	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要支援者が介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。	<p>村内1事業所のほか、近隣市町村の事業所により、十分なサービス供給量が確保される見込みですが、近年、要支援者による利用は極めて少ない状況です。</p> <p>このサービスは、本来、在宅での生活を続けていくための介護サービスであることから、今後も適正な運用が図られるよう、施設や居宅介護支援事業所等と調整を図りつつ、サービスの確保に努めます。</p>

⑦介護予防短期入所療養介護（老健）	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要支援者が介護老人保健施設等に短期間入所して、医療管理のもとで看護・介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。	<p>村内1事業所のほか、近隣市町村の事業所により十分なサービス供給量が確保される見込みですが、近年、要支援者による利用は極めて少ない状況です。</p> <p>短期入所生活介護と同様、このサービスは在宅での生活を続けていくための介護サービスであることから、今後も適正な運用が図られるよう、施設や居宅介護支援事業所等と調整を図りつつ、サービスの確保に努めます。</p>

⑧介護予防短期入所療養介護（病院等）	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要支援者が介護療養型医療施設等に短期間入所して、医療管理のもとで看護・介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。	<p>近隣市町村の事業所により十分なサービス供給量が確保される見込みですが、近年、要支援者による利用はありません。</p> <p>短期入所生活介護と同様、このサービスは在宅での生活を続けていくための介護サービスであることから、今後も適正な運用が図られるよう、施設や居宅介護支援事業所等と調整を図りつつ、サービスの確保に努めます。</p>

⑨介護予防福祉用具貸与	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要支援者に対して、日常生活上の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。	十分なサービス提供が確保される見込みです。今後も引き続き利用者の状況に合わせて、適正なサービスの提供を図るため、利用者への周知のほか事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

⑩特定介護予防福祉用具購入費	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要支援者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具（入浴用品や排せつ用品）を購入する費用について、一定額の補助を受けることができるサービスです。	利用者数は多くはない現状ですが、今後も利用者の状況に合った適正な福祉用具の購入がなされるよう、利用者への周知のほか事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

⑪住宅改修（予防給付）	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要支援者に対して、高齢者の基本的な生活環境の改善を目的とする、手すりの取り付けや段差解消等、小規模な住宅改修を対象とした住宅改修費に対する給付を行います。	利用者数は多くはない現状ですが、今後も利用者の状況に合った適正な改修がされるよう、利用者への周知のほか事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

⑫介護予防特定施設入居者生活介護	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
有料老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者住宅に入居している要支援者に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話及び療養上の世話等を行うサービスです。	近年、利用実績はないことから、第9期におけるサービス利用は見込んでいませんが、有料老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者住宅で特定施設入所者生活介護事業所の指定を受ける場合を考慮し、当該介護サービスの利用者数を把握していく必要があります。今後も、必要量を把握し適切な対応に努めます。

②介護予防支援

介護予防支援は、要支援認定者が効果的に介護予防に取り組めるよう、地域包括支援センターがアセスメント（課題・分析）を行い、利用する介護予防サービス等の種類、内容等を定めた介護予防ケアプランを作成するサービスです。

○介護予防支援の利用実績と見込み

	単位	実績値			見込み			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防支援	人	457	514	504	552	552	552	552	552

○介護予防支援の内容と利用の現状・今後の見込み

介護予防支援	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要支援の認定を受けた方が、より自分に合った介護予防サービスを利用できるよう、地域包括支援センターにおいて介護予防サービス計画を作成します。	介護予防サービスを必要とする方が対象です。地域包括支援センターを中心に、今後も一貫性、連続性のある介護予防ケアマネジメントを提供します。

(3)介護サービス(要介護1～5)

①居宅サービス

居宅サービスは、要介護1から5の認定者の方々を対象としたサービスであり、在宅における自立した生活ができるよう支援するものです。居宅サービスの利用実績と今後のサービス見込量は以下のとおりです。

○居宅サービスの利用実績と見込み

	単位	実績値			見込み			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
①訪問介護	回	48,339	43,535	41,123	42,095	42,095	42,095	42,095	41,892
	人	1,286	1,310	1,248	1,284	1,284	1,284	1,284	1,200
②訪問入浴介護	回	112	106	264	264	264	264	264	306
	人	34	32	96	96	96	96	96	108
③訪問看護	回	2,519	3,611	5,054	5,118	5,118	5,118	5,118	5,812
	人	207	338	492	504	504	504	504	552
④訪問リハビリテーション	回	360	146	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118
	人	32	19	60	60	60	60	60	60
⑤居宅療養管理指導	人	155	187	276	288	288	288	288	300
⑥通所介護	回	11,834	11,009	11,159	11,477	11,477	11,477	11,477	11,227
	人	1,389	1,395	1,308	1,344	1,344	1,344	1,344	1,320
⑦通所リハビリテーション	回	6,353	5,659	5,146	5,338	5,338	5,338	5,338	5,338
	人	302	247	216	228	228	228	228	228
⑧短期入所生活介護	日	6,353	5,659	5,146	5,338	5,338	5,338	5,338	5,338
	人	302	247	216	228	228	228	228	228
⑨短期入所療養介護(老健)	日	570	849	758	852	852	852	852	852
	人	89	124	108	120	120	120	120	120
⑩短期入所療養介護(病院等)	日	81	310	0	199	199	199	0	199
	人	3	13	0	12	12	12	0	12
⑪福祉用具貸与	人	1,486	1,461	1,560	1,584	1,584	1,584	1,584	1,584
⑫特定福祉用具購入費	人	18	21	36	24	24	24	24	24
⑬住宅改修	人	9	4	12	12	12	12	12	12
⑭特定施設入居者生活介護	人	56	17	24	24	24	24	24	24

○各サービスの内容と利用の現状・今後の見込み

①訪問介護	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要介護者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等日常生活上の必要な世話をを行うサービスです。	村内2事業所のほか、近隣市町村の事業所によるサービスを提供しております。近年サービス利用は一定の水準で推移しており、今後も、事業者との情報交換や運営指導により、引き続き十分なサービスの確保に努めます。
②訪問入浴介護	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要介護者の自宅を入浴車で訪問し、移動浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。	村内にサービス事業所はなく、近隣市町村の事業所がサービス提供を行っております。今後も十分なサービス提供が確保されるよう、利用希望への柔軟な対応やより高品質なサービス提供を図るため、村内及び近隣市町村の事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。
③訪問看護	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要介護者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。	村内1事業所のほか、近隣市町村の事業所からサービス提供を受けています。 村内及び近隣の医療機関や訪問看護事業所に働きかけ、情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。
④訪問リハビリテーション	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士、または、作業療法士が要介護者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画のもとでリハビリテーションを行うサービスです。	村内1事業所でサービス提供されています。近隣市町村の事業所も併せて、十分なサービス提供が確保される見込みです。 医療機関などからの情報提供を含めサービス利用が必要な方を適宜把握し、利用希望者には円滑なサービスの確保に努めます。
⑤居宅療養管理指導	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要介護者に対して、病院・診療所または薬局の医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が自宅を訪問して療養上の管理・指導等を行うサービスです。	このサービスは、訪問看護、訪問介護、医師の往診などの兼ね合いがあるため、これらの関係機関と調整を図りつつ、医療・保健・福祉・介護の総合的な見地からサービスを提供する体制が求められています。療養管理に効果的な事業であり、在宅療養の拡充という観点からも、居宅療養管理指導の利用を推進し、サービスの確保に努めます。

⑥通所介護	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。	居宅サービスの中でも中心的なサービスであり、サービス利用量は高い水準で推移している状況です。村内2事業所のほか、近隣市町村の事業所のサービス提供もあることから、必要な供給量は引き続き確保される見込みです。 今後も、利用希望者に十分なサービス提供を確保することに加え、村内の事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

⑦通所リハビリテーション	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供や心身の機能の維持回復を図るため理学療法、作業療法等のリハビリテーションを受けるサービスです。	村内1事業所でサービス提供されています。今後も近隣市町村の事業所も併せて、十分なサービス提供が確保される見込みです。 効果的なリハビリテーションが図られるよう、近隣の医療機関や訪問看護事業所等に働きかけ、情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

⑧短期入所生活介護	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要介護者が介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。	村内1事業所のほか、近隣市町村の事業所により、十分なサービス供給量が確保される見込みです。 このサービスは、本来、在宅での生活を続けていくための介護サービスであることから、今後も適正な運用が図られるよう、施設や居宅介護支援事業所等と調整を図りつつ、サービスの確保に努めます。

⑨短期入所療養介護（老健）	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要介護者が介護老人保健施設等に短期間入所して、医療管理のもとで看護・介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。	村内1事業所のほか、近隣市町村の事業所によりサービス利用は一定の水準で推移しており、今後も十分なサービス供給量が確保される見込みです。 短期入所生活介護と同様、このサービスは在宅での生活を続けていくための介護サービスであることから、今後も適正な運用が図られるよう、施設や居宅介護支援事業所等と調整を図りつつ、サービスの確保に努めます。

⑩短期入所療養介護（病院等）	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要介護者が介護療養型医療施設等に短期間入所して、医療管理のもとで看護・介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。	利用者数は多くはない現状で今後も十分なサービス供給量が確保される見込みです。 短期入所生活介護と同様、このサービスは在宅での生活を続けていくための介護サービスであることから、今後も適正な運用が図られるよう、施設や居宅介護支援事業所等と調整を図りつつ、サービスの確保に努めます。

⑪福祉用具貸与	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要介護者に対して、日常生活上の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。	サービスの利用者数は、一定の水準で推移しています。今後も引き続き利用者の状況に合わせて、適正なサービスの提供を図るため、利用者への周知のほか事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。
⑫特定福祉用具購入費	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要介護者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具（入浴用品や排せつ用品）を購入する費用について一定額の補助を受けることのできるサービスです。	今後も利用者の状況に合った適正な福祉用具の購入がなされるよう、利用者への周知のほか事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。
⑬住宅改修	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要介護者に対して、高齢者の基本的な生活環境の改善を目的とする、手すりの取り付けや段差解消等、小規模な住宅改修を対象とした住宅改修費に対する給付を行います。	サービスの利用者数は見込んでいませんが、利用希望があった場合は、利用者の状況に合った適正な改修がされるよう、利用者への周知のほか事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。
⑭特定施設入居者生活介護	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
有料老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者住宅に入居している要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、及び療養上の世話等を行うサービスです。	有料老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者住宅が特定施設入所者生活介護事業所の指定を受ける場合を考慮し、当該介護サービスの利用者数を把握していく必要があります。今後も、必要量を把握し、適切な対応に努めます。

②地域密着型サービス

地域密着型サービスは、認知症の方やひとり暮らしの高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、日常生活圏域内におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。

○地域密着型サービスの利用実績と見込み

	単位	実績値			見込み			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
①認知症対応型共同生活介護	人	107	107	120	120	120	120	120	120
②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	168	122	144	168	168	168	132	144
③地域密着型通所介護	回	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0

○各サービスの内容と利用の現状・今後の見込み

①認知症対応型共同生活介護	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
認知症対応型共同生活介護とは、グループホームのことであり、入居している認知症要介護者等に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを行います。	村内に1施設あります。 軽中度の要介護認定者等が、共同生活をすることによって、症状改善の一定の効果が期待されます。 利用者数は一定の水準で推移しており、今後も、必要量を把握し、適切な対応に努めます。

②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
地域密着型介護老人福祉施設は、定員29人以下の特別養護老人ホームで、入所者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び健康管理などのサービスを提供する施設です。	村内に1施設あります。 重度要介護者の生活支援等のために、今後とも真に居宅では介護が困難な重度の方の優先的な入所を要請し、サービスの確保に努めます。

③地域密着型通所介護	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
地域密着型通所介護は利用定員18人以下の小規模な通所介護事業で要介護者が日帰りで施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。	村内には1事業所ありますが、令和元年1月から事業を休止しており、第9期についても利用は見込んでいません。

③居宅介護支援

居宅介護支援は、要介護者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用する居宅サービス等の種類、内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

○居宅介護支援の利用実績と見込み

	単位	実績値			見込み			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅介護支援	人	2,878	2,901	2,844	2,844	2,844	2,844	2,832	2,832

○居宅介護支援の内容と利用の現状・今後の見込み

居宅介護支援	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
要介護の認定を受けた方が、より自分に合ったサービスを利用できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。	ケアプランの作成数は一定水準で推移しています。要介護者の心身の状況や環境を把握し、本人や家族の意向が組み入れられたケアプランが作成されているかなど、その妥当性を評価するとともに、ケアマネジャーの資質の向上を図る必要があります。 利用者の自立支援に向けたケアプランの作成ができるよう、ケアマネジャーの支援に努めます。

④施設サービス

施設サービスは、在宅での生活が困難な要介護認定者の方に、施設において生活支援を行うものです。

○施設サービスの利用実績と見込み

	単位	実績値			見込み			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
①介護老人福祉施設	人	1,046	972	984	996	996	996	984	972
②介護老人保健施設	人	518	518	480	516	516	516	492	504
③介護療養型医療施設	人	0	0						
④介護医療院	人	9	3	0	0	0	0	0	0

○各サービスの内容と利用の現状・今後の見込み

①介護老人福祉施設	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
<p>介護老人福祉施設は、特別養護老人ホームのことであり、寝たきりや認知症のために常時介護を必要とする高齢者で、自宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。</p> <p>新規入所者は、原則、要介護3以上に限定されます。</p>	<p>村内に1施設あります。</p> <p>重度要介護者の生活支援等のために、今後とも真に居宅では介護が困難な重度の方の優先的な入所を要請し、サービスの確保に努めます。</p>

②介護老人保健施設	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
<p>在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。病状が安定期にあり、治療の必要はないものの、リハビリテーション等を必要とする要介護認定者を対象としています。</p>	<p>村内に1施設あります。在宅介護に移る中間施設という役割が果たされるよう、今後も適正な運用が図られるよう、施設や居宅介護支援事業所等と調整を図りつつ、サービスの確保に努めます。</p>

③介護療養型医療施設	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
<p>急性期の治療が終わり、病状が安定期にある要介護認定者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う施設です。</p> <p>制度改正により廃止され、介護医療院へ移行します（令和4年度に経過措置終了）。</p>	<p>介護医療院へ移行されました。</p>

④介護医療院	
サービス概要	サービス利用の現状、今後の見込み・方策
<p>慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。</p>	<p>現在利用者はおらず、今後の利用見込みはありません。</p>

(4)要介護認定・給付の適正化とサービスの質的向上

介護給付費が適正に支給されているか、効果のある介護サービスが行われているか等の状況を正確に把握することで、透明性が高く、公正かつ効率のよい介護保険制度の運用を図っています。

①介護給付等費用適正化事業

介護給付については、利用者が真に必要とするサービスを事業者が適正に提供することが基本です。介護給付の適正化を図ることで、利用者への適切な介護サービスが確保されるとともに、介護給付費や介護保険料の低減にもつながります。

第9期計画より主要5事業であった、介護給付費通知が任意事業として位置づけられ、住宅改修等の点検、福祉用具の購入・貸与の調査がケアプラン点検に統合され、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③縦覧点検・医療情報との突合の3事業となりました。

第9期計画期間においても、主要3事業、任意事業となった介護給付費通知についても、継続して実施していきます。

ア 要介護認定の適正化(認定調査状況チェック)

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、市職員が書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検件数(件)	517	459	338	401	418	425

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検件数(件)	全件	全件	全件

イ ケアプラン点検

介護支援専門員が作成した居宅サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行います。また、統合された住宅改修等の点検、福祉用具の購入・貸与の調査についても、必要に応じて、ケアプラン点検でも実施していくことで、個々の受給者が真に必要なとする過不足のないサービス提供を確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供等の改善を図ります。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点検件数(件)	27	28	14	28	16	10

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検件数(件)	8	8	8

ウ 縦覧点検・医療情報との突合

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うことにより、サービス事業者等における適正な請求の促進を図ります。村では、国保連合会に一部委託し、実施しています。今後も国保連合会から提供される情報を活用し、各種縦覧点検や介護と医療情報との突合による請求実績の確認を行い、給付の適正化につなげていきます。

【実施事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	12	12	12	12	12	12

【実施事業の見込み】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	12	12	12

エ 介護給付費通知

利用者がどのような介護サービスをどの程度利用したかを通知するものであり、利用者に介護給付費に対する理解と、サービス事業所からの保険請求に誤りがないかを確認するためにも通知します。

②サービスの質の向上

利用者に質の高い適切なサービスが提供されるよう、ケアマネジャー等に対する支援や、介護事業者に対する適切な助言を行うとともに、指導や監査の強化等に取り組んでいきます。

介護保険サービスに質の向上には、介護・福祉・看護等の専門的知識と経験を有する人材が重要であることから、ケアマネジャーの育成・指導などに取組みます。

介護サービスを利用しようとしている方がサービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶため、介護サービス情報の公表制度が設けられています。利用者へ提供される情報内容の充実を図るため、事業者自らによるサービス自己評価を促進し、事業者及びサービスに関する客観的な基準に基づいた評価情報の提供を図ります。それらの情報を基にした利用者のサービス選択が、事業者の運営改善にも反映されることにより、サービスの質的向上への還元効果が期待できます。

③事業者との連携

利用者が望むサービス提供を実現するため、事業者と情報を共有し、また、事業者相互の情報交換や連携を促進します。高齢者やその家族に対する各種サービスを効果的・効率的に提供するため、高齢者の人権やプライバシーに配慮しながら、各事業者と連携して、事業者間の調整を図ります。

④近隣市町村との連携

介護保険サービスは、市町村の枠を越えて利用されています。サービス基盤の充実やサービスの向上については、近隣市町村との情報交換や調整が重要となることから、今後もより一層の広域的な連携を図っていきます。

(5) サービス利用のための支援

① 制度及びサービスの周知

介護保険サービスを必要とする高齢者やその家族に、制度の概要やサービスの内容や介護保険料などの必要な情報などがわかりやすく伝わるよう、広報誌やロックTVならびにパンフレット等の配布を活用した周知を行っています。今後も継続しながら、民生委員児童委員などによる啓発活動、各種会合や研修会などのさまざまな機会を捉えて、介護保険制度や村の福祉サービスも含めたサービス全般の周知を図ります。

② 事業者情報等の周知

サービスを利用する高齢者やその家族に、事業内容や介護保険料などの必要な情報などがわかりやすく伝わるよう、広報誌やロックTVならびにパンフレットの配布、民生委員児童委員などによる啓発活動など様々な機会を提供し、介護保険サービス並びに村の福祉サービスのより一層の周知と、利用意識の啓発を図ります。

③ 苦情への対応

利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。

また、県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・支援体制の充実を図ります。

(6)介護保険事業費と保険料

①介護サービス総給付費の見込み(令和6年度～8年度)

○介護予防サービス(予防給付)給付費

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防サービス				
① 介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
② 介護予防訪問看護	407	408	408	1,223
③ 介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
④ 介護予防居宅療養管理指導	111	111	111	333
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	9,273	9,285	9,285	27,843
⑥ 介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
⑦ 介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
⑧ 介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
⑨ 介護予防福祉用具貸与	2,026	2,026	2,026	6,078
⑩ 特定介護予防福祉用具購入費	427	427	427	1,281
⑪ 介護予防住宅改修	0	0	0	0
⑫ 介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑬ 介護予防支援	2,585	2,588	2,588	7,761
介護予防サービス給付費計	14,829	14,845	14,845	44,519

※各サービスの見込額は、千円未満の数値が有効になっているので、表示されている合計と合わない場合があります。以降の表も同じ。

○居宅サービス給付費

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
居宅サービス				
① 訪問介護	121,040	121,194	121,194	363,428
② 訪問入浴介護	3,339	3,343	3,343	10,025
③ 訪問看護	20,312	20,338	20,338	60,988
④ 訪問リハビリテーション	3,503	3,507	3,507	10,517
⑤ 居宅療養管理指導	1,935	1,937	1,937	5,809
⑥ 通所介護	94,057	94,176	94,176	282,409
⑦ 通所リハビリテーション	51,317	51,382	51,382	154,081
⑧ 短期入所生活介護	38,288	38,336	38,336	114,960
⑨ 短期入所療養介護(老健)	9,548	9,560	9,560	28,668
⑩ 短期入所療養介護(病院等)	1,286	1,288	1,288	3,862
⑪ 福祉用具貸与	20,588	20,498	20,678	61,764
⑫ 特定福祉用具購入費	779	779	779	2,337
⑬ 住宅改修	1,350	1,350	1,350	4,050
⑭ 特定施設入居者生活介護	6,472	6,481	6,481	19,434
⑮ 居宅介護支援	42,473	42,508	42,527	127,508
居宅サービス給付費計	416,287	416,677	416,876	1,249,840

○地域密着型サービス給付費

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域密着型サービス				
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③ 地域密着型通所介護	0	0	0	0
④ 認知症対応型通所介護	0	0	0	0
⑤ 小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
⑥ 認知症対応型共同生活介護	29,815	29,853	29,853	89,521
⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	42,854	42,908	42,908	128,670
⑨ 看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型サービス計	72,669	72,761	72,761	218,191
地域密着型介護予防サービス				
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス計	0	0	0	0
地域密着型サービス給付費計	72,669	72,761	72,761	218,191

○施設サービス給付費

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護保険施設サービス				
① 介護老人福祉施設	254,420	254,742	254,742	763,904
② 介護老人保健施設	141,486	141,665	141,665	424,816
③ 介護医療院	0	0	0	0
施設サービス給付費計	395,906	396,407	396,407	1,188,720

②介護保険事業費の見込み(令和6年度～8年度)

○標準給付費見込額

第9期介護保険事業計画期間である令和6年度から令和8年度までについて、介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護（予防）サービス費等給付額、高額介護（予防）サービス費等給付額、高額医療合算介護（予防）サービス費等給付額、審査支払手数料を以下のように見込みます。

■第9期各年度の標準給付費見込額(単位:円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
① 総給付費		899,691,000	900,690,000	900,889,000	2,701,270,000
給付費以外の費用	② 特定入所者介護サービス費等給付額	63,249,856	62,825,276	62,068,345	188,143,477
	③ 高額介護サービス費等給付額	29,398,017	29,204,027	28,852,171	87,454,215
	④ 高額医療合算介護サービス費等給付額	2,669,899	2,648,624	2,616,713	7,935,236
	⑤ 審査支払手数料	760,680	754,560	745,470	2,260,710
合計：標準給付費見込額 (①+②+③+④+⑤)		995,769,452	996,122,487	995,171,699	2,987,063,638

ア 総給付費

介護予防サービス、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの給付費の総額、また、制度改正により、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額等を勘案した影響額を調整した金額となっています。

イ 特定入所者介護(予防)サービス費

居住費・滞在費及び食費について、所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費・滞在費及び食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。

ウ 高額介護(予防)サービス費

介護保険サービスの利用にかかる1割の利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。

エ 高額医療合算介護(予防)サービス費

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。

オ 審査支払手数料

介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

○地域支援事業費

介護保険の仕組みでは、介護サービス以外にも「地域支援事業」という枠組みの中で、生活機能の維持向上、住民の相談支援、権利擁護、介護する家族への支援などさまざまな事業を展開しています。

地域支援事業費の見込みは以下のとおりです。

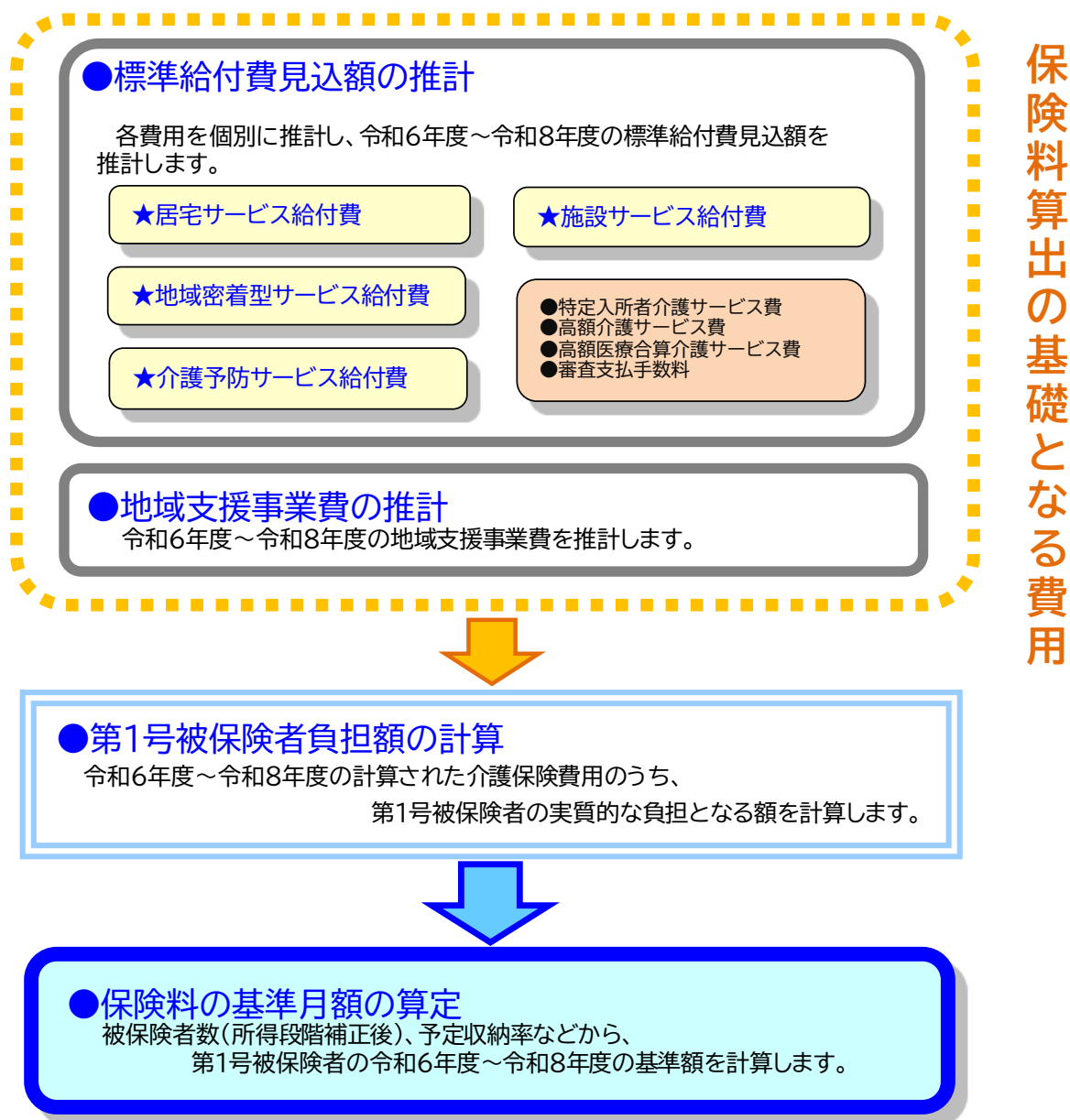
■第9期各年度の地域支援事業費の見込み(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費見込額				
介護予防事業・日常生活支援事業	24,858,425	26,419,475	28,130,416	79,408,316
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	15,790,000	15,790,000	15,790,000	47,370,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	10,753,283	10,753,283	10,753,283	32,259,849
地域支援事業費見込額合計	51,401,708	52,962,758	54,673,699	159,038,165

③介護保険料算出の流れと保険料負担割合

○介護保険料算出の流れ

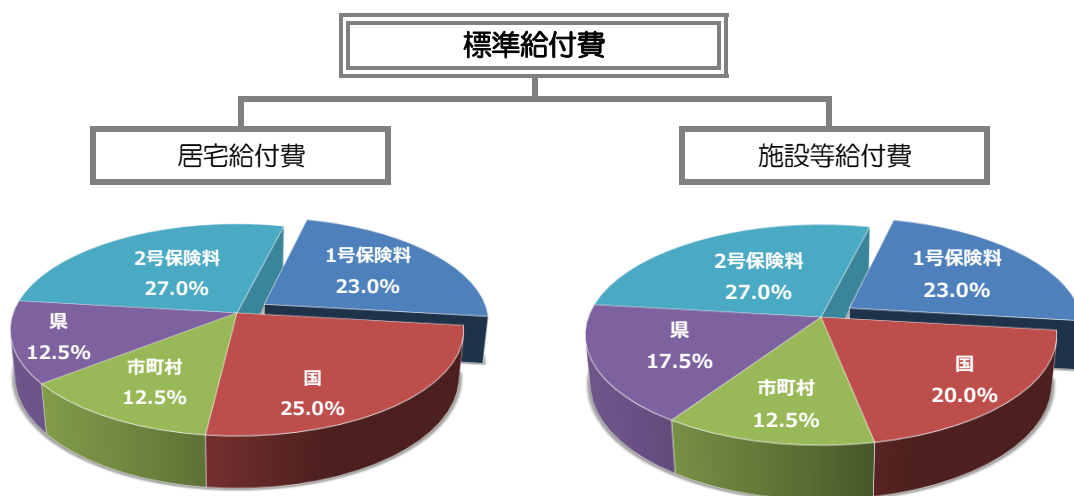
第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、おおむね以下のようになります。



○被保険者と公費負担の割合

介護給付費の負担は、公費 50%、保険料 50%が基本です。第1号被保険者の保険料は、図に示すように、総給付額の23%の負担となります。その他の負担割合は、施設等給付費については、第2号被保険者が27%、国が20%、県が17.5%、市町村が12.5%、居宅給付費については、第2号被保険者が27%、国が25%、県が12.5%、市町村が12.5%となります。

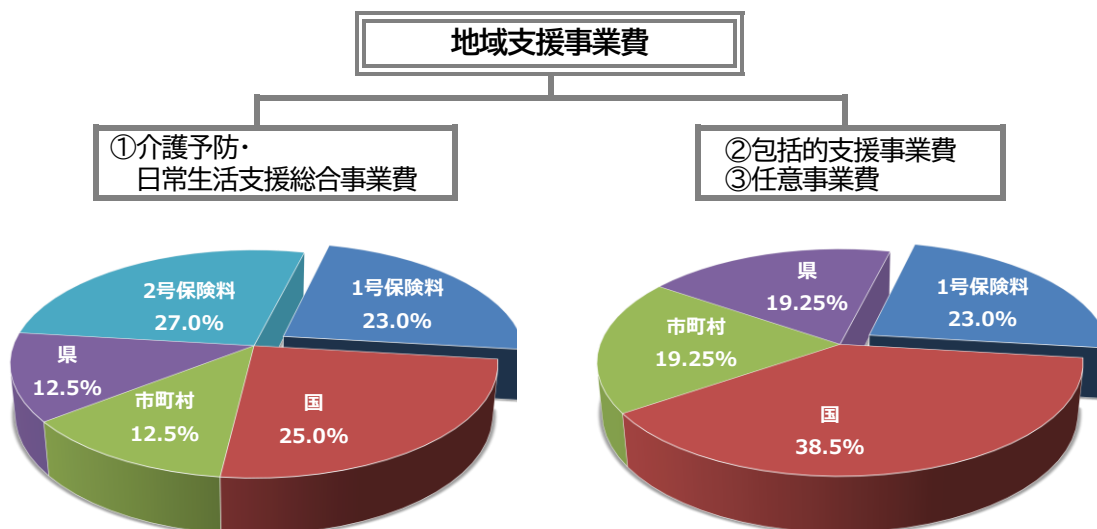
■標準給付費の負担割合



※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設に係る給付費。

※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

■地域支援事業費の負担割合



④保険料の算定(令和6年度～8年度)

第9期計画期間である令和6年度から令和8年度までについて、本村の標準給付費見込額、地域支援事業費、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出しました。

試算の結果、保険料基準月額 7,700 円 と算出されました。

■保険料の算定(単位:円・人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額 (A)	995,769,452	996,122,487	995,171,699	2,987,063,638
地域支援事業費 (B)	51,401,708	52,962,758	54,673,699	159,038,165
介護予防・日常生活支援総合事業 (C)	24,858,425	26,419,475	28,130,416	79,408,316
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費 (D)	15,790,000	15,790,000	15,790,000	47,370,000
包括的支援事業(社会保障充実分) (E)	10,753,283	10,753,283	10,753,283	32,259,849
第1号被保険者負担分相当額 (F) 【(A+B)×第1号被保険者負担割合23%】	240,849,367	241,289,606	241,464,442	723,603,415
調整交付金相当額 (G)【(A+C)×5%】	51,031,394	51,127,098	51,165,106	153,323,598
調整交付金見込額 (H)	51,133,000	51,229,000	51,267,000	153,323,598
財政安定化基金償還金 (I)				0
介護給付費準備基金取崩額 (J)				0
保険料収納必要額 (K)【F+G-H+I-J】				723,298,012
予定保険料収納率 (L)	98.0%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (M) (第1号被保険者数)	2,666	2,668	2,654	7,988
保険料基準額(月額) (N)【K÷L÷M÷12】				7,700

※端数処理のため、合計が合わないことがあります。

第4章 基本目標

令和6年度から令和8年度における、本村の各保険料段階の保険料額等については次のとおりです。

所得段階	対象者	保険料率	保険料額 (円)	
			月額	年額
第1段階	① 生活保護受給者 ② 世帯の全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者 ③ 世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の本人の年金収入等 <u>80万円以下</u> の者	基準額× 0.285 (基準額× 0.455)	2,190 (3,500)	26,280 (42,000)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の本人年金収入等 <u>80万円を超え120万円以下</u> の者	基準額× 0.485 (基準額× 0.685)	3,730 (5,270)	44,760 (63,240)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の本人年金収入等 <u>120万円を超える者</u>	基準額× 0.685 (基準額× 0.69)	5,270 (5,310)	63,240 (63,720)
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ前年の本人年金収入等 <u>80万円以下</u> の者	基準額× 0.9	6,930	83,160
第5段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ前年の本人年金収入等 <u>80万円を超える者</u>	基準額× 1.0	7,700	92,400
第6段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が <u>120万円未満</u> の者	基準額× 1.2	9,240	110,880
第7段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が <u>120万円以上210万円未満</u> の者	基準額× 1.3	10,010	120,120
第8段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が <u>210万円以上320万円未満</u> の者	基準額× 1.5	11,550	138,600
第9段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が <u>320万円以上420万円未満</u> の者	基準額× 1.7	13,090	157,080
第10段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が <u>420万円以上520万円未満</u> の者	基準額× 1.9	14,630	175,560
第11段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が <u>520万円以上620万円未満</u> の者	基準額× 2.1	16,170	194,040
第12段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が <u>620万円以上720万円未満</u> の者	基準額× 2.3	17,710	212,520
第13段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が <u>720万円以上</u> の者	基準額× 2.4	18,480	221,760

※第1段階から第3段階については、介護保険法施行令により、それぞれに軽減割合が適用されます。

(第1段階0.17、第2段階0.2、第3段階0.005)

※各段階の保険料は基準額(7,700円)に保険料率を乗じ、10円未満を切り捨てています。

⑤介護保険事業費の見込み(令和12年度・令和22年度)

○標準給付費見込額

令和12年度・令和22年度について、介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を以下のように見込みます。

(単位:円)

		令和12年度	令和22年度
① 介護サービス総給付費		879,137,000	884,882,000
給 付 費 以 外 の 費 用	② 特定入所者介護(予防)サービス費等給付額	63,860,310	68,084,531
	③ 高額介護(予防)サービス費等給付額	29,643,697	31,604,564
	④ 高額医療合算(予防)介護サービス費等給付額	2,733,721	2,914,551
	⑤ 審査支払手数料	778,860	830,340
合計：標準給付費見込額 (①+②+③+④+⑤)		976,153,588	988,315,986

⑥保険料の算定(令和12年度・令和22年度)

本計画においては、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据えた中長期的な計画であることから、令和12年度・令和22年度における本村の介護保険料を参考値として算定しています。

(単位:円・人)

	令和12年度	令和22年度
標準給付費見込額 (A)	976,153,588	988,315,986
地域支援事業費 (B)	51,250,103	47,146,110
介護予防・日常生活支援総合事業(C)	26,618,700	23,848,109
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費(D)	15,442,403	14,109,001
包括的支援事業(社会保障充実分)(E)	9,189,000	9,189,000
第1号被保険者負担分相当額 (F)【(A+B)×第1号被保険者負担割合 a%】 ※a:令和7年度23.4%、令和22年度26.8%	246,576,886	269,220,145
調整交付金相当額 (G)【(A+C)×5%】	50,138,614	50,608,205
調整交付金見込額 (H)	0	46,155,000
保険料収納必要額 (I)【F+G-H】	296,715,500	273,673,350
予定保険料収納率 (J)	98.00%	
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (K) (第1号被保険者数)	2,595	2,370
保険料基準額(月額) (L)【I÷J÷K÷12】	9,723	9,820

※端数処理のため、合計が合わないことがあります。

第5章 計画の推進体制

I 計画の周知・連携による推進

計画を推進していくためには、村民に計画の内容を理解していただくことが第一歩となります。そのため、広報やホームページへの掲載などを通じて計画内容の周知を図ります。また、介護保険サービスをはじめ、地域支援事業、村の保健福祉サービスの内容に関する情報提供に努めます。

II 計画の進行管理・評価・見直し

計画の推進にあたっては、地域住民、医療、福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが必要です。そのため、六ヶ所村介護保険事業運営協議会ほか各分野の意見を取り入れながら、事業の実施状況の点検、改善を図り、計画の進捗状況の管理と円滑な推進に努めます。

また、本計画は、具体的な事業を計画する期間は令和6年度から令和8年度までの3か年の計画ですが、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据えた中長期的な計画という性格も有しています。そのため、本計画の最終年度となる令和8年度には、第9期計画期間の評価だけではなく、中長期的な視点も踏まえて計画の見直しを図り、新たな3か年計画を策定する必要があります。

計画の見直しにあたっては、令和8年度における目標値をはじめ、計画期間におけるサービスの計画値と利用実績、アンケート調査結果など、具体的な指標をできる限り活用した評価に努め、その結果を第10期計画に反映させます。

資料

I 六ヶ所村介護保険事業運営協議会設置要綱

平成 24 年 3 月 30 日訓令第 10 号
改正

平成 29 年 6 月 26 日訓令第 16 号

(設置)

第 1 条 介護保険事業の適正かつ円滑な運営と公正・中立性の確保を図るため六ヶ所村介護保険事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 運営協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定、変更及び推進に関する事。
- (2) 地域包括支援センターの設置、変更、廃止及び運営、評価に関する事。
- (3) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関する事。
- (4) その他介護保険事業を適正かつ円滑に推進するために必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 運営協議会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 介護保険のサービス事業者及び医療・保健・福祉に係る職能団体の関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他村長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、村長が特別の理由があると認めるときは、任期中でも委嘱を解くことができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 運営協議会に会長及び副会長を各 1 名置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長の指名により決定する。
- 4 会長は、運営協議会を代表し、会議を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議を主宰する。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

4 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
(報酬等)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算に定める範囲内で報酬及び費用弁償を支給することができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た守秘義務が必要となる事項について、他に漏らしてはならない。委員を退いた後においても、同様とする。

(事務局)

第9条 運営協議会の事務局は、福祉課に置く。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(六ヶ所村地域包括支援センター室運営協議会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 六ヶ所村地域包括支援センター室運営協議会設置要綱(平成18年4月1日制定)

(2) 六ヶ所村介護保険事業計画策定委員会設置要綱(平成20年11月25日制定)

(3) 六ヶ所村地域密着型サービス運営委員会設置要綱(平成20年11月25日制定)

附 則(平成29年6月26日訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

Ⅱ 六ヶ所村介護保険事業運営協議会委員名簿

期間：令和3年7月1日～令和6年3月31日

	所属名	役職名	委員名	備考	
1	六ヶ所村社会福祉協議会	会長	橋本 喜代二	設置要綱第3条第2項第2号	会長
2	地域医療振興協会 六ヶ所村介護老人保健施設ニッコウキスゲ	施設長	船越 樹	設置要綱第3条第2項第2号	委員
3	六ヶ所村民生委員協議会	会長	上長根 浅吉	設置要綱第3条第2項第2号	副会長
4	六ヶ所村行政連絡員協議会	会長	小泉 國雄	設置要綱第3条第2項第2号	委員
5	六ヶ所村保健協力員協議会	会長	高橋 靖子	設置要綱第3条第2項第2号	委員
6	被保険者（第1号）	代表	中村 嘉悦	設置要綱第3条第2項第1号	委員
7	被保険者（第1号）	代表	木村 義一郎	設置要綱第3条第2項第1号	委員
8	被保険者（第2号）	代表	葛西 奈栄子	設置要綱第3条第2項第1号	委員
9	被保険者（第2号）	代表	野坂 玲子	設置要綱第3条第2項第1号	委員
10	学識経験者	代表	野坂 信一	設置要綱第3条第2項第3号	委員
11	社会福祉法人 松緑福社会 特別養護老人ホーム ぼんてん荘	施設長	佐々木 薫	設置要綱第3条第2項第2号	委員
12	社会福祉法人 松緑福社会 たもぎデイサービスセンター	所長	駒井 長吉	設置要綱第3条第2項第2号	委員
13	社会福祉法人延寿福社会	理事長	木村 忍	設置要綱第3条第2項第2号	委員
14	六ヶ所村 健康課	課長	小川 良子	設置要綱第3条第2項第4号	委員

六ヶ所村高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

～共に健康でいきいきした暮らしを創る～

令和6年3月

発 行 六ヶ所村

編 集 六ヶ所村 福祉課

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 475

TEL : 0175-72-2111 (代)

FAX : 0175-72-2604
